

## 5-2 社会経済活動との両立（県民・事業者への支援）

### （1）事業者への支援

#### 埼玉県感染防止対策協力金

#### 1 概要

本県による営業時間の短縮等の要請に協力した飲食店等を運営する事業者に対して、感染防止対策協力金を支給することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、経営上の影響を受けている事業者を支援した。

#### 2 経緯・取組内容

本県による飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請は、令和2年12月から令和4年3月にかけて、18期にわたり行われた。

##### （1）第1期～第3期の支給要件等

令和2年12月4日から令和3年1月11日にかけて、3期に分けて、飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請が行われた。

対象は、さいたま市大宮区、川口市及び越谷市で飲食店等を運営する事業者だった（大企業を除く）。

なお、令和3年1月8日から県内全域を対象に緊急事態措置（2回目）が実施されたが、飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請については、令和3年1月11日までは、さいたま市大宮区、川口市及び越谷市が対象区域だった。

期	要請期間	対象区域	主な支給要件	1店舗あたり 1日支給額
第1期	・要請期間：12/4～12/17（14日間） ・申請期間：12/18～2/1（46日間）	さいたま市大宮区、川口市、越谷市	①営業時間（カラオケ店・酒類提供有の飲食店） 午前5時から午後10時まで ※1/8から1/11までの全ての期間において、午前5時から午後8時までの更なる時短営業を行った場合は協力金を上乗せ支給 ②彩の国「新しい生活様式」安心宣言 ③埼玉県LINEコロナお知らせシステム	2万円(12/4～12/15) 4万円(12/16～12/17)
第2期	・要請期間：12/18～12/27（10日間） ・申請期間：12/28～2/12（47日間）			4万円
第3期	・要請期間：12/28～1/11（15日間） ・申請期間：1/12～2/26（46日間）			4万円 (1/8～1/11のみ 2万円上乗せ)

(2) 第4期～第6期の支給要件等

令和3年1月12日から令和3年3月21日にかけて、3期に分けて、飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請が行われた。

対象は、県内全域の事業者で、第4期から大企業も含まれた。

なお、令和3年1月8日から実施された緊急事態措置（2回目）の期間は、当初、令和3年2月7日までだったが、令和3年3月7日まで延長され、その後、令和3年3月21日までさらに延長された。

期	要請期間	対象区域	主な支給要件	1店舗あたり 1日支給額
第4期	・要請期間：1/12～2/7（27日間） ・申請期間：2/8～3/26（47日間） ※大企業を協力金の支給対象に変更	県内全域	①営業時間：午前5時から午後8時まで ②酒類提供：午前11時から午後7時まで ③彩の国「新しい生活様式」安心宣言 ④埼玉県LINEコロナお知らせシステム	6万円
第5期	・要請期間：2/8～3/7（28日間） ・申請期間：3/8～4/23（47日間）			
第6期	・要請期間：3/8～3/21（14日間） ・申請期間：3/22～5/13（53日間）			

(3) 第7期及び第8期の支給要件等

令和3年3月22日から令和3年4月19日にかけて、2期に分けて、飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請が行われた。

対象は、県内全域の事業者だった。

期	要請期間	対象区域	主な支給要件	1店舗あたり 1日支給額
第7期	・要請期間：3/22～3/31（10日間） ・申請期間：4/1～5/21（51日間）	県内全域	①営業時間：午前5時から午後9時まで ②酒類提供：午前11時から午後8時まで ③彩の国「新しい生活様式」安心宣言 ④埼玉県LINEコロナお知らせシステム	4万円
第8期	・要請期間：4/1～4/19（19日間） ・申請期間：4/20～6/10（52日間）			

(4) 第9期～第12期の支給要件等

令和3年4月20日から令和3年7月11日にかけて、4期に分けて、飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請が行われた。

この期間、まん延防止等重点措置が実施・延長され、措置区域が当初の2市（さいたま市及び川口市）から15市町まで拡大された。これに合わせて、飲食店等に対する要請の対象区域が設定された。

第9期から、売上高又は売上高の減少額に応じて支給額を決定する規模別協力金が導入された。

期	要請期間	対象区域	主な支給要件	1店舗あたり 1日支給額
第9期	・要請期間：4/20～5/11（22日間） ・申請期間：5/12～7/12（62日間）	【措置区域】 さいたま市、川口市	4/20～ 【措置区域】 ①営業時間：午前5時から午後8時まで ②酒類提供：午前11時から午後7時まで	売上高に応じて変動  【措置区域】 （4万円～10万円） ※国の経過措置により 下限額が4万円  【措置区域外】 （2.5万円～7.5万円）
		【措置区域外】 上記以外の市町村	③彩の国「新しい生活様式」安心宣言 ④埼玉県LINEコロナお知らせシステム ⑤彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋ （措置区域内の飲食店に限る。）	
		【措置区域外】 上記以外の市町村	③彩の国「新しい生活様式」安心宣言 ④埼玉県LINEコロナお知らせシステム ⑤彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋ （措置区域内の飲食店に限る。）	
第10期	・要請期間：5/12～5/31（20日間） ・申請期間：6/1～7/26（56日間）	【措置区域】 さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町（15市町）	【措置区域】 ①営業時間：午前5時から午後8時まで ②酒類提供：終日、自粛	売上高に応じて変動  【措置区域】 （4万円～10万円） ※10期のみ下限3万円を 4万円に増額（県独自）  【措置区域外】 （2.5万円～7.5万円）
		【措置区域外】 上記以外の市町村	【措置区域外】 ①営業時間：午前5時から午後9時まで ②酒類提供：終日、自粛（1人又は同居家族のグループには午前11時から午後8時まで提供可。）	
第11期	・要請期間：6/1～6/20（20日間） ・申請期間：6/21～8/16（57日間）	【措置区域】 さいたま市、川口市、川越市、所沢市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町（15市町）	【措置区域】 ①営業時間：午前5時から午後8時まで ②酒類提供：終日、自粛（1人又は同居家族のグループには午前11時から午後8時まで提供可。）	売上高に応じて変動  【措置区域】 （3万円～10万円）  【措置区域外】 （2.5万円～7.5万円）
		【措置区域外】 上記以外の市町村	③彩の国「新しい生活様式」安心宣言 ④埼玉県LINEコロナお知らせシステム ⑤彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋ （措置区域内の飲食店に限る。）	

期	要請期間	対象区域	主な支給要件	1店舗あたり 1日支給額
第12期	・要請期間：6/21～7/11 (21日間) ・申請期間：7/12～9/6 (57日間)	【措置区域】 さいたま市、川口市	【措置区域】 ①営業時間：午前5時から午後8時まで ②酒類提供：彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+を受けている又は申請中の店舗は午前11時から午後7時までの間、1人又は同居家族のみのグループに限り提供可。 【措置区域外】 ①営業時間：午前5時から午後9時まで ②酒類提供：彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+を受けている又は申請中の店舗は午前11時から午後8時までの間、4人以下又は同居家族のみのグループに限り提供可。	売上高に応じて変動  【措置区域】 (3万円～10万円)
		【措置区域外】 上記以外の市町村	③彩の国「新しい生活様式」安心宣言 ④埼玉県LINEコロナお知らせシステム ⑤彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+ (県内全域で協力金の支給要件に変更)	【措置区域外】 (2.5万円～7.5万円)

(5) 第13期～第15期の支給要件等

令和3年7月12日から令和3年10月24日にかけて、3期に分けて、飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請が行われた。

この期間、まん延防止等重点措置の延長及び緊急事態措置(3回目)の実施・延長があり、措置区域の拡大等があった。これに合わせて、飲食店等に対する要請の対象区域が設定された。

期	要請期間	対象区域	主な支給要件	1店舗あたり 1日支給額
第13期	・要請期間：7/12～8/31（42日間） ・申請期間：9/1～10/29（59日間） ※第13期より早期給付の制度を創設	【～8/1 措置区域】 【8/2～ 緊急事態措置区域】 さいたま市、川口市	【措置区域】 ①営業時間：午前5時から午後8時まで ②酒類提供：終日、自粛。ただし、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+を受けた店舗は午前11時から午後7時までの間、1人又は同居家族のみのグループに限り提供可。	売上高に応じて変動  【緊急事態措置区域】 （4万円～10万円）
		【～7/19 措置区域外】 【7/20～ 措置区域】 【8/2～ 緊急事態措置区域】 川越市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町（18市町）	【措置区域外】 ①営業時間：午前5時から午後9時まで ②酒類提供：終日、自粛。ただし、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+を受けた店舗は午前11時から午後8時までの間、4人以下又は同居家族のみのグループに限り提供可。	【措置区域】 （3万円～10万円）
		【～8/1 措置区域外】 【8/2～ 緊急事態措置区域】 上記以外の市町村	【緊急事態措置区域】 ①営業時間：午前5時から午後8時まで ②酒類提供：終日、自粛	【措置区域外】 （2.5万円～7.5万円）
第14期	・要請期間：9/1～9/30（30日間） ・申請期間：10/1～11/30（61日間）	【緊急事態措置区域】 県内全域	①営業時間：午前5時から午後8時まで ②酒類提供：終日、自粛 ③彩の国「新しい生活様式」安心宣言 ④埼玉県LINEコロナお知らせシステム ⑤彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（県内全域）	売上高に応じて変動  【緊急事態措置区域】 （4万円～10万円）
第15期	・要請期間：10/1～10/24（24日間） ・申請期間：10/25～12/24（62日間）	【段階的緩和措置】 県内全域	・彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+認証店 ①営業時間：午前5時から午後9時まで ②酒類提供：午前11時から午後8時まで ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+非認証店 ①営業時間：午前5時から午後8時まで ②酒類提供：終日、自粛  ③彩の国「新しい生活様式」安心宣言 ④埼玉県LINEコロナお知らせシステム	売上高に応じて変動  【段階的緩和措置】 （2.5万円～7.5万円）

(6) 第16期～第18期の支給要件等

令和4年1月21日から令和4年3月21日にかけて、3期に分けて、飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請が行われた。

この期間、まん延防止等重点措置（2回目）の実施・延長があり、措置区域は県内全域であった。これに合わせて、飲食店等に対する要請の対象区域も県内全域に設定された。

期	要請期間	対象区域	主な支給要件	1店舗あたり 1日支給額
第16期	・要請期間：1/21～2/13 (24日間) ・申請期間：2/14～4/15 (61日間)	【措置区域】 県内全域	・ワクチン・検査パッケージ適用店 ①営業時間：午前5時から午後9時まで ②酒類提供：午前11時から午後8時半まで ③人数上限：人数上限なし	売上高に応じて変動  【措置区域】 適用店 (2.5万円～7.5万円) その他 (3万円～10万円)
第17期	・要請期間：2/14～3/6 (21日間) ・申請期間：3/7～5/6 (61日間)		・ワクチン・検査パッケージ非適用店、未登録店 ①営業時間：午前5時から午後8時まで ②酒類提供：終日、自粛 ③人数上限：同一グループ、同一テーブル4人以内	
第18期	・要請期間：3/7～3/21 (15日間) ・申請期間：3/22～5/20 (60日間)		④彩の国「新しい生活様式」安心宣言 ⑤埼玉県LINEコロナお知らせシステム	

(7) 追加申請の受付

申請期限内に感染防止対策協力金の申請ができなかった事業者のため、追加申請の受付を2回行った。

ア 第2期～第13期要請分

追加申請受付期間 令和3年11月22日～令和3年12月28日

イ 第14期～第18期要請分

追加申請受付期間 令和4年6月6日～令和4年7月31日

【参考】感染防止対策協力金（第1期～第18期）の支給状況

期	要請期間	申請数	支給件数	支給率	支給額（円）
第1期	R2.12.4～R2.12.17	2,494	2,429	97.4%	831,040,000
第2期	R2.12.18～R2.12.27	2,591	2,538	98.0%	1,096,400,000
第3期	R2.12.28～R3.1.11	2,762	2,675	96.9%	1,980,520,000
第4期	R3.1.12～R3.2.7	19,736	19,513	98.9%	40,253,700,000
第5期	R3.2.8～R3.3.7	19,669	19,537	99.3%	42,079,140,000
第6期	R3.3.8～R3.3.21	19,508	19,413	99.5%	20,943,780,000
第7期	R3.3.22～R3.3.31	16,880	16,630	98.5%	8,511,960,000
第8期	R3.4.1～R3.4.19	16,904	16,704	98.8%	16,184,520,000
第9期	R3.4.20～R3.5.11	17,944	17,849	99.5%	19,229,025,000
第10期	R3.5.12～R3.5.31	17,711	17,615	99.5%	18,557,082,000
第11期	R3.6.1～R3.6.20	17,757	17,665	99.5%	16,737,783,000
第12期	R3.6.21～R3.7.11	17,358	17,190	99.0%	15,746,801,000
第13期	R3.7.12～R3.8.31	20,113	20,046	99.7%	52,947,900,000
第14期	R3.9.1～R3.9.30	19,440	19,375	99.7%	35,270,635,000
第15期	R3.10.1～R3.10.24	16,931	16,733	98.8%	15,629,940,000
第16期	R4.1.21～R4.2.13	19,250	19,081	99.1%	21,394,693,000
第17期	R4.2.14～R4.3.6	19,201	19,037	99.1%	18,978,347,000
第18期	R4.3.7～R4.3.21	19,044	18,927	99.4%	13,486,382,000
計		285,293	282,957	99.2%	359,859,648,000

### 3 実施上の課題と対応

- ・ 感染防止対策協力金については、支給総額が多額になるだけでなく、申請受付から審査及び支給までの事務量も膨大になった。申請受付及び審査等に係る事務を民間企業に業務委託するとともに、産業労働部内外から応援職員を依頼し、業務を適正・円滑に実施するよう努めた。
- ・ 感染防止対策協力金は事業費が非常に多額となった。国からは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、協力金のためとして協力要請推進枠や即時対応特定経費交付金の措置はあったものの、協力金全額が対象とはなっておらず、対象外部分に他の中小企業の感染症対策や経済の回復に向けた支援策にも活用できる地方創生臨時交付金の地方単独事業分を充当せざるを得なかった。そのため、令和3年6月に国に対し、協力金の財源の全額措置を確実にを行うよう要望した。

### 4 ICTの活用

感染防止対策協力金の申請について、計2回の追加申請を除き、第1期から第18期までの全ての期において、原則、電子申請による受付を行った。

申請システムはクラウド型サービス「Salesforce」で構築し、委託事業者を含む担当者間で申請件数や審査事務の進捗状況等をシステム上で把握できるようにした。紙書類による申請も受け付けたが、委託事業者が受け付けた後「Salesforce」に入力処理も行い、全ての申請データがシステム上で確認できる状態とした。

### 5 広報・関係機関への周知

- ・ 県のホームページやFacebook、Twitter、LINE、メールマガジンなど、様々な広報媒体を活用して制度の周知を行った。
- ・ 事業者あてのチラシを作成し、県のホームページに掲載するとともに、市町村、商工団体、事業組合等の各種関係団体に対し周知を依頼した。
- ・ 過去の期に電子申請している事業者には、メールによるプッシュ型通知を行い、郵送申請している事業者には、郵送によるプッシュ型通知を行った。

### 6 自己評価

支給率は99.2%に達し、申請に対して概ね感染防止対策協力金を支給することができた。これにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止と経営上の影響を受けている事業者の支援につながった。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

- ・事業者への要請に伴う協力金は事業費が非常に多額であり、新興感染症の感染拡大防止対策を行う際には、国に対し、事業費全てに対する財源措置を確実にを行うよう、改めて要望する必要がある。
- ・この度の新型コロナウイルス感染症対策では、飲食店等に対し営業時間の短縮等を要請し、感染防止対策協力金を支給した。各事業者に与える影響が非常に大きいことや事業費全体が非常に多額であることから、今後の新興感染症への対応では、今回の対応も参考にして、要請の対象等を判断していくことが重要である。
- ・今回の感染防止対策協力金では、第8期までは事業者の売上高に関わらず一律の支給額であったが、第9期以降は経営への影響の度合いに応じた必要な支援となるよう国が制度を見直した。しかし、その後も固定費の高い飲食店からは協力金が足りないという声がある一方で、営業実態に比して協力金が多額となっている飲食店もあるとの報道もあった。今後、新興感染症の感染拡大防止対策を行う際には、国に対し、創設当初から今回の対応を踏まえ影響の度合いに応じたより適切な支援制度とするよう、要望する必要がある。

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
- ・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における『協力要請推進枠』の創設について」(令和2年11月17日付け内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)

## 9 事業費・財源

事業費	令和2年度	49,807,615千円
	令和3年度	277,469,248千円
	令和4年度	37,435,226千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

感染防止対策協力金については、事業者を支援する観点から、できるだけ早期の支給ができるよう従前、提出した申請書類については、一部省略を可能にするなどの効率化・簡素化に取り組むとともに、審査は原則、電子書面の確認により行った。そうした取組により、一方では過誤申請が発生するなど、

事業者に対して返還を求めざるを得ない事案も生じた。経営上の理由等により、直ちに返還することが困難な事業者もあり、適正な債権管理に努めているところである。

## 強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症と共存できる強い埼玉県経済を構築するため、国・県・経済団体等の各主体がそれぞれの役割を明確にしながら、埼玉県全体としてビジョンを共有し、社会実装できる施策・事業を展開するものである。令和2年5月に設置され、現在、県を含む13団体で構成されている。

### 2 経緯・取組内容

戦略会議の設置経緯としては、第1波において、県内経済3団体から「官民連携のプラットフォームを設置してもらいたい」旨の御意見があり、国会議員連絡会議においても「埼玉県、関東経済産業局及び埼玉労働局が連携・協力したトライアングル体制を作ってはどうか」との御提言を頂いた。

これを踏まえ、令和2年5月28日に、「新型コロナウイルス感染症と共存できる強い埼玉県経済を構築」するため国・県・経済団体等からなる「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」を設置した。

令和5年5月7日時点で、令和2年度に4回、令和3年度に2回、令和4年度に4回、令和5年度に1回（継続して実施予定）の計11回開催している。

委員については、当初、国・県・経済団体の6名（埼玉県、関東経済産業局、埼玉労働局、（一社）埼玉県商工会議所連合会、（一社）埼玉県経営者協会、埼玉経済同友会）からスタートした。

その後、小規模事業者の声や足元の経済・金融情勢を踏まえた議論を行う必要があることから、令和2年度第4回戦略会議（令和2年11月4日開催）から新たに4名（関東財務局、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、（一社）埼玉中小企業家同友会）の委員に御参画いただくこととなった。

さらに、令和3年度からは、産・官・学・金・労のオール埼玉で社会実装できる施策・事業を打ち出すべく、令和3年度第1回戦略会議（令和3年8月6日開催）から更に3名の委員（日本労働組合総連合会埼玉県連合会、埼玉大学、（一社）埼玉県銀行協会）に御参画いただき、様々な視点からの議論を行ってきた。

【参考：委員一覧（令和5年5月7日時点）】

参画時期	団 体	役 職	氏 名
R2. 第1回	埼玉県	知 事	大野 元裕
R2. 第4回	財務省関東財務局	局 長	成田 耕二
R2. 第1回	経済産業省関東経済産業局	局 長	太田 雄彦
R2. 第1回	厚生労働省埼玉労働局	局 長	久知良 俊二
R2. 第1回	（一社）埼玉県商工会議所連合会	会 長	池田 一義
R2. 第4回	埼玉県商工会連合会	会 長	三村 喜宏
R2. 第4回	埼玉県中小企業団体中央会	会 長	小谷野 和博
R2. 第1回	（一社）埼玉県経営者協会	会 長	原 敏成
R2. 第1回	埼玉経済同友会	代表幹事	吉野 寛治
R2. 第4回	（一社）埼玉中小企業家同友会	代表理事	小松 君恵
R3. 第1回	日本労働組合総連合会 埼玉県連合会	会 長	近藤 嘉
R3. 第1回	国立大学法人埼玉大学	学 長	坂井 貴文
R3. 第1回	（一社）埼玉県銀行協会	会 長	福岡 聡

### 3 実施上の課題と対応

#### （1）検討テーマについて

戦略会議では、議論を深めるべきテーマや課題の共有を行うとともに、様々な知見を有する産・官・学・金・労の委員から新型コロナウイルス感染症と共存する強い経済をつくるための提言を取りまとめ、各主体それぞれが社会実装してきた。

また、構造的な課題がある3テーマについては国と県がしっかりと連携した取組を行う必要があることから、令和4年度に部会を設置し、課題の深掘りを行ってきた（令和4年度は部会を4回開催）。

※構造的な課題3テーマ —

- 価格転嫁の円滑化
- 雇用の流動性確保（社会的な適材適所）
- 中小企業の業態転換

#### （2）議事録の公表について

戦略会議は、委員の率直な意見を聴取するため、会議は非公開としており、議事録の公開は行っていない。

一方、県民の関心も高いことから、会議後は知事が出席委員と共に当日の議

論について取材対応を行うとともに、後日、会議概要、会議資料を県のホームページで公開している。

#### 4 ICTの活用

会議の開催に当たって、オンライン会議ツールやペーパーレス会議ツールを使用している。

このため、委員の事情により遠方からの出席となる場合や、会議資料が複数ある場合についても、スムーズな会議進行ができています。

#### 5 広報・関係機関への周知

会議開催時の報道機関への周知や、会議後の取材対応（ぶら下がり会見）、会議後の会議資料・会議概要のホームページでの公表によって周知を図った。

#### 6 自己評価

感染防止対策と社会経済活動の両立に、戦略会議のプラットフォームが効果的に機能し、国や経済団体など様々な立場からの意見・提言を受け、施策に効果的に反映することができた。

また、関係団体との連携強化につながっており、こうした連携を基に、エネルギー・原材料価格高騰に対応すべく締結した「価格転嫁の円滑化に関する協定」が可能となったと考える。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

新興感染症の感染拡大時には、本会議において議論を深め、新興感染症と共存できる強い経済を構築するための提言をとりまとめ、産・官・学・金・労の各主体が社会実装していく必要がある。

#### 8 根拠法令・事務連絡等

強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議設置要綱

#### 9 事業費・財源

事業費	令和2年度	83千円
	令和3年度	83千円
	令和4年度	180千円

財源 一般財源

## 10 5類移行に伴う対応

会議の目的を、新型コロナウイルス感染症と共存できる強い埼玉県経済の構築を議論するものから、緊急的・中長期的・構造的な経済課題を議論していただくものとした。

令和5年9月7日 令和5年度第2回強い経済の構築に向けた埼玉県戦略  
会議開催

## 観光関連事業者への支援

コロナ禍における外出自粛要請等により大きな影響を受けた県内観光関連事業者を支援するため、本県への旅行者に対する割引支援やクーポン券配布を行う観光応援キャンペーンを実施した。また、観光バスの利用や県産品の販売促進による支援や、宿泊事業者が行う感染防止対策に対する支援等を実施した。

(観光関連事業者への支援)

- ・取組1 観光応援キャンペーン
- ・取組2 安心・安全なバスを利用した観光需要喚起促進事業
- ・取組3 多彩な埼玉！県内バスツアー応援事業
- ・取組4 宿泊事業者感染拡大防止策等支援事業
- ・取組5 県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業

## 取組 1 観光応援キャンペーン

### 1 概要

埼玉県で実施した観光応援キャンペーンには、国の補助制度を活用して実施したものと、本県が独自に実施したものの2種類がある。

全国一律の「ブロック割」「全国旅行支援」は、旅行、宿泊に対する割引と、飲食店や土産物店等で利用できるクーポン券の配布がセットになった制度。

他方、本県が独自に実施した事業「とくとく埼玉！」は、県内宿泊施設への宿泊者を対象として、飲食店や土産物店等で利用できるクーポン券を配布したものである。なお、「とくとく埼玉！」は全国一律の観光応援キャンペーンとの相乗効果を高めるため併用を可能とした。

【キャンペーンロゴ（2023 全国版旅して！埼玉割観光応援キャンペーン）】



### 2 経緯・取組内容

(1) 「G・T・トラベル」から「ブロック割」、「全国旅行支援」まで

令和2年7月22日、国による「G・T・トラベル」事業が開始されたが、令和2年12月28日に感染拡大を受け、同事業は一時停止した。

令和3年4月1日には、国補助に基づく都道府県事業として、居住地の都道府県内を旅行する際に、割引支援とクーポン券の配布を受けられる「県民割」制度がスタートした。ただし、事業実施は、感染状況がステージⅡ相当以下の都道府県に限られていたため、本県では同事業は実施されていない。

令和3年11月19日には、旅行目的地を居住地に隣接する都道府県にまで拡大した「隣県割」制度が創設。本県においても令和4年1月からの事業開始を予定していたが、オミクロン株の感染拡大により、事業は実施されなかった。

令和4年3月25日には、「隣県割」を居住地の運輸局管内（埼玉県の場合は、関東運輸局管内の、東京、千葉、神奈川、山梨、群馬、栃木、茨城の1都7県。ただし東京都は事業参加せず。）にまで拡大した「ブロック割」制度が

創設。本県も令和4年4月2日から令和4年10月10日まで（GWの4月29日～5月8日は除外）「旅して！埼玉割観光応援キャンペーン」として実施した。

さらに、令和4年10月11日からは、対象旅行の目的地を全国に拡大した「全国旅行支援」制度が開始され、本県も令和4年12月27日までの期間で「全国版旅して！埼玉割観光応援キャンペーン」として実施した。

令和5年1月10日からは割引率を40%から20%に引き下げる等の制度の内容が変更され、本県も令和5年11月30日までの期間で「2023 全国版旅して！埼玉割観光応援キャンペーン」として実施した。

国の補助制度を活用した観光応援キャンペーン			
項目	「旅して！埼玉割」観光応援キャンペーン 【国庫10/10(観光庁)】 ブロック割	「全国版 旅して！埼玉割」観光応援キャンペーン 【国庫10/10(観光庁)】 全国旅行支援	「2023 全国版 旅して！埼玉割」観光応援キャンペーン 【国庫10/10(観光庁)】 全国旅行支援(新制度)
制度	宿泊・日帰り旅行に支援 (1)代金割引:50%(上限:5千円) (2)地域観光クーポン:2千円	宿泊・日帰り旅行に支援 (1)代金割引:40% (上限:交通付旅行商品:8千円、その他:5千円) (2)地域観光クーポン(平日:3千円、休日:1千円)	宿泊・日帰り旅行に支援 (1)代金割引:20% (上限:交通付旅行商品:5千円、その他:3千円) (2)地域観光クーポン(平日:2千円、休日:1千円)
対象	県民及び隣接県民等 ※東京都民は対象外 ※ワクチン・検査パッケージ適用	県民及び全国からの旅行者 ※ワクチン・検査パッケージ適用	県民及び全国からの旅行者 ※ワクチン・検査パッケージ適用(5月8日以降廃止)
事業期間	令和4年4月2日～令和4年10月10日 ※クーポン利用期限:令和4年10月11日 ※GW(令和4年4月29日～令和4年5月8日)は対象外	令和4年10月11日～令和4年12月27日 ※クーポン利用期限:令和4年12月28日	令和5年1月10日～令和5年11月30日 ※クーポン利用期限:令和5年12月1日 ※GW(令和5年4月29日～令和5年5月7日)は対象外
事業費	23億5,261万2千円	35億9,085万2千円(一部新制度含む)	6億5,490万4千円(4月19日時点)
実績	クーポン配布枚数 687,404枚/860,000枚(配布率 約79.9%) クーポン利用枚数 661,518枚/687,404枚(利用率 約96.2%)	クーポン配布枚数 1,215,263枚/1,335,825枚(配布率 約91.0%) クーポン利用枚数 1,070,270枚/1,215,263枚(利用率 約88.1%)	クーポン配布枚数(9月14日現在) 956,063枚/約1,030,596枚(配布率 約92.8%) クーポン利用金額(8月26日現在)※電子クーポンのため 867,457,767円/942,531,000円 (利用率 約92.0%)
対象施設	割引対象・クーポン配布施設 193施設 クーポン利用可能施設 3,003施設	割引対象・クーポン配布施設 255施設 クーポン利用可能施設 6,331施設	割引対象・クーポン配布施設 145施設 クーポン利用可能施設 5,801施設 ※9月19日現在

(2) 本県独自の観光応援キャンペーン（とくとく埼玉！）

本県では「G・O・T・トラベル」、「ブロック割」「全国旅行支援」に上乗せする形で、県内宿泊施設への宿泊者を対象として、飲食店や土産物店等で利用できるクーポン券を配布する「とくとく埼玉！」観光応援キャンペーンを実施した。

令和2年11月7日、「G・O・T・トラベル」への上乗せとして、クーポン券を3千円分配布する同制度の第1弾を開始した。当事業は「G・O・T・トラベル」に合わせ、令和2年12月28日に事業を一時停止した。令和3年11月1日には、感染状況が落ち着いたことから事業を再開したが、オミクロン株の感染拡大により令和4年1月14日から事業を停止した。

令和4年1月には、「隣県割」の上乗せとして、同事業（2回目）の開始を予定していたが、オミクロン株の感染拡大により、事業は実施されなかった。

令和4年4月2日には、「ブロック割」の上乗せとして、クーポン券の配布額を最大3千円分として令和4年5月31日まで同事業（2回目）を実施した。

令和4年12月9日には、秋冬にかけて落ち込む観光需要の喚起を図るため、「全国旅行支援」の上乗せとして、クーポン券の配布額を最大1千円分として、令和4年12月27日まで同事業（3回目）を実施した。

令和5年1月10日には、クーポン券の配布額を最大2千円分として、令和5年3月24日まで実施した。

本県独自の観光応援キャンペーン			
項目	とくとく埼玉！観光応援キャンペーン(1回目) 【国庫(臨時交付金)】	とくとく埼玉！観光応援キャンペーン(2回目) 【国庫(臨時交付金)】	とくとく埼玉！観光応援キャンペーン(3回目) 【国庫(臨時交付金)】
制度	宿泊旅行に対し3千円分の観光クーポンを配布	宿泊旅行に対し最大3千円分の観光クーポンを配布	宿泊旅行に対し最大2千円分の観光クーポンを配布
対象	県民	県民及び全国からの旅行者 ※ワクチン・検査パッケージ適用	県民及び全国からの旅行者 ※ワクチン・検査パッケージ適用
事業期間	令和2年11月7日～令和4年1月14日 ※クーポン利用期限:令和4年3月11日 ※令和2年12月28日～令和3年10月31日は対象外	令和4年4月2日～令和4年5月31日 ※クーポン利用期限:令和4年10月11日 ※GW(令和4年4月29日～令和4年5月8日)は対象外	令和4年12月9日～令和4年12月27日 最大1千円分配布 令和5年1月10日～令和5年3月24日 最大2千円分配布 ※クーポン利用期限:令和5年3月25日
事業費	3億6,099万円	3億2,734万3千円	4億8,902万3千円
実績	クーポン配布枚数 277,770枚/300,000枚(配布率 約92.6%) クーポン利用枚数 247,267枚/277,770枚(利用率 約89.0%)	クーポン配布枚数 270,934枚/300,000枚(配布率 約90.3%) クーポン利用枚数 248,536枚/270,934枚(利用率 約91.7%)	クーポン配布枚数 428,300枚/480,000枚(配布率 約89.2%) クーポン利用枚数 402,099枚/428,300枚(利用率 約93.9%)
対象施設	クーポン配布施設 156施設 クーポン利用可能施設 2,481施設	クーポン配布施設 166施設 クーポン利用可能施設 3,030施設	クーポン配布施設 222施設 クーポン利用可能施設 5,853施設

### 3 実施上の課題と対応

- ・「GOTトラベル」、「ブロック割」「全国旅行支援」は全国的に実施された。そこで、本県独自の「とくとく埼玉！」を上乘せすることで、埼玉県が旅行先として選択されるためのインセンティブとした。なお、事業は、観光客による消費が宿泊施設以外の幅広い観光関連事業者にも及ぶように、飲食店や土産物店で利用できるクーポン券の配布とした。
- ・「ブロック割」「全国旅行支援」は、平日と休日でクーポン券の配布枚数が異なるなど内容が複雑な上、1か月ごとの期間延長を繰り返すなど制度変更が頻繁であった。また、「とくとく埼玉！」との併用により制度が更に複雑となった側面があった。そのため、観光課職員はもとより受託事業者のスタッフにも制度の深い理解を促すとともに、具体的な事例の共有を図ることで、旅行者や参加事業者からの問い合わせに丁寧に対応できる体制を整えた。また、制度変更時には、参加事業者に対して、メール送付に加え電話による説明を行うなど、きめ細やかな対応を行った。

### 4 ICTの活用

- ・「2023 全国版旅して！埼玉割観光応援キャンペーン」では電子クーポン券を配布した。
- ・事業者が観光応援キャンペーンに参画する際には、原則、ホームページから申請するものとした。

### 5 広報・関係機関への周知

- ・関東近都県を中心とした県外への広報としては、新聞広告、ラジオ広告、ウェブ広告、キャンペーン独自ホームページの運営などを行った。
- ・県民向けの広報としては、県ホームページや県公式アプリ「まいたま」などでのPRを行った。
- ・制度の開始・変更の際には参加事業者に加え、埼玉県旅行業協会、埼玉みどころ旬感協議会（市町村及び市町村観光協会が会員）に周知を行った。
- ・「全国旅行支援」と「とくとく埼玉！（3回目）」では、彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）参加店舗に郵送で参加を呼び掛けた。

### 6 自己評価

- ・帝国データバンクの景気動向調査の「旅館・ホテル」のDI（全国）を、「全国旅行支援」の開始前後で比較すると、開始前の令和4年9月はサービスの平均（46.3）を下回る37.4であったが、事業開始後の令

和4年10月はサービス業の平均（47.1）を上回る53.5であり、15.9ポイントも上昇している。このことから観光キャンペーンには観光需要を喚起する効果があると考えられる。また、「とくとく埼玉」についても、宿泊事業者から、旅行者の利用や問い合わせが増えたとの声が多くあったことから、県独自の観光需要喚起策として効果があったものと考えられる。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

- ・新興感染症発生による観光需要の落ち込みがあった場合、今回と同様の観光応援キャンペーンの実施により観光需要の喚起を図ることが効果的と考えるが、多額な事業費が必要となることから、国に対し財源の全額措置を要望する必要がある。
- ・「ブロック割」「全国旅行支援」は、都道府県が事業の始期・終期やクーポンの利用期間等の詳細を決めることが可能であったが、都道府県ごとにルールが異なるため、利用者や全国の旅行者からは制度が分かりづらい、利用しづらいとの声もあった。他方、都道府県は、国の方針の範囲内では制度設計ができないため地域の実情を反映できないケースがあった。また、国の方針の決定が遅れた際には、利用者と参加事業者への周知が変更日直前となるなどの問題も生じた。新興感染症発生に備え、国には、今回の都道府県補助形式の総括を行うよう要望する必要がある。

## 8 根拠法令・事務連絡等

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱

## 9 事業費・財源

(1) 国の補助制度を活用した観光応援キャンペーン

ア 「旅して！埼玉割」観光応援キャンペーン

事業費 令和3年度 2,352,612千円

財源 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金

イ 「全国版 旅して！埼玉割」観光応援キャンペーン

事業費 令和3年度 3,590,852千円

財源 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金

※一部「2023 全国版 旅して！埼玉割」観光応援キャンペーン含む

ウ 「2023 全国版 旅して！埼玉割」観光応援キャンペーン  
事業費 令和4年度 654,904千円 ※令和5年4月19日現在  
財 源 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金

(2) 本県独自の観光応援キャンペーン

ア 「とくとく埼玉！」観光応援キャンペーン（1回目）  
事業費 令和2年度 360,990千円  
財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

イ 「とくとく埼玉！」観光応援キャンペーン（2回目）  
事業費 令和3年度 327,343千円  
財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

ウ 「とくとく埼玉！」観光応援キャンペーン（3回目）  
事業費 令和4年度 489,023千円  
財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

10 5類移行に伴う対応

「2023 全国版旅して！埼玉割観光応援キャンペーン」は7月21日まで期間を延長して実施したが、需要の回復が不十分であることを考慮し、キャンペーン対象のうち、団体バスツアーのみ11月30日まで延長して実施している。

## 取組 2 安心・安全なバスを利用した観光需要喚起促進事業

### 1 概要

#### (1) 観光バス事業者支援事業

県民限定の募集型企画旅行（パッケージツアー）や教育旅行等を企画・実施する旅行業者を通して県内バス事業者を支援した。

#### (2) バス車内換気能力PR事業

観光バスの車内換気能力についてのデモンストレーションを県内3地区で実施した。また、バスを利用したツアーのチラシを作成し、デモンストレーションの会場で配布した。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 観光バス事業者支援事業

令和2年11月1日に申請受付を開始したが、感染状況の悪化及びGOTトラベル事業の停止に伴い令和2年12月28日以降申請受付及び交付を停止した。

令和3年11月1日には、感染状況が落ち着いたことから事業を再開したが、申請数が補助金の残高を大きく上回ったため、令和3年11月8日に受付を一時停止。その後、審査の結果、補助金額に余裕が出たため再開に向けて調整するもオミクロン株の急拡大に伴い再開は見送りとなった。

なお、制度の詳細は以下のとおりである。

#### <対象となる旅行>

- 募集型企画旅行（パッケージツアー）
- 受注型企画旅行
  - 小・中・高・特別支援学校の社会科見学等
  - 大学・専門学校・短期大学等の研修旅行等
  - 企業や組織団体（自治会や老人会、子供会等）の旅行

#### <交付に係る条件>

- 県内バス事業者を必ず使うこと
- 県内観光スポットを3か所以上巡ること
- 新しい生活様式及び業界ガイドラインに則したツアー企画内容であること

<補助金額>

○バス1台 日帰：6万円、宿泊：10万円

令和2年度実績

支援金 16,000,000円（日帰り250台・宿泊10台）

令和3年度実績

支援金 7,200,670円（日帰り112台・宿泊6台）

<申請受付期間等について>

申請受付期間	対象となる旅行期間	備考
令和2年11月1日 ～令和3年2月20日	令和2年11月1日 ～令和3年2月28日	GOTOトラベル停止 及び緊急事態宣言発令 により、令和2年12月 28日以降申請受付及び 交付を停止。
*1	～令和3年5月31日	
*2	～令和3年8月31日	
令和3年11月1日 ～令和4年2月14日 *3	令和3年11月1日 ～令和4年2月28日	

- \*1 令和2年度末時点では、令和3年4月からGOTOトラベル再開が見込まれており、GOTOトラベル事業の延長が6月30日までと国会で認められていたため、委託先である事務局との契約を6月まで延長し、対象となる旅行期間を定めたが、まん延防止等重点措置の指定が4月以降継続しており、本事業の再開はできなかった。
- \*2 まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の発令により事業の再開はできなかった。
- \*3 申請数が補助金の残高を大きく上回ったため、令和3年11月8日に受付を一時停止。審査の結果補助金額に余裕が出たため再開に向けて調整するもオミクロン株の急拡大に伴い再開は見送りとなった。

(2) バス車内換気能力PR事業

ア 感染予防対策PR

運行後に手すりやシートベルトなどを除菌消毒したり、乗車時には客に手指消毒を求めたりするなど、感染予防に努めていることを紹介。

バス車内ではバスの感染対策ガイドラインを席に配置し参加者に安全性

を紹介した。

#### イ 感染予防対策啓発チラシやグッズの配布

啓発チラシ・感染対策グッズ・バス会社ノベルティ等を配布し、安全性のPRを実施した。

令和2年度実績

11月21日(土) 道の駅花園 参加者数：45名

11月28日(土) 航空公園 参加者数：192名

12月6日(日) イオンモール北戸田 参加者数：160名



### 3 実施上の課題と対応

- ・観光バス事業者支援事業については、令和2年12月28日のG・T・Oトラベル事業の停止に伴い事業を一時停止（令和2年12月28日以降G・T・Oトラベルを利用した事業は停止、それ以外は令和3年1月8日以降、緊急事態宣言の発令に伴い停止）の対応となった。
- ・停止時点では、令和3年4月からG・T・Oトラベル再開が見込まれていたが、その後まん延防止等重点措置の指定が4月以降継続し、令和3年11月まで再開が延期となった経緯がある。
- ・また、再開後の11月には申請が殺到し、1週間で予算残額に到達し、受付を停止せざるを得ない状況となった。
- ・一方で、1月以降オミクロン株の発生により再びツアーの中止が相次ぎ、結果的に予算を残したまま事業は終了となった。
- ・上記より、バスツアーの実施状況は感染状況に大きく左右されやすいことが課題として挙げられる。

#### 4 ICTの活用

専用Webサイトを開設し、事業者以案内を実施。

#### 5 広報・関係機関への周知

新聞広告、県及びちよこたび埼玉ホームページ、日本旅行業協会、全国旅行業協会や埼玉県バス協会ホームページなど様々な媒体を活用して制度の周知を行った。



#### 6 自己評価

新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている県内バス事業者に対する支援につながった。

不特定多数の方と長時間同席するバスツアーは、特に大きな影響を受けたため、緊急性の高い支援であったと考えられる。

一方、新型コロナの感染拡大期においては本事業による支援を行うことができず、先を見越して造成されるツアーの性質と本事業の仕組みがうまくみ合わない点があった。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

特になし

#### 8 根拠法令・事務連絡等

なし

**9 事業費・財源**

事業費 令和2年度 24,518千円

令和3年度 13,892千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

**10 5類移行に伴う対応**

令和3年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組3 多彩な埼玉！県内バスツアー応援事業

### 1 概要

県内旅行事業者が行うバスツアー造成に対しての補助及び県内貸切バス事業者に対する燃料費高騰に伴うコスト増に対しての補助を実施した。

### 2 経緯・取組内容

全国のバスの運行状況は、令和4年4月時点で、前年同月比40%減であり、厳しい状況が続いていた。観光応援キャンペーンにより旅行需要は回復しつつあったが、観光バスツアーの実績は低迷しており、貸切バス事業者の苦しい状況は続いていた。

令和4年5月から6月にかけて旅行事業者や埼玉県バス協会等にバスの運行状況や燃料価格高騰による影響についてヒアリングを実施。バスツアーが低迷していることにより動かせない車両の維持管理費が大きな負担となっていたことに加えて、燃料価格高騰により経営が圧迫されているとの話があった。こうした状況を踏まえて、旅行事業者に対するバスツアーの造成支援や燃料価格の高騰の負担軽減などの面から貸切バス事業者を支援することとした。

令和4年7月25日に申請受付開始。バス事業者については文書及び埼玉県バス協会から周知を行い、旅行事業者についてはJATA及びANTAにより周知を行った。

令和4年9月20日に埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」でバスの換気能力及び県内観光地のPRページを公開。

令和4年11月から順次旅行事業者店舗、観光協会等でバスの安全性や県内の見所をPRするためのリーフレットの配布を開始。旅行者に対する旅行意欲の喚起を促す取組を行った。

各取組の概要及び実績は以下のとおりである。

#### (1) 旅行商品造成支援

##### ○ 補助金額（1旅行商品あたり）

日帰り5万円、宿泊（県内）10万円、宿泊（県外）5万円

○ 補助実績

	申請ツアー数	交付決定額	予算額	執行率
県内日帰り	86 件	4,300 千円	5,000 千円	86%
県内宿泊	7 件	700 千円	2,500 千円	28%
県外宿泊	8 件	400 千円	1,250 千円	32%
合計	101 件	5,400 千円	8,750 千円	49%

(2) 貸切バス事業者支援

○ 補助金額 (バス 1 台あたり)

15 万円

○ 補助実績

	実績	対象数
事業者数	173 事業者 (92%)	189 事業者
交付台数	1,683 台 (96%)	1,748 台
交付金額	252,450 千円 (96%)	262,200 千円

※予算上は台数 1,816 台、272,400 千円であるため、予算に対する執行率は 93%。

3 実施上の課題と対応

- ・アンケート結果によると、補助制度がツアー造成の促進につながったとの回答は、受注型は 7 割を超えていたが、募集型は 4 割に留まった。
- ・観光応援キャンペーンの効果もあり個人旅行は回復傾向にあったが、団体旅行は感染への不安から敬遠される傾向が根強く、募集型旅行については補助の申請がされてもツアーの催行がされず、取り消しとなった申請が多かった。
- ・バスツアーの造成を促進するため、今後もバスの安全性の PR などを継続的に行っていく必要がある。

4 ICT の活用

- ・貸切バス事業者支援については、埼玉県バス協会会員を除き、原則県の電子申請システムを用いた Web 申請方式とした。
- ・効果検証のためのアンケートも電子申請システムを用いて実施した。

5 広報・関係機関への周知

- ・県及びちよこたび埼玉ホームページ、日本旅行業協会、全国旅行業協会メールマガジンや、埼玉県バス協会ホームページなど様々な媒体を活用して

制度の周知を行った。



## 6 自己評価

- ・電子申請システムを用いたWeb申請及び埼玉県バス協会の協力により、貸切バス事業者支援は申請から支払いまで迅速に対応ができた。
- ・貸切バス事業者のアンケートでも、有用な支援であったとの評価であった。
- ・一方、旅行商品造成支援については、バスツアーが感染状況の影響を受けやすいこともあり、思うように支援が進まなかった。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項特になし

## 8 根拠法令・事務連絡等なし

## 9 事業費・財源

事業費 令和4年度 263,169千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

令和4年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組 4 宿泊事業者感染拡大防止策等支援事業

### 1 概要

宿泊事業者が感染拡大防止策の強化等に取り組む際の費用の一部について補助を実施した。

### 2 経緯・取組内容

宿泊事業者が、感染拡大予防ガイドライン等に対応するために実施する感染拡大防止策に係る設備の導入や施設改修、物品の購入経費等に要する経費の一部について補助を支給した。

令和3年8月18日から申請を開始し、遡及分については、令和3年9月30日まで、遡及分以外については令和4年1月14日まで申請を受け付けた。

制度の詳細及び実績は以下のとおりである。

#### ○申請期間

遡及分 令和3年8月18日～令和3年9月30日

遡及分以外 令和3年8月18日～令和4年1月14日

#### ○補助対象期間

遡及分 令和2年5月14日～令和3年8月17日

遡及分以外 令和3年8月18日～令和3年12月31日

#### ○補助対象者

埼玉県内に所在する宿泊施設を有する宿泊事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者をいう。）

#### ○補助率

各施設における事業費の2分の1

#### ○補助額

総客室数 50室～ 上限額5,000千円／1施設

30～49室 上限額3,000千円／1施設

10～29室 上限額1,000千円／1施設

～9室 上限額 500千円／1施設

#### ○補助金予算額

874,800千円

## ○実績

293件

内訳	件数
遡及分	141件
遡及分以外	152件
不交付	0件
交付決定後中止	1件
辞退	13件

### 3 実施上の課題と対応

- ・マスクや消毒液など、消耗品も補助対象となっていたことから、確認作業に多大な時間を要した。また、申請者も個別の請求書や領収書の提出に時間がかかるため、申請を見送る事業者もあった。
- ・キャッシュレス決済の普及に伴い、Pay Pay払いやクレジットカード支払いなど、支払日の確認が難しい場合も多く、通帳の控えの提出を求めするなど、証拠書類の収集に時間を要した。

### 4 ICTの活用

Web申請を原則とし、総申請数の約6割は完全電子の申請であった。

### 5 広報・関係機関への周知

全対象施設あて申請資料等を郵送したほか、県ホームページ、LINE公式アカウントでの広報、埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合への周知依頼など様々な手法で制度の周知を行った。また、電話で直接宿泊施設への制度周知を行った。

### 6 自己評価

- ・一次審査を委託事業者、二次審査を県で実施したが、審査書類が多いため、確認作業に多大な時間を要した。そのため、他課から応援職員の派遣を受けることで迅速な支払いが可能となった。
- ・申請手続きは国の要綱に基づいたものであるが、宿泊事業者からは手続きが煩雑かつ確認にも時間がかかったという意見があった。

### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

マスクや消毒液などの消耗品を対象とする場合は、客室数に応じた定額支給にするなど、申請者側にも確認を行う自治体側にも負担が少なくなる形の

支給方法を検討すべきと考える。

**8 根拠法令・事務連絡等**

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱

**9 事業費・財源**

事業費 令和3年度 205,635千円

財 源 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金  
(感染症拡大防止策等支援)

**10 5類移行に伴う対応**

令和3年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組5 県公式観光サイトを活用した県産品販売支援事業

### 1 概要

対面販売を行う県産品販売事業者が、県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」を活用して県産品を販売する際の商品割引分と送料分の経費補助を実施した。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 制度概要

令和3年7月26日には暫定オープンとして県産品の送料無料販売を実施した。令和3年9月1日から本格オープンし、県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」において、送料無料販売及び商品割引（最大2割引）を、令和4年1月31日まで実施した。

制度の詳細及び実績は以下のとおりである。

	暫定オープン期間	本オープン期間
期間	令和3年7月26日～ 令和3年8月31日	令和3年9月1日～ 令和4年1月31日
サイト	来てみて彩々.com	ちょこたび埼玉オンラインストア
送料	無料	
割引	なし	・1割以内で事業者が選択可能 (0%、5%、10%) ※キャンペーン時は最大2割引
キャンペーン	なし	・毎月テーマを定めピックアップ商品を選定し最大2割引 ・11月からは全商品最大2割引 (埼玉150周年記念)

#### (2) 実績

##### ア 暫定オープン期間

- ・掲載品目数 31社104品目
- ・販売実績 売上：488,939円(税込)  
件数：109件／個数：160個

##### イ 本オープン期間

- ・掲載品目数 174社878品目
- ・販売実績 売上：32,887,877円(税込)※定価ベース  
件数：8,326件／個数：12,538個

### 3 実施上の課題と対応

- ・コロナ禍により土産店や物産展での販売が落ち込んでおり、対面販売を行う県産品販売事業者を支援する必要があった。そこで、県産品をまとめて購入することができるECサイトを立ち上げるとともに、商品の割引販売、送料無料分の補助を県が行うことで、事業者の支援を行うこととした。
- ・サイトの売上げを増加させるためには、事業やサイトの認知度の向上を図る必要があったため、著名人やV T u b e rを活用した広報を実施した。また、掲載商品を増やし、サイトそのものの魅力を向上させるため、農林部と連携し農産品の取扱も増加させた。

### 4 ICTの活用

ECサイトの活用

### 5 広報・関係機関への周知

下記のとおり様々な媒体を活用してPR等を行った。

- ・ホームページ、各種SNS、彩の国だより、まいたまなど県広報媒体を活用したPR
- ・ウェブ、新聞、ラジオでの広報や埼玉高速鉄道での動画放映の実施。イベント出展やチラシ配布などでの広報
- ・V T u b e rやY o u T u b e rを活用した動画配信、アニ玉祭コラボ商品開発によるPR
- ・包括連携企業、県関係団体、旅行業者等を通じたPR
- ・農林部と連携した農業関係者への事業参加の促進

### 6 自己評価

- ・ECサイトでの販売であったことから利用者の約半数は県外在住者であった。また、V T u b e rを活用したPRにより若年者の購買にもつながったため、参加事業者は新たな顧客を獲得することができた。
- ・農林部と連携し農業関係者に事業参加を促したことで、農産物を含む幅広い商品をサイトで販売することが可能となった。
- ・サイトの本格稼働は9月1日であったが、売上額が伸びたのは11月以降の事業後半になり、事業とサイトが認知されるまでに一定の時間がかかった。なお、彩の国だよりやV T u b e rによる生放送での商品PRを行った際には、大きく売上額が上がっており、売上額増加のためには効果的な広報を行うことが重要である。

- 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項**  
ECサイトを活用した県産品の販売は、感染拡大に左右されない販売手法として、引き続き取り組んでいく必要がある。
- 8 根拠法令・事務連絡等**  
なし
- 9 事業費・財源**  
事業費 令和3年度 43,207千円  
財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- 10 5類移行に伴う対応**  
令和3年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 中小企業相談窓口

1 回目の緊急事態措置が発令された令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症に関連する資金繰り支援や各種支援金などに関する質問が急増したため、同年5月、ワンストップで対応できるコールセンターを設置し、県内中小企業や個人事業主からの問い合わせに迅速的確に対応した。

また、商工会や商工会議所に対しても、新型コロナウイルス関係の問い合わせや相談が増加したことから、令和2年度に各商工団体の相談機能の強化を図るため、必要経費に係る補助を実施した。

(中小企業相談窓口)

- ・取組1 中小企業等支援相談窓口（コールセンター）の設置・運営
- ・取組2 商工団体の相談機能強化

## 取組 1 中小企業等支援相談窓口（コールセンター）の設置・運営

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症に関連する資金繰り支援や各種支援金など県の施策に関する様々な質問にワンストップで対応できるコールセンターを設置し、県内中小企業や個人事業主からの問い合わせに迅速的確に対応した。

### 2 経緯・取組内容

令和2年4月以降、資金繰り支援など事業者からの問い合わせが急増した。当初は産業労働部内で職員のシフトを組み対応したが、4月下旬の受電件数は1日当たり平均400件を超え、各種支援の制度設計やシステム構築を行う業務を圧迫する状況となった。

このため、令和2年4月30日の臨時会で予算を措置し、5月1日に民間委託によるコールセンターを設置した。これ以降、令和5年3月末までコールセンターを運営し、土日祝日も含め事業者からの相談に対応した。

#### 【実績】

##### ・令和2年度（5月～3月）

受付時間 : 9時～18時

ただし、令和3年1月15日～3月31日までのうち、平日のみ  
9時～21時（感染防止対策協力金に係る問合せ対応のため）

期間入電件数 : データなし

期間応答件数 : 126, 166件

##### ・令和3年度

受付時間 : 平日は9時～21時、土日祝は9時～18時

年間入電件数 : 150, 954件

年間応答件数 : 119, 571件

年間応答率 : 79.2%

##### ・令和4年度

受付時間 : 平日は9時～21時、土日祝は9時～18時

年間入電件数 : 5, 329件

年間応答件数 : 5, 188件

年間応答率 : 97.4%

### 3 実施上の課題と対応

コールセンター開設当初は、電話が殺到し一時的に電話がつながりにくい状況が生じたことから、順次、回線数を増加し、30回線まで増強することとした。

また、当初は県庁内（危機管理防災センター）にコールセンターを設置し、速やかな開設につなげるとともに、委託事業者と職員とが連携することで

刻々と変化する状況に対して、的確な相談対応を行えるようにした。

コールセンターの窓口は「埼玉県中小企業等支援相談窓口」に一元化し、事業者からの資金繰りや支援金の申請方法など多様な相談にワンストップで対応することにより、県内事業者へのサービス向上につなげた。

さらに、ナビダイヤルを活用することで、相談者は市内通話と同程度の安価な料金で相談でき、相談対応のオペレーターは全国の複数拠点にまたがって対応できるようにした。これにより、令和2年夏以降はコールセンターを複数拠点とし、1つの拠点でクラスターが発生した場合でも、継続して事業者からの相談に対応できる体制とした。

#### 4 ICTの活用

コールセンターでは電話に限らず、有人対応型チャットを活用した相談を可能とし、県内事業者の利便性向上とオペレーターの業務効率化を図った。

また、コールセンターの委託事業者が中小企業・個人事業主支援金や感染防止対策協力金等の支給事務の受託事業者と同じであったため、コールセンターにも専用端末を設置し、支援金等の審査状況や書類の補正事項に関する個別の問い合わせにも対応できるようにした。

#### 5 広報・関係機関への周知

問い合わせ先については、県ホームページやSNS、支援金等のチラシなどに分かりやすく記載し周知を図った。

#### 6 自己評価

多くの問い合わせが見込まれる時期を事前に予測し、その時々状況に応じた最適な回線数を確保できるよう委託事業者と十分に連携して対応した。長時間、回線がパンクすることがないように十分に注意した。

また、コールセンターの対応時間も、感染防止対策協力を支給した際には飲食店事業者からの問い合わせに対応できるよう21時までとするなど、事業者に配慮するよう努めた。

さらに、日本語に不安を感じる事業者への支援として、埼玉県国際交流協会と連携し、3者通話の手法により中国語や韓国語など複数言語に対応した。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

緊急事態が生じている場合には、他の自治体や企業もコールセンターを設置するケースが多いことから、ノウハウのある優良事業者を確保するためには早めの対応が必要である。

また、コールセンターの設置が必要となるタイミングは職員による対応に限界を生じた場合が想定されるが、コールセンター開設に当たっては回線等が整備されたオフィススペースの確保や、オペレーターの人員確保・教育に

相当の期間を要することに留意しておく必要がある。

なお、コールセンターへの問い合わせ内容はある程度、類型化できることから、事業者が疑問に感じていることについて、ホームページでQ&Aや判断基準などの情報を分かりやすく、速やかに発信することで、電話相談をしないで済むようにすることが重要である。

## 8 根拠法令・事務連絡等

なし

## 9 事業費・財源

事業費 令和2年度 278,982千円

令和3年度 244,966千円

令和4年度 123,811千円

財源 令和2年度 新型コロナウイルス感染症対策推進基金

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

令和4年度で事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組 2 商工団体の相談機能強化

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い商工会や商工会議所において制度融資や国、県の支援策などに関する問合せや相談が増加したことから、事業者の身近な相談窓口の機能強化を図るため、各商工団体に対して、臨時職員の雇用、相談窓口の感染症対策、事業者支援体制強化に係る経費への補助を実施した。

### 2 経緯・取組内容

第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）において実施。

令和2年2～3月における新型コロナウイルス感染症に関する商工会・商工会議所への相談件数が急増した。



※新型コロナウイルス関係の  
商工会・商工会議所への相談件数(累計)

そこで、令和2年6月、各商工団体において経営指導員が相談指導業務に専念できるよう事業者支援体制の強化等に係る経費への補助を実施した（既存補助金に補助メニューを追加）。

県内53商工会及び16商工会議所に対して、一律500千円／団体を補助し、各商工団体において、感染症対策や、業務増加に対応するための臨時職員の雇用、遠隔操作による指導体制の整備、感染症の影響を受ける小規模事業者支援の強化などの取組を実施した。

#### 【主な補助対象事業内容】

- ①商工会・商工会議所の感染症対策
  - ・飛沫感染防止のためのパーティション設置
  - ・マスクや消毒液、空気清浄機などの購入
- ②臨時職員の雇用
  - ・経営指導員の業務増加に対応し、事務のサポートを行う臨時職員を雇用

- ③リモートワーク体制、遠隔操作による指導体制の実施
  - ・ノートパソコンやタブレット、Webカメラの購入、Wi-Fi環境の整備
- ④感染症の影響を受ける小規模事業者支援の強化
  - ・雇用調整助成金等に関する個別相談会の開催
  - ・感染終息後の事業再生計画策定支援のための専門家派遣
  - ・助成金の電子申請をサポートするための環境整備、パソコン購入
  - ・国や県の支援策をまとめたチラシの作成・郵送

### 3 実施上の課題と対応

商工団体にとっては、急増する相談に対応できる体制の強化が急務だったことから、金額を一律に概算払いで速やかに交付した。

また、各商工団体が望む「相談機能強化」の形態が異なるため、感染症対策に係る備品・消耗品等や業務増加・指導体制の整備にとどまらず、感染症の影響を受ける小規模事業者への事業面の支援強化についても補助対象とした。

### 4 ICTの活用

関係書類は電子化したもので行った。

### 5 広報・関係機関への周知

特定団体への補助のため行っていない。

### 6 自己評価

幅広い事業内容を対象とし、迅速に交付したことで、各商工団体がそれぞれに合った最適な形で円滑に「相談機能強化」を図ることができた。

### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

各商工団体に一律の金額を補助するのではなく、商工団体の規模に応じて補助金額を定めることも検討する必要がある。

### 8 根拠法令・事務連絡等

埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱

### 9 事業費・財源

事業費 令和2年度 34,500千円

財源 新型コロナウイルス感染症対策推進基金

**10 5類移行に伴う対応**

令和2年度で事業を終了しており、その後の対応はない。

## 商店街・飲食店支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため外出の制限や自粛要請を強化したことにより来店者が減少した商店街や飲食店等に対して支援を行った。

### (商店街・飲食店支援)

- ・取組1 飲食事業者の販路拡大応援事業
- ・取組2 商店街再起支援事業
- ・取組3 飲食店の感染拡大防止取組支援①
- ・取組4 飲食店の感染拡大防止取組支援②
- ・取組5 商店街安心・安全促進事業
- ・取組6 G o T o E a t

## 取組 1 飲食事業者の販路拡大応援事業

### 1 概要

デリバリーやテイクアウト等の方法で商品を提供している飲食事業者の販路拡大活動を支援するために、商工団体に対して、補助金を交付した。

### 2 経緯・取組内容

第1波～第3波（令和2年2月1日～令和3年2月22日）において実施。

「新しい生活様式」への移行が求められる中、消費者が安心して商品購入ができる環境整備の必要があったため、令和2年度補正予算（第3号）により創設した。

デリバリーやテイクアウト等の方法で商品を提供している飲食事業者の販路拡大を支援するもので、商工団体に対し補助金を交付した。

- ・補助対象者：商工団体（商工会議所及び商工会）
- ・補助率：2/3（上限300千円）
- ・補助対象：デリバリーやテイクアウト等を実施する飲食事業者の販路拡大に繋がる取組に係る経費（大口消費先の訪問・チラシのポスティング、折り込みに要する経費等）
- ・募集期間：第1回 令和2年5月1日～5月20日  
第2回 令和2年6月4日～令和3年1月29日  
※令和2年6月29日までだったものを延長
- ・補助対象事業完了期限：令和3年2月28日  
※令和2年8月31日までだったものを延長
- ・交付実績：41件・9,404千円

### 3 実施上の課題と対応

コロナ対策として様々な支援措置が一斉に行われたことにより、本事業の対象である商工団体が事業者支援に忙殺され、補助事業活用の第一段階である企画の立案にも至らないといった声が多く寄せられた。

そのため、事業の説明及び相談対応を丁寧に行うなど、企画立案段階からサポートを行うとともに、感染症の状況に合わせて募集期限の延長を図り、幅広い活用を促した。

#### 4 ICTの活用

特になし

#### 5 広報・関係機関への周知

関係機関（市町村、地域振興センター、商工団体、商工会議所連合会、商工会連合会）への通知を送付

#### 6 自己評価

本事業を活用した商工団体から飲食店の販路拡大につながった等の声が複数寄せられたことから、目的に沿った成果を上げたと考えられる。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

事業者支援に忙殺され、申請事務に手が回らない商工団体もあり、企画立案に対するサポートも含めた支援や申請期間に余裕を持たせるなど制度設計に留意する必要がある。

#### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 飲食事業者の販路拡大応援事業補助金交付要綱
- ・ 飲食事業者の販路拡大応援事業補助金交付要領

#### 9 事業費・財源

事業費 9,404千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応推進基金

#### 10 5類移行に伴う対応

令和2年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組 2 商店街再起支援事業

### 1 概要

新しい生活様式への移行が求められる中、県内商店街の事業継続及び消費者が安心して商店街で商品購入できる仕組みを構築するために、商店街等に対し、補助金を交付した。

### 2 経緯・取組内容

第2波～第3波（令和2年6月10日～令和3年2月22日）において実施。

5月4日に厚生労働省が示した「新しい生活様式」への対応が求められる中、商店街の事業継続及び消費者が安心して商品購入ができる環境整備の必要があった。このため、令和2年度6月補正予算で制度を創設し、消毒液の設置やマスクの整備など商店街が行う感染症対策の取組に対する支援を行った。

- ・補助対象者：商店街、商業者グループ、商工団体（商工会及び商工会議所）
- ・補助率：3/4（上限300～600千円※加盟店舗数による）
- ・補助対象：新しい生活様式に沿って接触機会の低減など感染症に配慮しつつ、販売に繋がる取組（消毒液設置、マスク・手袋の整備、予約配送・予約システムなどの導入、キャッシュレス決済、クラウドファンディングの手数料（事業目的に合致するもの）に要する経費等）
- ・募集期間：第1回 令和2年7月15日～8月7日  
第2回 令和2年12月1日～令和3年2月12日  
※令和3年1月29日だったものを延長
- ・補助対象事業完了期限：令和3年2月28日
- ・交付実績：111件・32,699千円

### 3 実施上の課題と対応

コロナ対策として事業者が新たに遵守すべきルールが制定されたほか、補助金等を含む様々な支援措置が一斉に行われたことにより、本事業対象である商店街等の補助対象者が対応に追われ、補助事業活用の第一段階である企画の立案にも至らないといった声が多く寄せられた。そこで、事業の説明及び相談対応を丁寧に行うなど、企画立案段階からサポートを行った。

また、申請事務を支援する中で、メールの活用の不慣れ、またはメールシス

テムの未導入など商店街のICT化が進んでいないことが課題となった。そのため、電話や郵送で事業の説明や相談対応を行うなど、様々な手段で申請事務を支援した。

#### 4 ICTの活用

メールによる補助申請も可とした。

#### 5 広報・関係機関への周知

関係機関（市町村、地域振興センター、黒おび商店街、商工団体、商工会議所連合会、商工会連合会）への通知、県民へのホームページでの公表

#### 6 自己評価

補助対象事業に参加した各個店が実施した来客アンケートや来客数・売上調査の結果から、新しい生活様式に対応しつつ、商店街が事業を継続し、消費者が安心して買い物ができる仕組みを構築するという目的に沿った成果を上げたと考えられる。

一方で、申請事務に手が回らない事業者などもおり、特にシステム構築など準備に時間を要する補助に対しては、企画立案に対するサポートも含めた支援を制度設計する必要がある。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

申請事務に手が回らない事業者などもおり、特にシステム構築など準備に時間を要する補助に対しては、企画立案に対するサポートも含めた支援を制度設計する必要がある。

#### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 商店街再起支援事業補助金交付要綱
- ・ 商店街再起支援事業補助金交付要領

#### 9 事業費・財源

事業費 32,712千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
地域企業再起支援事業費補助金  
新型コロナウイルス感染症対策推進基金

**10 5類移行に伴う対応**

令和2年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組 3 飲食店の感染拡大防止取組支援①

### 1 概要

感染症のリスクを減少させる効果のある換気対策製品を購入・設置するための補助金を整備し、感染対策を取りつつ営業を行おうとする飲食店を支援した。

### 2 経緯・取組内容

第4波～第5波（令和3年2月23日～令和3年12月14日）において実施。

飲食店が営業再開時に必要となる感染対策を取ることができるよう、令和3年度当初予算で創設した。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解に基づいて厚生労働省から示された感染リスクを低下させる機能を持った換気設備や空気清浄機等を対象とし、導入費用や取り付け工事費用の一部を補助することとした。

5月13日に募集を開始した当初、申請期限は6月30日であったが8月31日まで延長し、更に10月15日まで再度延長したものの9月27日に申請金額が予算額に達したため受付を終了した。

- ・ 補助対象者：新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等
- ・ 補助率：2／3（上限50万円、換気設備工事を行う場合は100万円）
- ・ 補助対象：換気設備工事費  
空気清浄機購入費  
二酸化炭素濃度測定器購入費
- ・ 募集期間：令和3年5月13日～10月15日（予算額に達したため9月27日に受付終了）
- ・ 交付実績：985件・363,123千円

### 3 実施上の課題と対応

- ・ 当初は、冷房使用時における感染対策に必要な換気設備等の導入を支援するため、申請期間を5月13日から6月30日までとされていた。しかし、経費見積などの導入検討や、賃貸物件のオーナーとの調整に日数を要するという意見が協力機関から寄せられたため、申請期間を8月31日まで延長した。

並行して第5波の感染拡大の動きがあり、感染者数が高止まりしている状況下で飲食店における感染対策を更に後押しする必要があるという観点か

ら、申請期間を10月15日まで再度延長した。

期間再延長にあたっては、県からの委託により申請書類の受付及び一次審査等を行っていた各商工会、商工会議所を通じて、予算残額に比して申請額は余裕があることを確認していたが、再延長前の提出期限である8月31日前後に想定を上回る申請が提出された。

結果として、申請期限よりも早く予算上限に達してしまい、9月27日に受付を終了することとなった。

このことに関しては、申請を予定していた飲食店関係者や受注予定だった工事業業者から9件の苦情を受けた。

- ・補助件数は400件程度を見込んだものの、1件当たりの補助額が想定より低かったため、申請受付数は1,085件となった。

申請書類の二次審査及び支出処理については、当初課員2名で実施していたが、最終的に課員10名程度が通常業務に加え本業務に従事することとなった。

また、補助対象となる製品の審査にあたって、基準を満たす性能を有した機器であるか、給気口の位置や換気扇の配置計画は問題ないかを審査する際、専門知識を有した川口高等技術専門校の職員1名の知見に頼ることとなった。審査会をウェブ会議で実施するなど可能な限り負担軽減に努めたものの当該職員に負担をかけることとなった。

#### 4 ICTの活用

埼玉県飲食店等換気対策補助金審査会の副会長の任に就いた職員が川口高等技術専門校勤務であったが、25回全ての審査会をオンライン（Zoom）で実施し、職員の負担軽減を図りながら審査を行った。

#### 5 広報・関係機関への周知

##### (1) 申請要領・申請書様式・チラシ等の配布

- ・各地域振興センター（11か所）
- ・63市町村（商工関係課）
- ・商工会議所（16か所＋県連合会）・商工会（53か所＋県連合会）
- ・経済団体（埼玉県経営者協会、埼玉経済同友会、埼玉中小企業家同友会、埼玉県中小企業団体中央会）
- ・その他団体（埼玉県行政書士会、埼玉県中小企業診断協会、関東信越税理士会（埼玉県支部連合会）

##### (2) チラシのみ配布

- ・埼玉県産業振興公社

- ・ 63市町村（広報関係課）
- ・ 金融機関（埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫）
- ・ その他団体（埼玉県空調衛生設備協会、埼玉県生活衛生営業指導センター、各種生活衛生同業組合（鮭商・麺類業・社交飲料業・料飲業・喫茶飲食））

(3) 県広報紙等

- ・ 県ホームページ
- ・ 彩の国だより

## 6 自己評価

換気対策補助に関しては、令和4年1月26日から同年2月4日にかけて、実施したアンケートにより、「従業員が安心して働けるようになった（50.9%）」、「設備導入前に使っていなかった席を使えるようになった（25.5%）」、「設備導入により顧客満足度が高まった（92.6%）」という回答を得た。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

感染対策について効果があるとされる製品かどうか等の審査を、国の感染対策基準を基に県が行う必要があった。高等技術専門校の技術職員に協力を得て審査を行うことができたが、感染対策に必要な換気量や換気方法、機器の性能等の基準を、国が明確に提示すべきだったと考える。

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 埼玉県飲食店等換気対策補助金交付要綱
- ・ 埼玉県飲食店等換気対策補助金交付要領
- ・ 補助対象製品選定にあたり参考にした資料  
「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」（厚生労働省）

## 9 事業費・財源

事業費 383,006千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

令和3年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組 4 飲食店の感染拡大防止取組支援②

### 1 概要

小規模な飲食店における感染防止対策の取組を支援するため、国の補助制度である小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>（以下、「小規模事業者持続化補助金」という。）における感染防止対策費への上乗せ補助を創設するとともに、アクリル板の調達や小規模事業者持続化補助金の申請等を支援する商工団体に対し補助を行った。

### 2 経緯・取組内容

第4波～第6波（令和3年2月23日～令和4年6月5日）において実施した。

県は、令和3年2月8日、緊急事態措置（2回目）を3月7日まで延長するとともに、事業者に対し「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」及び業種別ガイドラインを使用・遵守し、感染防止対策の徹底を求めようになった。

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」及び業種別ガイドラインでは、アクリル板等の設置による感染防止対策の徹底を求めており、事業者への負担が懸念された。

感染拡大を防止するには、特に、飲食店で徹底した感染防止対策を取っていただくことが重要であることから、商工団体の協力の下、小規模な飲食店の感染防止対策を支援することとした。

令和3年4月臨時会補正予算（第2号）により、「埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金」を創設するとともに、「小規模事業者持続化補助金申請支援強化事業」及び「飲食店感染防止取組支援事業」を実施した。

#### （1）埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金

国の補助制度である小規模事業者持続化補助金において補助対象とされている感染防止対策費（\*）の事業者負担分について県が上乗せ補助を実施することにより、事業者負担を軽減し感染防止対策を推進するものである。

\* 感染防止対策費…申請者の業種・業態において該当する業種別ガイドラインに照らして実施する必要最小限の新型コロナウイルス感染症感染防止対策を行うために支払う費用。マスク、消毒液、アクリル板、換気扇の購入費等が充てられる。

- ・補助対象者：埼玉県内で飲食店（カラオケ店、バー等を含む）を運営する小規模事業者等
- ・補助率：10/10（上限16.6万円）
- ・募集期間：令和3年8月2日～令和4年1月31日
- ・交付実績：なし

## （2）小規模事業者持続化補助金申請支援強化事業

小規模な飲食店等による小規模事業者持続化補助金の申請を支援する商工団体に対し補助金を交付した。

- ・補助対象者：県内商工会・商工会議所（69団体）
- ・補助単価：採択1件につき2万円（支援件数1,000件）
- ・実施方法：既存の補助金交付要綱を令和3年6月1日付けで改正し、補助メニューを追加
- ・補助対象事業期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日
- ・交付実績：46件・920千円

## （3）飲食店感染防止取組支援事業

小規模な飲食店が徹底した感染防止対策を行うことができるよう、アクリル板等の調達から補助金申請までトータル支援を行う商工団体を支援するため、補助金を交付した。

- ・補助対象者：県内商工会・商工会議所（69団体）
- ・補助率：10/10（上限100万円）
- ・補助対象：アクリル板の共同購入に伴う負担金  
相談体制強化（臨時職員賃金等）  
補助金申請のための支援（専門家派遣等）等
- ・実施方法：既存の補助金交付要綱を令和3年6月1日付けで改正し、補助メニューを追加
- ・補助対象事業期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日
- ・交付実績：68団体・34,916千円

## 3 実施上の課題と対応

### （1）埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金

市町村や関係団体など他の事業と同水準の広報を行ったが、申請が無かった。そのため、小規模事業者持続化補助金に採択された飲食店事業者に対し郵送や電話で周知を実施したが、申請は無かった。

- (2) 小規模事業者持続化補助金申請支援強化事業  
商工会・会議所から県に対して補助対象経費や申請方法等に関する質問が多数寄せられ、速やかな回答が課題となったため、FAQを作成し、商工会・商工会議所に周知した。
- (3) 飲食店感染防止取組支援事業  
商工会・会議所から県に対してアクリル板配布・貸出方法や事業内容に関する質問が多数寄せられ、速やかな回答が課題となったため、FAQを作成し商工会・商工会議所に周知した。

#### 4 ICTの活用

- (1) 埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金  
事業者向けLINE公式アカウント「埼玉県\_事業者支援情報」により登録事業者へ制度を周知した。
- (2) 小規模事業者持続化補助金申請支援強化事業  
埼玉県商工会連合会や埼玉県商工会議所連合会を対象とした事業説明等の実施に当たっては、オンライン会議ツールを利用した。
- (3) 飲食店感染防止取組支援事業  
(2) 小規模事業者持続化補助金申請支援強化事業と同じ。

#### 5 広報・関係機関への周知

- (1) 埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金
- ・ 県ホームページに詳しいQ & Aなどを掲載
  - ・ 市町村、関係団体（商工団体、経済4団体、商店街等、飲食関係衛生同業組合）、金融機関本（母）店、一般社団法人埼玉県食品衛生協会会長、各地域振興センター所長、各保健所長あてチラシを送付し、事業者への周知を依頼
  - ・ 市町村、商工団体（商工会連合会、商工会議所連合会、商工会、商工会議所）、地域振興センター、県管轄保健所に申請書類を送付し、事業者への周知を依頼
  - ・ 事業者向けLINE公式アカウント「埼玉県\_事業者支援情報」により登録事業者へ制度を周知【再掲】
  - ・ 小規模事業者持続化補助金に採択された飲食店事業者に対する郵送や電話でのプッシュ型による周知を実施

(2) 小規模事業者持続化補助金申請支援強化事業  
関係機関への通知、県ホームページでの公表

(3) 飲食店感染防止取組支援事業  
小規模事業者持続化補助金申請支援強化事業と同じ

## 6 自己評価

(1) 埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金

事業者への周知は十分に行ったが、申請が無かった。小規模事業者持続化補助金のうち感染防止対策費の採択を要件にしたこと(※感染防止対策費を申請しない事業者もいる。)、感染防止対策費の事業者負担部分のみを補助対象とし、補助上限額が16.6万円と比較的低額であったことなどが要因として考えられる。

(2) 小規模事業者持続化補助金申請支援強化事業  
特になし

(3) 飲食店感染防止取組支援事業  
補助金を概算払いにすることで、飲食店の感染防止の取組を迅速に支援することができた。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

(1) 埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金  
事業者が利用しやすい制度設計を行う必要がある。

(2) 小規模事業者持続化補助金申請支援強化事業  
特になし

(3) 飲食店感染防止取組支援事業  
特になし

## 8 根拠法令・事務連絡等

(1) 埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金  
埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金交付要綱

- (2) 小規模事業者持続化補助金申請支援強化事業  
埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（令和3年度）
- (3) 飲食店感染防止取組支援事業  
埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱（令和3年度）

## 9 事業費・財源

- (1) 埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策支援事業費補助金  
事業費 0千円  
財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- (2) 小規模事業者持続化補助金申請支援強化事業  
事業費 920千円  
財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- (3) 飲食店感染防止取組支援事業  
事業費 34,916千円  
財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

令和3年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組5 商店街安心・安全促進事業

### 1 概要

自主的な感染症対策に取り組む商店街等組織を対象に、感染症対策を徹底しつつ販売促進につながる取組に要する経費に対して、補助金を交付した。

### 2 経緯・取組内容

第4波～第5波（令和3年2月23日～令和3年12月14日）において実施。

感染症対策を徹底しつつ販売促進につながる取組を行う商店街を支援するため、令和3年度当初予算により創設した。

商店街による自主的な取組を促すため、感染症対策が徹底されていること（セルフチェックシートの提出・評価）を申請要件とした。

・補助対象者：商店街

※県が行う「商店街感染症対策セミナー」を受講（動画視聴）後、セルフチェックを行い、専門家による評価を受けて、自主的な感染症対策を実施している商店街

・補助率：3／4（上限300千円）

・補助対象：感染症対策を徹底しつつ、販売促進に繋がる取組（イベント等の開催、販売方法の構築、広報活動に要する経費等）

・募集期間：第1回 令和3年6月1日～7月9日

第2回 令和3年8月23日～11月30日

・補助対象事業完了期限：令和4年2月28日

・交付実績：28件・7,571千円

### 3 実施上の課題と対応

感染症対策セミナーの受講及び感染症対策セルフチェックの実施を申請要件としているが、この要件が負担になったと考えられ、申請件数が伸び悩んだ。

少しでも申請に対するハードルを下げするため、負担軽減を目的に、具体的な活用事業を複数盛り込んだ専用の広報媒体を作成して周知を行い、事業者の企画立案をサポートすることで、申請を支援した。

### 4 ICTの活用

セミナー動画をYouTubeにより配信

## 5 広報・関係機関への周知

関係機関への通知（市町村、地域振興センター、黒おび商店街、商工団体、商工会議所連合会、商工会連合会）、県民へのホームページでの公表

## 6 自己評価

補助事業を実施した商店街に対して、感染症対策についてセルフチェックと専門家派遣による評価により、感染症対策を徹底しつつ、販売促進につながる事業を支援するという目的に沿った成果を上げたと考えられる。

一方で、このような緊急的な補助事業の実施に当たっては、事業者の負担を抑えつつ、事業目的を担保できるよう制度設計を工夫する必要がある。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項 特になし

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 商店街安心・安全促進事業補助金交付要綱
- ・ 商店街安心・安全促進事業補助金交付要領

## 9 事業費・財源

事業費 9, 081千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

令和3年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組6 Go To Eat

### 1 概要

感染症予防対策に取り組む飲食店及び食材を提供する農林漁業者等を支援するため、国（農林水産省）が実施したキャンペーン。

- ①都道府県内の飲食店で使えるプレミアム付食事券の発行
  - ②大手オンライン飲食予約サイトを通じたポイントを付与
- があり、本県では①プレミアム付食事券の発行が実施された。

県は飲食店の参加条件の設定、事業の広報等について協力を行った。

#### 【埼玉県プレミアム付食事券概要】

- ・販売価格：1万円
- ・プレミアム率：第1次：25%、第2次：20%
- ・販売期間：第1次
  - 第1期販売 令和2年10月12日～10月25日
  - 第2期販売 令和3年11月4日～11月10日
  - 第3期販売 令和3年11月24日～11月30日
  - 第4期販売 令和3年12月8日～12月14日
- 第2次
  - 第1期販売 令和4年1月5日～1月12日
  - 第2期販売 令和4年4月5日～4月17日
  - 第3期販売 令和4年4月18日～4月30日
- ・利用期限：令和4年5月31日
- ・販売額：第1次 99億2,876万2,500円
- 第2次 20億2,096万8,000円
- 合 計 119億4,973万 500円
- ・加盟店：約9,200店舗

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 埼玉県における実施までの経緯

令和2年8月27日、大野知事が「Go To Eat キャンペーンに係る知事と農林水産大臣との意見交換会」に参加。早期実施と参加店舗の感染症対策の徹底等を要望した。

参加飲食店に係る都道府県が設定する独自条件として、

- ・「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を実施し、店頭に掲示すること

・「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードの発行を受け、店頭に提示することを設定した。

## (2) 第1次販売

先行申込を10月12日、一般販売を10月23日から開始した。

県では、知事記者会見、彩の国だより、ホームページ、LINE、SNS、新聞広告等で広報に協力した。

### Go To Eat キャンペーンについて

飲食店や食材の生産者等を支援するため、国が実施する需要喚起キャンペーン

プレミアム付食事券（25%上乘せ）の発行

1冊 **12,500円分**の食事券を**10,000円**で販売（1,000円券×10枚+500円券×5枚）

■ 発行額	100億円（うち、プレミアム20億円）
■ 発行冊数	80万冊
■ 販売期間	先行Web申込…予定数終了 一般Web申込 <b>10月23日(金)～</b>
■ 利用期間	令和2年10月23日（金）～令和3年3月31日（水）
■ 登録店舗	約3,500店（10月20日現在）



埼玉を「美味しい！」で元気に！

**感染症対策**

- 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の順守
- 「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」のQRコードの掲示

埼玉県知事記者会見令和2年10月20日 ②

※ オンライン飲食予約は9月15日から加盟店を募集開始し、10月1日からポイント付与が開始された。

国の方針を受け、11月21日から食事券・ポイントの利用については原則として「4人以下（こどもは数えない）の単位」による飲食に制限することとした。

その後、国から食事券の新規発行の一時停止や食事券・ポイント利用を控えることについて検討するよう要請されたことを受け、12月1日からの第2期分の予約を一時停止した。

## (3) 利用期間延長についての要望書の提出（11月30日）

11月21日の「新型コロナウイルス感染症対策本部」で菅首相による「Go To Eat 事業については、食事券の新規発行の一時停止やポイント利用を控える」との発言を受けた国からの検討要請に基づき、12月1日から予定していたプレミアム付食事券の第2期分の発行の一時停止や既に発行された食事券の利用等を当面の間、控えていただくことを決定した。

この決定により利用者に不利益が生じないように、利用期限を延長する等の

措置について、農林水産大臣、経済再生担当大臣あて要望書を提出した。

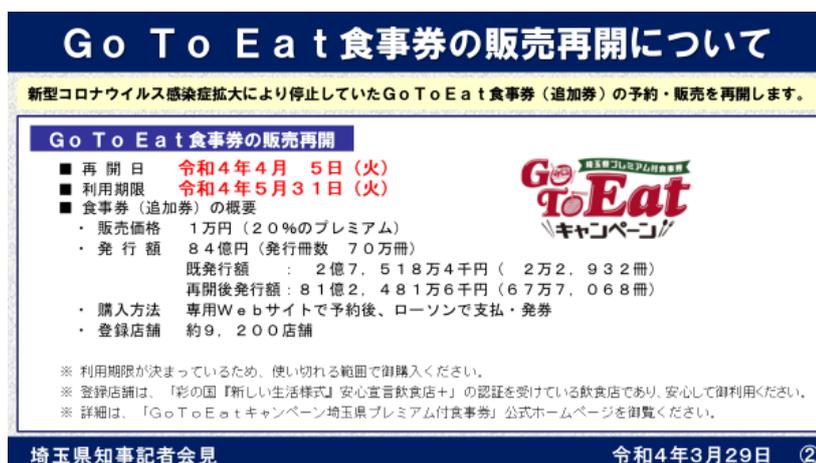
(4) 利用期間延長についての要望書の提出（令和3年10月30日）

イベント等の開催に係る要請等を除き、令和3年10月24日をもって段階的緩和措置等を終了したことを踏まえ、利用期限を延長する等の措置について、農林水産大臣、経済再生担当大臣あて要望書を提出した。

(5) 第2次販売

令和4年1月5日から第2次の販売を開始したが、感染拡大の状況を踏まえ、1月13日から一時停止した。

4月5日から4月30日まで販売を再開。5月31日の利用期限をもって事業が終了した。



Go To Eat 食事券の販売再開について

新型コロナウイルス感染症拡大により停止していたGo To Eat 食事券（追加券）の予約・販売を再開します。

**Go To Eat 食事券の販売再開**

- 再開日 令和4年4月5日（火）
- 利用期限 令和4年5月31日（火）
- 食事券（追加券）の概要
  - ・ 販売価格 1万円（20%のプレミアム）
  - ・ 発行額 84億円（発行冊数 70万冊）
  - ・ 既発行額 : 2億7,518万4千円（2万2,932冊）
  - ・ 再開後発行額 : 81億2,481万6千円（67万7,068冊）
- ・ 購入方法 専用Webサイトで予約後、ローソンで支払・発券
- ・ 登録店舗 約9,200店舗

※ 利用期限が決まっているため、使い切れる範囲で御購入ください。  
※ 登録店舗は、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+」の認証を受けている飲食店であり、安心して御利用ください。  
※ 詳細は、「Go To Eat キャンペーン埼玉県プレミアム付食事券」公式ホームページを御覧ください。

埼玉県知事記者会見 令和4年3月29日 ②

### 3 実施上の課題と対応

- ・ 国が委託する事務局が設置したコールセンターにホームページが閲覧できない、受付専用電話が繋がらない等の問い合わせが約500件あったとの報告を受けている。
- ・ ローソンで申込をした県民からチケットの斡旋等のメールが届くようになったが個人情報保護はどのようになっているのかとの問い合わせがあり、事務局を御案内した。
- ・ 全国的なキャンペーンの延長や追加実施の有無、感染状況に応じた販売停止や再開等の情報について、国、委託事業者から提供される機会が少なく、随時最新の状況を把握することに苦慮した。

**4 ICTの活用**

ホームページ、SNS、LINEを活用して広報に協力した。

**5 広報・関係機関への周知**

知事記者会見、彩の国だより、ホームページ、SNS、LINE、新聞広告等で広報に協力した。

**6 自己評価**

実施主体である農林水産省や事務局と連携しながら、広報に協力した。新聞広告その他広報の効果もあり、第1次販売は3日で予定販売数に達する等取組の成果が見られた。

**7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項**

国は、コールセンター等、県民からの問い合わせ対応や、広報事業を充実させるとともに、事業に協力する都道府県に対しては、随時最新の情報を提供できる体制を構築する必要がある。

**8 根拠法令・事務連絡等**

なし

**9 事業費・財源**

なし

**10 5類移行に伴う対応**

令和4年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 資金繰り支援

### 1 概要

本県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業に対する資金繰り支援として、新型コロナウイルス感染症対応資金を創設するなど、手元資金に不足が生じないよう制度融資の充実に取り組んだ。

特に、令和2年度の融資額は1兆1,815億円と過去最高の融資実績となるなど、企業の資金需要に対応した。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業に対して、まずは事業を継続するための資金繰りが重要と考え、早い時期の令和2年2月19日から「経営あんしん資金」の融資対象者要件を緩和した。

その後、4月からは、「経営安定資金」「経営あんしん資金」の融資利率の引下げ、融資限度額の拡大など、事業者の返済負担の軽減や更なる要件緩和を図るとともに、既存借入金の返済負担軽減を目的とした「緊急借換資金」を創設した。

5月からは、国の緊急経済対策と連動した当初3年間無利子、保証料ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設し、県内中小企業の資金繰り支援を強化した。

#### ア 令和2年2月19日制度改正

- 「経営あんしん資金」の要件緩和  
3か月の売上減少（見込） → 1か月の売上減少

#### イ 令和2年4月1日制度改正

- 「経営安定資金」「経営あんしん資金」の拡充【新型コロナウイルス特例】

	経営安定資金		経営あんしん資金
	災害復旧関連	特定業種関連	
対象者	県内1年以上の事業歴要件を緩和		
融資利率 (年以内)	1.0% → 0.5%	1.1% → 0.6%	1.3% → 0.8%
融資限度額	5,000万円 → 1億6,000万円	5,000万円 → 1億円	
融資期間	運転 1年超7年以内 → 1年超10年以内		
据置期間	2年以内 → 3年以内	1年以内 → 3年以内	

○「緊急借換資金」の創設

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3か月の売上高等が過去3年の同期のいずれかと比較して減少している など
資金使途	信用保証付き融資の借換えに要する資金（追加の運転資金も可）
融資利率	金融機関所定利率
保証料率	年0.45～1.64%以内
融資限度額	1億5,000万円
融資期間等	1年超10年以内（据置1年以内）

ウ 令和2年5月1日制度改正

○「新型コロナウイルス感染症対応資金」（ゼロゼロ融資）の創設

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を取得している	
資金使途	経営の安定に必要な設備資金、運転資金 （信用保証付き融資の借換えも可。）	
売上減少率	前年同期比で▲15%以上の場合 （小規模・個人の場合は▲5%以上）	左以外の場合
融資利率	当初3年間無利子、 4年目以降年1.4～1.5%以内	年1.5%以内
保証料率	0%	年0.425%
融資限度額	3,000万円（6月15日～4,000万円に拡大）	
融資期間等	10年以内（据置5年以内）	

○「経営安定資金」「経営あんしん資金」の据置期間の延長  
3年以内 → 5年以内

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

6月補正予算で制度融資の融資枠を8,000億円から1兆2,000億円まで拡充した。

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

ア 令和2年12月16日制度改正

○「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱期間の延長

令和2年12月31日保証申込分かつ令和3年1月31日融資実行分まで  
→ 令和3年3月31日保証申込分かつ令和3年5月31日融資実行分まで

イ 令和3年1月22日制度改正

○「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額の拡大

4,000万円 → 6,000万円

ウ 令和3年1月27日制度改正

- 「産業創造資金（働き方改革企業優遇貸付）」に「テレワーク実践企業」の対象者要件を追加

	通常	→ 追加	テレワーク実践企業
融資利率 (年以内)	1.0～1.2%		0.6～0.8%

エ 令和3年2月18日制度改正

- 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の借換えに関する制限の緩和  
 本資金の融資残高を本資金で借り換えることはできない  
 → 他の金融機関扱いの本資金の融資残高を本資金で借り換えることはできない

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

令和3年度においては、セーフティネット系資金である「経営安定資金」の利子補給率の引上げ、「経営安定資金」「経営あんしん資金」への融資期間別金利の導入などにより、事業者の返済負担の軽減を図ることとした。

ア 令和3年4月1日制度改正

- 「経営安定資金」「経営あんしん資金」の拡充

	経営安定資金		経営あんしん資金
	災害復旧関連	特定業種関連	
融資利率 (年以内)	1.0% → 0.7～0.9%	1.1% → 0.8～1.0%	1.3% → 1.1～1.3%
融資限度額	5,000万円 → 8,000万円		
融資期間	運転 1年超7年以内 → 1年超10年以内		
据置期間	2年以内 → 3年以内	1年以内	

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

第4波の取組を継続

（「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱期間が令和3年5月31日融資実行分までであり、令和2年度を含めて非常に多くの事業者から利用されたことから、事業者の資金需要は比較的落ち着いている状況であった。）

(6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

原油・原材料価格の高騰に対応するため、12月補正予算において、経営安定資金（知事指定業種）に本県独自の新たな緊急融資枠を設けることで、影響を受けている事業者の資金繰りを支援することとした。

ア 令和3年12月23日制度改正

○「経営安定資金（知事指定業種）【原油・原材料高特例】の創設」

対象者	原油・原材料価格の高騰の影響を受けて、最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が過去2年のうちいずれかの同月に比べて5%以上減少している事業者
資金使途	経営の安定に必要な運転資金
融資利率*	年0.6～0.8%以内
保証料率	年0.45～1.59%以内
融資限度額	8,000万円
融資期間等	1年超10年以内（据置3年以内）

\* 融資利率については、令和4年10月1日以降の融資実行分から0.1%引上げ、令和5年4月1日以降の融資実行分からさらに0.2%引上げ

イ 令和4年4月1日制度改正

○「伴走支援型経営改善資金」の創設

要件*	融資利率*	利子補給率
売上高▲20%	0.8%～1.0%	0.4%
売上高▲15%	0.9%～1.1%	0.4%

\* 融資利率については、令和4年10月1日以降の融資実行分から0.1%引上げ

\* 要件については、創設当時のものであり、令和5年1月10日に改正

○「経営安定資金（知事指定業種）【原油・原材料高特例】の延長

取扱期間 令和4年3月31日融資実行分 → 令和4年6月30日融資実行分

ウ 令和4年5月24日制度改正

○「経営安定資金（知事指定業種）【エネルギー・原材料価格高騰特例】の延長及び名称変更

取扱期間 令和4年6月30日融資実行分 → 令和4年9月30日融資実行分

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

令和4年8月30日制度改正

○「経営安定資金（知事指定業種）【エネルギー・原材料価格高騰特例】の延長

取扱期間 令和4年9月30日融資実行分 → 令和4年12月31日融資実行分

(8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

ア 令和4年10月1日制度改正

○「伴走支援型経営改善資金」の融資限度額の引上げ

6,000万円 → 1億円

イ 令和4年11月29日制度改正

○「経営安定資金（知事指定業種）【エネルギー・原材料価格高騰特例】の延長

取扱期間 令和4年12月31日融資実行分 → 令和5年3月31日融資実行分

ウ 令和4年12月補正予算

○「伴走支援型経営改善資金」の融資枠の拡大

ゼロゼロ融資の無利子期間終了を見据えた借換え需要の増加等に対応するため、「伴走支援型経営改善資金」の融資枠を200億円から400億円に拡大した。

エ 令和5年1月10日制度改正

○「伴走支援型経営改善資金」の融資要件の緩和

売上高減少率15%以上 → 売上高又は利益率減少率5%以上

オ 令和5年4月1日制度改正

○「伴走支援型経営改善資金」の融資枠拡大及び利子補給率引上げ

ゼロゼロ融資の無利子期間終了等に伴う借換え需要に対応するため、「伴走支援型経営改善資金」の融資枠を令和4年度当初予算の200億円から1,000億円に拡大するとともに、利子補給率を0.4%から0.6%に引き上げた。

○「経営安定資金（知事指定業種）【エネルギー・原材料価格高騰特例】」の延長

取扱期間 令和5年3月31日融資実行分 → 令和5年6月30日融資実行分

### 3 実施上の課題と対応

#### (1) 効率的かつ迅速な実施

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大している状況下においては申込みが殺到したことから、金融機関に対し、提出書類の簡素化、融資審査の迅速化に向けた要請の通知を繰り返し発出した。

特に、新型コロナウイルス感染症対応資金については、金融機関ワンストップ手続きとして、金融機関が必要書類の事前確認や、市町村へのセーフティネット保証の認定に係る代理申請を行うなど、より効率的かつ迅速な手続きを推奨した。

また、埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対しても、審査の迅速化に向けた取組を依頼しており、保証協会では審査部門への人員のシフトや、土日勤務対応などの勤務体制の見直しを行い、審査期間の短縮化を図った。

#### (2) ゼロゼロ融資の利用企業に対する対応

ゼロゼロ融資の借入時には想定しえなかったコロナ禍の長期化やエネルギー・原材料価格高騰などの影響により、資金の返済計画を見直さざるを得ない利用企業がいることから、返済負担の緩和につながる返済猶予や融資期間の

延長などの相談に対し、丁寧で弾力的な対応をしてもらうよう、金融機関及び保証協会に対し、繰り返し要請した。

県としても、金融機関の継続的な伴走支援により経営改善を図りながら借換えや追加融資が利用できるよう国の「伴走支援型特別保証制度」を活用した新たな低利の制度融資（伴走支援型経営改善資金）を創設した。

### （３）財務状況が悪化した中小企業への対応

新型コロナウイルス感染症の影響で財務状況が悪化した中小企業の資金繰り支援のため、資本金劣後ローンの活用が促進されるよう、国に対して、地域経済活性化支援機構（REVIC）が債権を買い取る仕組みや資本金劣後ローンに対応する信用保証制度の創設などについて要望を行ったが実現しなかった。

### （４）国への要望

中小企業からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、国から各金融機関に対し適切に指導を行うことや、セーフティネット保証及び危機関連保証について市町村が認定事務を円滑に行えるよう適切な支援を行うとともに、金融機関から中小企業への資金供給に支障が生じないよう指定期間の延長等に柔軟に対応することなどについて、以下の要望を行った。

令和２年 ３月１６日 緊急要望

令和２年度においては、ゼロゼロ融資の取扱期間延長や融資限度額の引上げ、県制度融資に係る信用保証に基づく代位弁済額の県負担分に対し財政措置を行うことなどについて、以下の要望を行った。

令和２年 １１月 １０日 全国知事会要望

令和３年度においては、県制度融資に係る信用保証に基づく代位弁済額の県負担分に対し財政措置を行うことについて、以下の要望を行った。

令和３年 ６月 １７日 コロナ別冊

令和３年 ５月 ～ 令和４年 ３月 全国知事会要望（計 １２回）

令和４年度においては、ゼロゼロ融資に係る返済猶予等の条件変更にも柔軟に応じるよう金融機関に引き続き要請するとともに、事業者の返済負担の一層の軽減策を講じることや、令和５年 ３月末までとなっている伴走支援型特別保証制度（ゼロゼロ融資の後継制度）の取扱期間を延長することについて、以下の要望を行った。

令和4年 6月13日、6月16日	コロナ別冊
令和4年 4月26日、8月 3日	全国知事会要望
令和4年11月28日	知事による大臣要望（対面要望）
令和4年12月 2日	知事による大臣要望

また、資本性劣後ローンの活用が促進されるよう、地域経済活性化支援機構（REVIC）が債権を買い取る仕組みや資本性劣後ローンに対応する信用保証制度の創設などについて、以下の要望を行った。

令和2年 5月19日	知事による大臣要望（電話）
令和2年11月10日	全国知事会要望
令和3年 5月 ～ 令和4年3月	全国知事会要望（計12回）
令和4年 4月26日、8月 3日	全国知事会要望

#### 4 ICTの活用

書類の押印を廃止したことにより、利子補給金の請求などの一部の手続きはメールで行うことが可能となった。

また、国においてセーフティネット保証認定に係る電子申請システムの運用を令和5年4月から開始したことから、セーフティネット保証の認定主体である市区町村が当該システムの利用を認める場合にのみ電子申請が可能となった。

#### 5 広報・関係機関への周知

##### （1）令和2年度の実績

##### ア 広報物

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者向けのパンフレット（7月、24,000部、商工団体、金融機関等を通じて配布）

##### イ 説明会・研修会

- ①武蔵野銀行オンラインセミナー（5月・7月、主催：産業支援課）
- ②商工会議所・商工会連合会主催研修への講師派遣（8月）

##### ウ ホームページ

- ①「新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者への金融支援について」（昨年度2月～随時更新）
- ②「中小企業制度融資のご案内（パンフレット）（令和2年度）」（4月）
- ③「県制度融資の令和元年度実績について」（6月）
- ④「いのちを大切にする『テレワーク実践企業』の登録を受けた中小企業者

等に対する金融支援について」(1月)

エ メディア

- ①テレ玉「いまドキ!さいたま」インフォメーションコーナー放送(4月)

オ 広報誌

- ①商工団体・金融機関・支援機関が発行する広報誌への掲載(4月～)
- ②彩の国だよりに掲載(5月号・6月号・7月号・8月号・2月号)
- ③埼経協ニュースに記事掲載(6・7月号、10・11月号)

カ その他

- ①政策担当課、商工団体主催セミナー等でのチラシ配布、PR(4月～)
- ②政策所管課作成パンフレットへの掲載(4月～)

(2) 令和3年度の実績

ア 説明会・研修会

- ①商工会議所・商工会連合会主催研修への講師派遣(4月、7月)

イ ホームページ

- ①「新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者への金融支援について」(R2年2月～随時更新)
- ②「中小企業制度融資のご案内(パンフレット)(令和3年度)」(4月)
- ③「県制度融資の令和2年度実績について」(5月)
- ④「原油・原材料価格高騰の影響を受けている中小企業への資金繰り支援について」(12月)
- ⑤「『起業家育成資金(新事業創出貸付)』『設備投資促進資金』『経営革新計画促進融資』の制度改正」(1月)

ウ 広報誌

- ①商工団体・金融機関・支援機関が発行する広報誌への掲載(4月～)
- ②彩の国だよりに掲載(5月号、6月号、11月号)
- ③埼経協ニュースに記事掲載(6・7月号、10・11月号)

エ その他

- ①日刊工業新聞(新型コロナ支援策のページ)への掲載(毎日)
- ②商工団体作成パンフレットへの掲載(4月～)
- ③LINEによる事業者支援情報(8月、12月)

(3) 令和4年度の実績

ア 説明会・研修会

- ①商工会議所・商工会連合会主催研修への講師派遣(4月、5月、6月、9月)

## イ ホームページ

- ①「新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者への金融支援について」  
(令和2年2月～随時更新)
- ②「原油価格・物価高騰等に関連する支援制度及び相談窓口について」  
(5月～)
- ③「埼玉県カーボンニュートラルポータルサイト」(5月～)
- ④「中小企業制度融資のご案内(パンフレット)(令和4年度)」(4月、  
10月)
- ⑤「県制度融資の令和3年度実績について」(6月)
- ⑥「自然災害等の影響を受けた中小企業への資金繰り支援について」(7月)
- ⑦「産業創造資金(社会貢献企業等優遇貸付)における「パートナーシップ  
構築宣言」要件の新設について」(9月)
- ⑧「伴走支援型経営改善資金の限度額引上げ」(10月)
- ⑨「伴走支援型経営改善資金の融資要件緩和」(1月)

## ウ 広報誌

- ①商工団体・金融機関・支援機関が発行する広報誌への掲載(4月～)
- ②彩の国だよりに掲載(4月号、12月号)
- ③埼経協ニュースに記事掲載(4・5月号、6・7月号、10・11月号、  
2・3月号)

## エ その他

- ①日刊工業新聞(新型コロナ支援策のページ)への掲載(R3.4月～R4.  
9月)
- ②商工団体作成パンフレットへの掲載(4月～)
- ③LINEによる事業者支援情報(4月、5月、7月、9月、10月、11  
月計9回)

## 6 自己評価

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業に対し、手元資金に不足が生じないように新型コロナウイルス感染症対応資金を創設するなど、制度融資の充実に取り組んだ結果、令和2年度の融資額は1兆1,815億円と過去最高の融資実績となり、企業の資金需要に十分対応し倒産企業数を抑制することができた。

その一方で、新型コロナウイルス感染症対応資金は当初3年間無利子・保証料ゼロで金融機関や保証協会にリスクがなかったため、今後も同様の対応を行った場合にはモラルハザードを来す恐れがある。

また、令和3年度後半から代位弁済が徐々に増加しており、ポストコロナにおいて経営改善が図られないと、今後、県の損失補償費が増加する可能性が高い。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

中小企業からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、国から各金融機関に対し適切に指導を行うとともに、新たな制度を設ける場合には国の負担により事業者の返済負担の軽減策を講じること。

また、国においてセーフティネット保証認定に係る電子申請システムの運用を令和5年4月から開始したところであるが、費用対効果などの関係で利用が進んでいないことから、国は市町村の費用負担を含め適切な支援を行うこと。

制度融資申込みの電子化についても国で検討をしているところであるが、金融機関においても費用対効果やセキュリティなどの関係で利用が進まない可能性が高いことから、金融機関の費用負担等を含め適切な支援を行うこと。

## 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 埼玉県中小企業制度融資要綱
- ・ 埼玉県中小企業制度融資利子補給金交付要綱
- ・ 埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金要綱
- ・ 埼玉県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要綱
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱
- ・ 「令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和2年6月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）
- ・ 「令和3年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和3年4月1日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）
- ・ 「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」（令和4年4月1日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）
- ・ 中小企業再生支援利子補給補助金のうち都道府県等に対して中小基盤整備機構が行う助成金の交付に係る実施細則

## 9 事業費・財源

### (1) 令和2年度（新規分）

ア 令和2年度「経営安定資金」「経営あんしん資金」【新型コロナウイルス特例】

事業費 利子補給費 866,259千円

基金への積立 4,662,713千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

イ 令和2年度「新型コロナウイルス感染症対応資金」  
事業費 利子補給費 4,022,208千円  
事務経費分 826千円  
財 源 中小企業再生支援利子補給助成金（事務経費分のみ2分の1）

(2) 令和3年度（新規分）

ア 令和3年度「経営安定資金」（知事指定業種【原油・原材料高特例】を含む）

事業費 利子補給費 23,825千円  
基金への積立 246,240千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(3) 令和3年度（継続分）

ア 令和2年度「経営安定資金」「経営あんしん資金」【新型コロナウイルス特例】

事業費 利子補給費 1,107,118千円

財 源 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の取崩し

イ 令和2年度「新型コロナウイルス感染症対応資金」（令和3年度実行分を含む）

事業費 利子補給費 12,144,467千円  
事務経費分 2,765千円

財 源 中小企業再生支援利子補給助成金

(4) 令和4年度（新規分）

ア 令和4年度「経営安定資金」（知事指定業種【原油・原材料高特例】を含む）、「伴走支援型経営改善資金」、「設備投資促進資金」【エネルギー対策特例】

事業費 利子補給費 104,303千円  
基金への積立 488,138千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(5) 令和4年度（継続分）

ア 令和2年度「経営安定資金」「経営あんしん資金」【新型コロナウイルス特例】、令和3年度「経営安定資金」（知事指定業種【原油・原材料高特例】を含む）

事業費 利子補給費 1,047,968千円

財 源 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の取崩し

イ 令和2年度「新型コロナウイルス感染症対応資金」（令和3年度実行分を含む）

事業費 利子補給費 11,583,999千円

事務経費分 2,905千円

財 源 中小企業再生支援利子補給助成金

## 10 5類移行に伴う対応

金融機関及び保証協会に対しては、エネルギー価格・物価高騰の長期化やゼロゼロ融資の返済の本格化など、中小企業者の経営環境はいまだ厳しい状況が続いていることから、返済負担の緩和につながる返済猶予や融資期間の延長などの相談に対し丁寧で弾力的な対応をしてもらうよう、要請等を行った。

令和5年6月 8日 金融機関等と県との意見交換会

令和5年6月16日 金融円滑化の要請

国に対しては、ゼロゼロ融資に係る返済猶予等の条件変更柔軟に応じるよう金融機関に引き続き要請するとともに、事業者の返済負担の一層の軽減策を講じることや、令和6年3月末までとなっている伴走支援型特別保証制度（ゼロゼロ融資の後継制度）の取扱期間を延長することについて要望を行った。

令和5年6月22日 政府要望（ポストコロナ・物価高騰別冊）

また、資本金劣後ローンの活用が促進されるよう、資本金劣後ローンに対応する信用保証制度の創設などについても、全国知事会を通じた要望を行った。

令和5年8月 8日 全国知事会要望

## 雇用対策

### 1 概要

コロナ禍で悪化した雇用情勢への対応のため、本県では、様々な対策を講じてきた。

まず、令和2年3月から、県内企業を対象に、国の雇用調整助成金（\*1）の説明や申請に関する相談に応じる「雇用調整助成金等に係る緊急相談会」を開催した。

次に、令和2年9月からは、コロナ禍でも業務を拡大している地元企業と地元の求職者を結びつける「緊急地元就職面接会」を市町村及びハローワークと連携して開催した。

また、外出せず利用できるサービスとして、「埼玉しごとセンター」においてオンラインによる就業支援を、高等技術専門校においてオンライン訓練を実施するなど、感染リスクを避けながらサービスを提供する体制を構築した。

令和4年度には、「女性キャリアセンター」において、潜在的な女性求職者（\*2）を対象に、市町村と連携したセミナーと企業面接会を県内5か所で開催した。さらに、アフターコロナ等を見据えて、就職活動に必要なオンラインミーティングの操作方法や面接マナー等を習得し、実践力を身につけるセミナー等を実施した。

「セカンドキャリアセンター」では、シニアの厳しい雇用情勢に対応するため、シニア求人開拓専門の担当者を配置し、ローラー営業によりシニア求人の新規企業を開拓し、合同企業面接会を開催した。

\*1 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が従業員の雇用維持のために、休業手当を支払った場合の助成金。令和2年4月1日から令和4年11月30日までを新型コロナウイルス感染症にかかる緊急対応期間として特例措置が実施された（経過措置期間として令和5年3月31日まで対象期間が延長された。）。

\*2 コロナ禍で勤務先の都合や家庭の事情等で離職せざるを得なかった女性で、コロナが落ち着きつつある中においても再就職をためらう方など

## 2 経緯・取組内容

### (1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

#### ア 雇用調整助成金等に係る緊急相談会

令和2年3月から、「雇用調整助成金等に係る緊急相談会」を埼玉労働局と埼玉県社会保険労務士会や各商工団体等の協力を得て県内各地で開催し、社会保険労務士やハローワークのアドバイザーが制度の説明や申請に関する相談に応じた。

#### イ 就職相談の一部オンライン化等（埼玉しごとセンター）

埼玉しごとセンターでは、令和2年2月28日から感染防止のため、来所型で実施していた企業面接会と求職者向けの就職支援セミナー（以下、「セミナー」という。）の実施を中止する一方、就職相談は感染防止対策を講じて実施した。令和2年5月からは、就職相談の一部（12ブース中3ブース）でZoomを使ったオンライン対応を開始した。また、中止しているセミナーの代替として、就活に役立つeラーニング動画をしごとセンターのホームページに掲載した。

### (2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

#### ア 雇用調整助成金等に係る緊急相談会

「雇用調整助成金等に係る緊急相談会」を引き続き、開催した。

#### イ 来所型による企業面接会とセミナーの再開（埼玉しごとセンター）

埼玉しごとセンターでは、令和2年6月15日からは、中止していた企業面接会とセミナーを従前どおりの来所型で再開した。企業面接会は、参加企業を最大2社とし、アクリル板を設置するなど感染防止対策を図った。また、セミナーは、マスクの着用や座席間隔を2m以上確保するなど感染防止対策を徹底するとともに収容率を50%以内とした。

#### ウ 緊急地元就職面接会

令和2年9月からは、感染リスクの少ない職住接近の就労を進めるため、市町村及びハローワークと連携して、地元企業6社程度の「緊急地元就職面接会」の開催を開始した。

### (3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

#### ア 雇用調整助成金等に係る緊急相談会、緊急地元就職面接会

引き続き、「雇用調整助成金等に係る緊急相談会」及び「緊急地元就職面

接会」を開催した。

イ 企業面接会とセミナーのオンライン化開始、就職相談のオンライン化拡大  
(埼玉しごとセンター)

埼玉しごとセンターでは、令和3年1月からはZoomを使ったオンラインによる企業面接会とセミナーを開始するとともに、就職相談の全ブースでのオンライン対応を開始し、オンラインと来所の両方でのサービスの提供体制が整った。

(4) 第4波以降(令和3年2月23日～)

ア 雇用調整助成金等に係る緊急相談会

「雇用調整助成金等に係る緊急相談会」は令和3年3月で終了となった。

イ 緊急地元就職面接会

「緊急地元就職面接会」は令和3年度からは「地域合同就職相談会」として実施し、現在に至っている。

ウ 高等技術専門校におけるオンライン訓練

高等技術専門校の求職者向け訓練において、令和3年3月から訓練生が陽性の場合等に、訓練科又は個人単位でおおむね1～3日間のオンライン訓練を開始した。令和4年5月からは一部訓練科目で試行的に継続的なオンライン訓練を実施した。在職者向け訓練においても、令和4年度からオンライン講習を開始した。

エ 潜在的求職者チャレンジ応援事業、ウィズコロナ・アフターコロナ時代の就業支援プログラム(女性キャリアセンター)

女性キャリアセンターでは、令和4年7月から潜在的な女性求職者を対象に、希望にあった仕事の確保や時間・場所の制約のない働き方を提案するなど、個々の女性のニーズに寄り添った支援を目的とした、セミナーと企業面接会を市町村と連携して県内5か所で開催した(「潜在的求職者チャレンジ応援事業」)。また、オンラインミーティングの操作方法や面接マナー等の習得など、スキルアップを図ることを目的としたセミナーと面接相談をオンラインと対面のハイブリッド形式で開催した(「ウィズコロナ・アフターコロナ時代の就業支援プログラム」)。

#### オ シニア求人のローラー開拓事業

セカンドキャリアセンターでは、シニアの厳しい雇用情勢に対応するため、令和4年4月から、センター内にシニア求人開拓専門の担当者を配置し、ローラー営業によりシニア求人の新規企業を開拓し、その新規開拓企業が参加する合同企業面接会を開催した（「シニア求人のローラー開拓事業」）。

### 3 実施上の課題と対応

#### (1) 雇用調整助成金等に係る緊急相談会

- ・第1波の頃は、開催に際して必要な消毒液等の備品が手に入りづらいという問題があったが、部の地域機関等からの供出を受けて対応した。
- ・開催回数が多く、県内各地での開催だったため、相談員の配置に苦慮したが、社会保険労務士会から社労士を相談員として紹介してもらい、対応した。

#### (2) 緊急地元就職面接会

- ・工場新設や新規開店などコロナ禍でも業務を拡大し人材を募集する企業と地元求職者との就職面接会の開催に当たっては、誘致企業の情報を持つ県企業立地課や地元市町村、ハローワークなどとの連携が求められた。  
そこで、地元市町村及びハローワークなどと連絡・調整を行い、企業立地課や市町村からの推薦企業の求人などをハローワークに当面接会の専用求人として作成してもらった。また、当日の面接会の運営も3者で協力して行うなど、県、市町村及びハローワークが一体となって面接会を開催した。
- ・面接会の開催に当たっては参加者が安心して参加できるよう、「3つの密を避ける」など、感染防止対策を徹底した。

#### (3) 就業支援緊急オンライン化

- ・Zoomライセンス費用や配線工事費、ヘルプデスク人件費などの経費が必要となり、補正予算を計上した。
- ・オンラインに不慣れな方への対応のため、ホームページに操作方法等を掲載するとともに、会場参加型のオンライン対策セミナーを開催し、オンラインで使用するソフトの使い方やセミナー・企業面接会の利用方法などの講義も行った。
- ・オンライン対応に必要な環境が整備されていない方に対しては、対面での就業支援サービスが提供できる体制を維持した。

(4) 高等技術専門校におけるオンライン訓練の推進

- ・リアルな訓練に比べて理解度の確認が難しい。
- ・機械設備機器や工具を使うような実技訓練に対応できない。
- ・複数の訓練科が同時双方向通信できる設備機器及び、通信状態の安定した回線契約が必要である。

(5) 潜在的求職者チャレンジ応援事業

女性の興味や関心のあるテーマに通じた講師等による講演会を同時開催することで、再就職をためらう女性でも気軽に参加できるよう工夫した。

(6) ウィズコロナ・アフターコロナ時代の就業支援プログラム

オンラインと対面のハイブリッド開催とし、内容もオンラインを活用した就職活動に特化した。

(7) シニア求人のローラー開拓事業

- ・求人開拓では、通常、企業訪問をして採用担当者にセンターの特徴や就職決定実績等を説明するが、コロナ禍ではそれができなかつたため、資料の送付後、電話で説明をするなどの対応を行った。
- ・コロナ感染の懸念から、就職活動を中断したシニアもいたため、合同企業面接会の参加者集めに苦慮した。広報の強化で対応したほか、コロナ感染防止対策を徹底した。

#### 4 ICTの活用

- ・セミナー等の申込はWebから行えるようにしたほか、企業面接会やセミナーの開催、就職相談、職業訓練にZoomを活用した。
- ・就職支援に関する広報に当たり、ツイッター、フェイスブックを活用した。

#### 5 広報・関係機関への周知

- ・就職支援については、広報紙、ホームページ、SNS、チラシの配布などを行い、関係機関とも連携し、広報に努めた。
- ・市町村やハローワーク等と連携した取組については、それぞれの広報紙、ホームページ、チラシ等により、広報に努めた。
- ・また、部内の企業向けメールマガジンも活用した。

## 6 自己評価

### (1) 雇用調整助成金等に係る緊急相談会

- ・ 県内事業者に対し雇用調整助成金に関する情報提供を行うことができた。
- ・ 令和3年3月末まで、計28回開催し、累計430社の企業からの相談に対応した。

### (2) 緊急地元就職面接会（地域合同就職相談会）

- ・ 地元市町村及びハローワークと連携することによって、多方面から求職者への情報発信ができた。
- ・ 地元志向の企業及び求職者に限定したため、マッチングがうまくいき、これまで県で実施してきた面接会の就職率（約10%）より高い就職率（約13.5%）となった。
- ・ 国、県、市町村が一体となった面接会運営体制が確立できた。
- ・ 令和2年度は4市町、令和3年度12市町、令和4年度14市町で開催し、累計の参加企業194社、参加求職者1,208名で、163名が就職に結びついた。

### (3) 就業支援緊急オンライン化

- ・ 就業支援サービス利用方法にオンラインが加わったことで、利用者の利用方法の選択肢が広がった。
- ・ オンライン化により、遠方の方などが自宅でセミナーや相談を受けられるようになり、また、セミナーの定員が拡大（最大69人→120人）できたため、オンラインの本格稼働後は、利用者の増加につながった。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
オンライン就職相談	—	478人	2,428人
オンラインセミナー	—	606人	14,896人
総利用者数 (オンライン+来所)	51,165人	40,238人	52,969人

### (4) 高等技術専門校におけるオンライン訓練の推進

高等技術専門校の実技訓練は、設備機器や工具を用いたスキルの体得が目的であり、全てオンライン訓練で対応することは難しいが、学科部分を中心にZoom機能を用いた訓練が実施できた。

(5) 潜在的求職者チャレンジ応援事業

- ・ハローワークや地元市と連携し、対象者を掘り起こして再就職の支援をすることができた。
- ・延べ485名の参加者があり、就職確認者数は143名となった。

(6) ウィズコロナ・アフターコロナ時代の就業支援プログラム

- ・採用においてオンライン面接が定番となりつつあった状況に合わせて、オンライン対策に特化したプログラムを提供することができた。
- ・延べ43名の参加者があり、就職確認者数は5名となった。

(7) シニア求人のローラー開拓事業

事業実績は事業目標を達成した。また、本事業で求人企業を新規開拓できたことにより、新規企業から継続的に求人を獲得できる足掛かりができた。

	事業目標	事業実績
求人企業の新規開拓	500社	751社（目標達成）
合同企業面接会開催	10回	10回（目標達成）

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置は、失業率の抑制に一定の効果があったものと評価しているが、成長分野への労働移動の阻害要因となっているとの声もあった。

そのため、新興感染症の拡大時には、速やかな失業抑制施策を講じるとともに、感染状況に応じ、適切に終期設定をするほか、収束時には労働移動を促す支援策に切り替えるなど柔軟な対応が求められる。

8 根拠法令・事務連絡等

- ・ウィズコロナ・アフターコロナ時代の就業支援プログラム、潜在的求職者チャレンジ応援事業…女性の職業生活における活躍の推進に関する法律ほか
- ・シニア求人のローラー開拓事業…労働施策総合推進法第5条
- ・他の事業は特になし

9 事業費・財源

(1) 雇用調整助成金等に係る緊急相談会

事業費 令和元年度 310千円

令和2年度 876千円  
財 源 テレワーク導入支援補助金

(2) 緊急地元就職面接会（地域合同就職相談会）

事業費 令和2年度 既存事業の中で実施  
令和3年度 2,121千円  
令和4年度 4,828千円

財 源 令和2年度 一般財源  
令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
令和4年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(3) 就業支援緊急オンライン化

事業費 令和2年度 20,760千円  
令和3年度 20,671千円

財 源 令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(4) 高等技術専門校におけるオンライン訓練の推進

事業費 令和2年度 7,260千円

財 源 国庫支出金 職業訓練校施設費補助金  
一般財源

(5) 潜在的求職者チャレンジ応援事業

事業費 令和4年度 35,393千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(6) ウィズコロナ・アフターコロナ時代の就業支援プログラム

事業費 令和4年度 既存事業の中で実施

財 源 一般財源

(7) シニア求人のローラー開拓事業

事業費 令和4年度 38,663千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

### (1) 雇用調整助成金等に係る緊急相談会

令和2年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

### (2) 緊急地元就職面接会（地域合同就職相談会）

「緊急地元就職面接会」は令和3年度からは「地域合同就職相談会」として実施している。

### (3) 就業支援緊急オンライン化

埼玉しごとセンターでは、就職相談、セミナー、企業面接会をオンラインと来所の両方で実施している。

### (4) 高等技術専門校におけるオンライン訓練の推進

高等技術専門校の求職者向け訓練では、一部の教科でオンラインを用いた訓練を継続している。また、在職者向け訓練でもオンライン講習を実施している。

### (5) 潜在的求職者チャレンジ応援事業

### (6) ウィズコロナ・アフターコロナ時代の就業支援プログラム

### (7) シニア求人のローラー開拓事業

いずれも令和4年度に事業を終了している。

なお、女性キャリアセンターでは、セミナーや面談相談など、対面型の就業支援におけるオンライン対応の併用を継続し、どなたも安心して利用していただけるよう取り組んでいる。

また、セカンドキャリアセンターにおいては、シニアを中心とした利用者への対応のため、カウンセラー等のマスク着用や面談相談におけるパーティション設置などを継続している。

## 新しい働き方の推進

### 1 概要

本県では、新型コロナウイルス感染症対策として有効なテレワークについて、県内企業の導入・定着を推進するため、導入に当たっての支援補助金の交付やセミナーの開催など、様々な施策を実施した。

### 2 経緯・取組内容

新型コロナウイルス感染症対策として有効なテレワークについて、県内企業の導入・定着を推進するため、以下の事業を実施した

#### (1) 令和2年度（令和2年5月～令和3年3月）

##### ア テレワーク緊急相談会

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うテレワークや時差出勤制度の導入に係る個別相談を実施した。

##### イ テレワーク緊急導入奨励金

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワーク導入・拡充に係る取組目標を達成した企業等に奨励金を支給した。

##### ウ テレワークWEBセミナー

テレワークの導入についてのWEBセミナーを開催した。

##### エ テレワーク導入支援補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大等に備え、テレワーク導入に係る環境を整備する中小企業事業主等に対し、補助金を交付した。

##### オ 業種別テレワーク導入支援セミナー

業務内容からテレワークの導入が難しいとされている業種を取り上げ、業界特有の課題の解決方法や先進事例を紹介した。

##### カ いのちを大切にす「テレワーク実践企業」登録制度

テレワーク等により出勤者数の削減への協力を宣言した企業・団体等を「いのちを大切にす『テレワーク実践企業』」として登録・紹介した。

キ 埼玉県テレワークポータルサイト  
助成金、セミナーなどの支援情報やテレワークスペースの紹介などテレワーク導入に役立つ情報をまとめたポータルサイトを開設した。

(2) 令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)

ア テレワークセミナー  
テレワークの普及・定着を図るためセミナーを開催した。

イ 埼玉縣市町村テレワーク・サテライトオフィス情報交換会  
県内テレワーク及びサテライトオフィスの推進を図るため、自治体や民間事業者の取組事例の紹介、相互の情報共有や連携促進を図った。

ウ 埼玉県テレワークポータルサイト  
助成金、セミナーなどの支援情報やテレワークスペースの紹介などテレワーク導入に役立つ情報をまとめたポータルサイトを運営した。

(3) 令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)

ア テレワーク業種別ガイドライン  
企業の経営課題等の解決を目的とした「戦略的なテレワーク」への再構築を支援する業種別のガイドラインを作成した。

イ 埼玉県テレワークポータルサイト  
助成金、セミナーなどの支援情報やテレワークスペースの紹介などテレワーク導入に役立つ情報をまとめたポータルサイトを運営した。

### 3 実施上の課題と対応

特になし

### 4 ICTの活用

セミナーをWEB開催としたことにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与した。

### 5 広報・関係機関への周知

知事記者会見や経済・労働団体を通じ、いのちを大切にする「テレワーク実践企業」登録制度を周知

## 6 自己評価

県内企業におけるテレワーク導入・定着を推進することにより、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に寄与した。

一方、感染状況が落ち着きを見せてくると、取組を止め、旧来の勤務形態に戻る企業も出てきた。

本来、テレワークは従業員のワークライフバランスの向上など、企業の経営課題を解決する有効な手段であるが、こうした利点についての理解が企業に十分に浸透していないものと考えている。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

テレワークは、従業員間の接触機会を減少させることから、感染防止の面で有効な手段と言える。新型コロナウイルス感染症のような大規模な感染症の拡大が再び発生した場合に備えるためにも、導入・定着の推進は重要な意義があると考えている。

今後は、従業員のワークライフバランスの向上や生産性の向上、人材確保など、テレワーク本来の利点を十分に周知することで、その導入・定着を引き続き推進していく必要がある。

## 8 根拠法令・事務連絡等

なし

## 9 事業費・財源

### (1) 令和2年度

ア テレワーク緊急相談会、テレワーク緊急導入奨励金、テレワークWEBセミナー、テレワーク導入支援補助金、業種別テレワーク導入支援セミナー  
事業費 122,969千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

イ 埼玉県テレワークポータルサイト

事業費 894千円

財源 一般財源

### (2) 令和3年度

テレワークセミナー、埼玉縣市町村テレワーク・サテライトオフィス情報交換会

事業費 3,480千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(3) 令和4年度

ア テレワーク業種別ガイドライン

事業費 33,889千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

イ 埼玉県テレワークポータルサイト

事業費 990千円

財 源 一般財源

10 5類移行に伴う対応

テレワークは新型コロナウイルスへの感染対策として大幅に導入が進んだが、本来、テレワークは従業員のワークライフバランスの向上や生産性の向上、人材確保など、企業の経営課題を解決する有効な手段であることから、5類移行後も引き続き以下のとおり取組を実施している。

- ・ テレワークをテーマとしたセミナーの開催
- ・ テレワークなど働き方改革に取り組む企業へのアドバイザー派遣
- ・ テレワークポータルサイトによる情報発信

## その他の事業者支援～支援金・協力金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の初期において、緊急事態宣言の発令に伴い、経営上の影響を受けている県内中小企業・個人事業主を迅速に支援するため、支援金を支給した。

また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴い、県民へ外出自粛を要請するとともに、事業者に営業時間短縮要請等に御協力いただいた。影響を受けている事業者の経営を支援するため、各種支援金、協力金を支給した。

### (支援金・協力金)

- ・取組 1 埼玉県中小企業・個人事業主支援金
- ・取組 2 埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金
- ・取組 3 埼玉県大規模施設等協力金
- ・取組 4 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金
- ・取組 5 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金

## 取組 1 埼玉県中小企業・個人事業主支援金

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の初期において、緊急事態宣言の発令に伴い、経営上の影響を受けている県内中小企業・個人事業主を迅速に支援するため、支援金を支給した。

### 2 経緯・取組内容

(1) 第1波～第2波（令和2年2月1日～令和2年9月13日）

#### ア 埼玉県中小企業・個人事業主支援金

新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大したため、令和2年3月28日から始まった外出自粛要請により、飲食店などサービス業を中心に影響が広範囲に及ぶことになった。さらに、4月7日の緊急事態宣言の発令に伴う外出自粛要請や、4月10日の施設使用停止等の協力要請の発表が続くなか、4月8日、15日に経済団体と意見交換を行い、一刻も早く、幅広い支援をとという事業者の切実な声を頂いた。

また、4月11日に知事と西村経済再生担当大臣とのテレビ会議があり、大臣から国として休業補償する考えがないこと、県の状況に応じた対応をしてほしいとの話があった。

そこで、県では、できるだけ多くの中小企業・個人事業主に迅速に支援を届けられるよう、業種や自粛要請の有無、売上げの多寡も問わない埼玉県中小企業・個人事業主支援金を支給することとした。

#### 【埼玉県中小企業・個人事業主支援金の概要】

- ・ 緊急事態措置等の実施期間：令和2年4月7日～5月6日
- ・ 申請期間：令和2年5月7日～6月15日
- ・ 主な支給要件：
  - ①埼玉県内に本社を有する中小企業又は個人事業主
  - ②令和2年4月8日から5月6日までの間に20日以上（休業要請期間の7割以上）、埼玉県内の事業所を休業していること。
- ・ 支給額：20万円／者（複数の事業所を休業している場合は30万円）
- ・ 実績：申請件数 58,470件  
交付件数 57,444件

## イ 埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金

緊急事態措置が5月31日まで延長となったことから、埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金を支給することとした。前回の支援金や国の持続化給付金、融資など各種支援が手元に届き始めていたことから、追加支援金の額を前回よりも減額した。また、小規模な副業のような事業ではなく、主たる事業を営んでいる事業者を支援するため、一定の売上げがあることを支給要件に加えた。

### 【埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金の概要】

- ・ 緊急事態措置等の実施期間：令和2年5月6日～5月31日
- ・ 申請期間：令和2年6月1日～7月17日
- ・ 主な支給要件：
  - ①埼玉県内に本社を有する中小企業又は個人事業主
  - ②令和2年5月12日から令和2年5月31日までの間に16日以上（制度公表以降8割以上）、埼玉県内の事業所を休業していること。
  - ③原則として2019年（法人の場合は前事業年度）の月平均売上げが15万円以上あること。
- ・ 支給額：10万円／者
- ・ 実績：申請件数 33,799件  
          交付件数 32,712件

### ※前回支援金からの変更点

- ・ 小規模な副業のような事業ではなく、主たる事業を営んでいる事業者を支援するため、一定の売上げがあることを支給要件に追加
- ・ 前回の支援金や国の持続化給付金、融資など各種支援が手元に届き始めていたことから、追加支援金の額を減額
- ・ 前回支援金では、休業要件について「4月8日～5月6日の7割（20日）以上休業」とし、制度公表前（4月8日～4月16日）の休業も含めていたが、分かりづらいという意見が多かったため、制度公表以降（5月12日～5月31日）の8割（16日）以上休業という要件に変更（※休業要請期間でみると7割弱となっており、前回支援金とほぼ同水準）

## 3 実施上の課題と対応

- ・ 感染拡大防止を図りながら支援金を迅速に支給する必要があったため、電子申請を原則とするとともに、申請に係る相談等に対応するためのコールセンター業務や審査事務を外部委託により実施した。

- ・追加支援金では、前回の支援金で登録した申請者IDはそのまま使用できるようにするとともに、前回の支援金で受給決定まで至った事業者については、提出書類の一部省略を可能にすることで、支給の迅速化を図った。

#### 4 ICTの活用

申請システムをクラウド型サービス「Salesforce」で構築し、委託事業者を含む担当者間で申請件数や審査事務の進捗状況等をシステム上で把握できるようにした。紙書類による申請も受け付けたが、委託事業者が受け付けた後「Salesforce」に入力処理も行い、全ての申請データがシステム上で確認できる状態とした。

#### 5 広報・関係機関への周知

##### (1) 埼玉県中小企業・個人事業主支援金

- ・県ホームページに詳しいQ&Aなどを掲載するとともに、県公式SNS等で情報を発信。
- ・地域振興センター及び県税事務所において申請書及び申請要領を配布。
- ・国の持続化給付金の説明会場（県内15会場）にチラシを発送し、配布を依頼。
- ・県内市町村に制度の周知と広報紙等への掲載を依頼。また申請書類を送付し、来庁者への配布を依頼。
- ・経済6団体及び商工会・商工会議所へ制度の周知を実施。また、埼玉県産業振興公社、埼玉県商工会連合会のホームページ及び埼玉県産業振興公社の広報誌において制度を周知。

##### (2) 埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金

前回の支援金に準じた対応に加え、彩の国だより（令和2年7月号）により周知。

#### 6 自己評価

感染拡大初期において、今まで経験したことのない状況かつ先行きが不透明な中、業種や自粛要請の有無、売上げの多寡も問わない制度設計とすることで、経営に影響を受けている事業者への迅速な支援につなげることができた。追加支援金においては、小規模な副業のような事業ではなく、主たる事業を営んでいる事業者を支援するため、一定の売上げがあることを支給要件に追加し、修正を図った。

ICTの活用や外部委託、追加支援金における確認書類の省略等により審

査及び支給の迅速化につなげることができた。

**7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項**  
特になし

**8 根拠法令・事務連絡等**

- (1) 埼玉県中小企業・個人事業主支援金  
埼玉県中小企業・個人事業主支援金交付要綱  
埼玉県中小企業・個人事業主支援金申請要領
  
- (2) 埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金  
埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金交付要綱  
埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金申請要領

**9 事業費・財源**

- (1) 埼玉県中小企業・個人事業主支援金  
事業費 11,898,611千円  
財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
  
- (2) 埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金  
事業費 3,516,794千円  
財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
新型コロナウイルス感染症対策推進基金繰入金  
※コールセンター除く。

**10 5類移行に伴う対応**

令和2年度で事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組２ 埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金

### 1 概要

店舗物件の大家に対する家賃未払いや、家賃負担を要因とした倒産等を防ぐため、国の補助金に上乗せして支援する補助金を整備し、営業自粛等により収入が激減することへの緩和策を実施した。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

国の支援策（家賃支援給付金）を受け、県内のオーナー事業者及びテナント事業者に対し、家賃減額分の補助または国の支援に対する上乗せ補助を行う「埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（以下、「県家賃支援金」という。）」を実施することとし、令和2年7月3日に県議会で6月補正予算が成立した。

令和2年7月14日に国が家賃支援給付金を開始し、県家賃支援金は令和2年7月17日にオーナー（賃貸人）支援の申請受付を開始した。

テナント（賃借人）支援は令和2年8月7日から申請受付を開始した。

#### (2) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

国の家賃支援給付金は、当初令和3年1月15日が申請期限であったが、感染拡大を踏まえ、令和3年2月15日まで申請期限が延長された。

オーナー（賃貸人）支援は当初令和2年10月16日を申請期限としていたが、一度期限延長を行い、令和2年11月16日まで申請を受付けた。

テナント（賃借人）支援は、当初令和3年2月15日を期限としていたが、令和3年3月31日まで延長。その後、2度目の延長を行い令和3年4月9日まで申請を受付けた。

#### 【県家賃支援金の概要】

##### ○賃貸人

- ・ 補助対象者：令和2年4月から6月において、売り上げが減少した店舗の家賃を減免した不動産の賃貸を行っている中小企業・個人事業主等
- ・ 補助率：令和2年4月から6月において、店舗の家賃を20%以上減免した月について、減免額の1/5（上限200千円）
- ・ 補助対象：中小企業又は個人事業主等が経営する埼玉県内の店舗

(来店する一般消費者に対し、経常的に物品販売又はサービスの提供を行うもの)に係る賃料

- ・ 募集期間 : 賃貸人 令和2年7月17日～11月16日  
※令和2年10月16日までだったものを延長

#### ○賃借人

- ・ 補助対象者 : 令和2年3月31日以前から埼玉県内において建物、土地・駐車場を賃借し、事業活動を行っている中小企業・個人事業主等
- ・ 補助率 : 1/15の6か月分(上限200千円、建物に係る賃貸借契約書を複数件取り交わしている場合は上限300千円)
- ・ 補助対象 : 自らの事業に使用・収益する埼玉県内の建物、土地・駐車場に係る賃料
- ・ 募集期間 : 賃借人 令和2年8月7日～令和3年4月9日  
※令和3年2月15日・3月31日までだったものを延長

### 3 実施上の課題と対応

手続き面では、申請書類を国の支援金のものに概ね揃えるなど簡素化し、迅速な支給に努めた。

さらに、埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金の申請者のうち、個人情報利用に同意した者について必要な個人情報を引継ぎ、申請書の入力や添付書類等の提出を省略できることとし、支給の迅速化を図った。

先行して設置されていた中小企業等支援相談窓口(コールセンター)で申請に係る相談対応を行うこととなり、オペレーターを20名程度増員するとともに電話回線も20回線程度増設した。

また、申請内容の審査確認等については職員のリソースが不足していたため、会計年度任用職員を14名採用した。

#### 【実績】

- ・ オーナー(賃貸人)支援  
申請件数577件  
交付実績509件、43,084千円
- ・ テナント(賃借人)支援  
申請件数20,540件  
交付実績20,323件、1,715,009千円

## 4 ICTの活用

申請システムをクラウド型サービス「Salesforce」で構築し、委託事業者を含む担当者間で申請件数や審査事務の進捗状況等をシステム上で把握できるようにした。紙書類による申請も受け付けたが、委託事業者が受け付けた後「Salesforce」に入力処理も行い、全ての申請データがシステム上で確認できる状態とした。

## 5 広報・関係機関への周知

### (1) 申請要領・申請書様式・チラシ等の配布

- ・ 中小企業支援関連団体（市町村、商工会議所、商工会、経済6団体、産業振興公社、税理士会、行政書士会、生活衛生同業組合）
- ・ 金融機関（埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、飯能信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫）
- ・ 不動産関係業界（埼玉県宅建協会、全日本不動産）
- ・ 大規模商業施設内のテナント（県内大規模商業施設125か所）
- ・ 国支援金申請サポート会場にチラシ・申請書を配置（大宮、川越、川口、秩父、越谷の県内5会場）

### (2) ラジオスポットCM

- ・ NACK5
- ・ TBS

### (3) 市町村広報誌

- ・ 38市町村広報誌へ掲載

### (4) 県広報紙等

- ・ 県ホームページ
- ・ 彩の国だより

### (5) 電話

不動産業者300社を対象に直接電話で支援策を説明（オーナー支援）

## 6 自己評価

支援の対象となる事業者が問い合わせる窓口を一元化し、電話番号を統一することで問い合わせ者の混乱を極力少なくするよう努めた。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項  
特になし

8 根拠法令・事務連絡等

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃貸人）交付要綱

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃貸人）申請要領

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃借人）交付要綱

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金（賃借人）申請要領

9 事業費・財源

事業費 令和2年度 1,991,915千円

令和3年度 110,538千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

※コールセンターを除く。

10 5類移行に伴う対応

令和2年度で事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組3 埼玉県大規模施設等協力金

### 1 概要

基本的対処方針に則り、令和3年5月12日から令和3年9月30日にかけて、緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域内において、大規模施設を運営する事業者に営業時間短縮等の要請を行った。これに伴い、協力した事業者に対し「大規模施設等協力金」を支給した。

### 2 経緯・取組内容

(1) 第4波～第5波（令和3年2月23日～令和3年12月14日）

ア 埼玉県大規模施設等協力金（第1期・第2期）

5月7日、政府対策本部は、本県を重点措置区域とする期限を5月31日まで延長する旨の公示を行った。併せて、基本的対処方針を変更し、まん延防止等重点措置区域において、新たに、特に大規模な集客施設（床面積1,000㎡超。以下「特定大規模施設」という。）に対し、午後8時までの営業時間短縮を要請することとした。

また、同日、これまで緊急事態措置区域の特定大規模施設が対象となっていた協力金がまん延防止等重点措置区域にも適用されることとなった。

これを受け、県では、5月11日までとしていた15市町に対するまん延防止等重点措置の期限を5月31日まで延長し、特定大規模施設に対して営業時間の短縮を要請するとともに、埼玉県大規模施設等協力金（以下「大規模施設等協力金」という。）を制度化することとした。

予算措置は令和3年4月臨時会補正予算（第4号）により行ったが、申請方法の検討等に時間を要したため、申請システムの改修に時間がかかり、他の協力金のように要請期限の翌日から申請受付をすることができていなかった。

一方、5月28日に、まん延防止措置等重点措置が6月20日まで延長されることとなったため、5月臨時会補正予算（第5号）により第2期大規模施設等協力金の予算措置を行った。

第1期（要請期間：5月12日～5月31日）と第2期（6月1日～6月20日）の大規模施設等協力金は対象区域、時短営業等の要請内容、支給額等が同じであったため、同時に申請を受け、支給を行うこととした。

## 【大規模施設等協力金の概要（第1期・第2期）】

### ＜施設運営事業者＞

- ・ 時短等要請期間：（第1期）令和3年5月12日～5月31日  
（第2期）令和3年6月1日～6月20日
- ・ 対象区域：15市町（さいたま市・川口市・川越市・所沢市・草加市・越谷市・蕨市・戸田市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・ふじみ野市・三芳町）
- ・ 申請期間：令和3年6月21日～8月5日
- ・ 主な支給要件：
  - ①要請期間すべてにおいて営業時間を午後8時（映画館は午後9時）までに短縮（休業を含む。）
  - ②要請期間すべてにおいて酒類提供を終日自粛
  - ③「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、施設内に掲示
  - ④「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」QRコードを施設内に掲示
  - ⑤繁忙期の2分の1程度の人数を目安とし、入場整理を徹底
- ※⑤は映画館除く
- ・ 支給額：
  - （百貨店、映画館以外）
    - ①自己利用部分面積に係る協力金  
1日当たりの支給額（床面積1,000㎡毎に20万円×期間中の時短率）×営業時間短縮等実施日数
    - ②テナント事業者等把握管理に係る追加支給分（テナント店舗が10店舗以上の場合、店舗数に応じて支給）  
1日当たりの支給額（店舗数×2千円×期間中の時短率）×営業時間短縮等実施日数
  - （百貨店）
    - ①自己利用部分面積に係る協力金  
1日当たりの支給額（床面積1,000㎡毎に20万円×期間中の時短率）×営業時間短縮等実施日数
    - ②テナント事業者等把握管理に係る追加支給分（テナント店舗が10店舗以上の場合、店舗数に応じて支給）  
1日当たりの支給額（店舗数×2千円×期間中の時短率）×営業時間短縮等実施日数
    - ③特定百貨店店舗（\*）協力金

1日当たりの支給額（特定百貨店店舗数×2万円×期間中の時短率）×営業時間短縮等実施率

\* 当該店舗の売上が百貨店等に入ったん計上され、その後分配される店舗

（映画館）

①自己利用部分面積に係る協力金【映画館運営事業者のみ】

1日当たりの支給額（床面積1,000㎡毎に20万円×期間中の時短率）×営業時間短縮等実施日数

②常設のスクリーン数に応じた追加支給分【映画館運営事業者及び映画配給会社】

1日当たりの支給額（常設のスクリーン数×2万円×期間中の上映率）×営業時間短縮等実施日数

・実績：申請120件、支給117件

<テナント事業者>

・時短等要請期間：施設運営事業者と同じ

・対象区域：施設運営事業者と同じ

・申請期間：令和3年6月21日～8月19日

・主な支給要件：

①要請期間すべてにおいて営業時間を午後8時までに短縮（休業を含む。）

②要請期間すべてにおいて酒類提供を終日自粛

③「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、施設内に掲示

④「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」QRコードを施設内に掲示

・支給額：自己利用部分面積に係る協力金

1日当たりの支給額（床面積100㎡毎に2万円×期間中の時短率）×営業時間短縮等実施日数

・実績：申請1,869件、支給1,809件

イ 埼玉県大規模施設等協力金（第3期）

6月17日、政府対策本部の公示に基づき、埼玉県におけるまん延防止等重点措置の期間が7月11日まで延長された。一方、酒類の提供が「終日自粛」から「午後7時以降自粛」に緩和されるとともに、対象区域も15市町から2市に縮小された。

県では6月補正予算により予算措置を行い、第3期大規模施設等協力金を支給した。

#### 【大規模施設等協力金の概要（第3期）】

##### <施設運営事業者>

- ・ 時短等要請期間：令和3年6月21日～7月11日
- ・ 対象区域：2市（さいたま市・川口市）
- ・ 申請期間：令和3年7月12日～8月26日
- ・ 主な支給要件：
  - ①要請期間のすべてにおいて営業時間を午後8時（映画館は午後9時）までに短縮（休業を含む）
  - ②要請期間のすべてにおいて午後7時以降の酒類提供を自粛、かつ業態に応じた感染防止対策を遵守
  - ③「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、施設内に掲示
  - ④「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」QRコードを施設内に掲示
  - ⑤繁忙期の2分の1程度の人数を目安とし、入場整理を徹底※⑤は映画館除く
- ・ 支給額：
  - （百貨店、映画館以外）  
第1期・第2期と同じ。
  - （百貨店）  
第1期・第2期と同じ。
  - （映画館）  
第1期・第2期と同じ。
- ・ 実績：申請60件、支給57件

##### <テナント事業者>

- ・ 時短等要請期間：施設運営事業者の同じ
- ・ 対象区域：施設運営事業者と同じ
- ・ 申請期間：令和3年7月12日～9月9日
- ・ 主な支給要件：
  - ①要請期間すべてにおいて営業時間を午後8時までに短縮（休業を含む）
  - ②要請期間すべてにおいて午後7時以降の酒類提供を自粛、か

つ業態に応じた感染防止対策を遵守

③『彩の国「新しい生活様式」安心宣言を遵守し、施設内に掲示

④埼玉県LINEコロナお知らせシステム」QRコードを施設内に掲示

- ・支給額：第1期・第2期と同じ
- ・実績：申請818件、支給796件

ウ 埼玉県大規模施設等協力金（第4期）

7月8日以降、感染拡大傾向に合わせ、以下のとおり、まん延防止等重点措置の期間の延長、緊急事態措置の実施、対象区域の拡大、要請内容の変更（厳格化）が行われた。

- ・7月8日、政府対策本部の公示に基づき、埼玉県におけるまん延防止等重点措置の期間を8月22日まで延長。
- ・7月16日、まん延防止等重点措置の対象区域を7月20日から20市町に拡大することを決定。
- ・7月30日、政府対策本部が緊急事態措置を実施すべき区域に本県を追加（8月2日～8月31日）。県では、政府対策本部が決定した基本的対処方針に基づき、酒類の提供について「午後7時以降の提供自粛」から「終日酒類の提供及びカラオケ設備の使用を自粛」に変更するなど要請内容を一部厳格化するとともに、対象区域を全市町村に拡大。
- ・8月13日、大規模施設の入場整理について、「繁忙期の2分の1程度の人数を目安とし、入場整理を徹底」から「同一階（フロア）ごとに、繁忙期の2分の1程度の人数を目安とし、入場整理を徹底」に変更するなど一部要請内容を厳格化。
- ・8月17日、政府対策本部は、本県において緊急事態措置を実施すべき期間を9月12日まで延長。
- ・8月18日、大規模施設の入場整理について、8月20日から9月12日まで、「入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置及び施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を行うこと」とするなど、要請内容の一部厳格化を決定。

県では7月臨時会補正予算及び8月臨時会補正予算により予算を確保し、上記要請内容に対応した第4期大規模施設等協力金を支給した。

## 【大規模施設等協力金の概要（第4期）】

### ＜施設運営事業者＞

- ・時短等要請期間：令和3年7月12日～8月31日
- ・対象区域：7月12日～8月31日…2市（さいたま市・川口市）  
7月20日～8月31日…18市町（川越市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町）

8月 2日～8月31日…その他の県内全市町村

- ・申請期間：令和3年9月1日～10月15日
- ・主な支給要件：
  - ①要請期間すべてにおいて営業時間を午後8時（映画館は午後9時）までに短縮（休業を含む）
  - ②7月12日～8月1日：午後7時以降の酒類提供を自粛、かつ業態に応じた感染防止対策を遵守  
8月2日～8月31日：終日酒類の提供及びカラオケ設備の使用を自粛
  - ③「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、施設内に掲示
  - ④「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」QRコードを施設内に掲示
  - ⑤7月12日～8月12日：繁忙期の2分の1程度の人数を目安とし、入場整理を徹底  
8月13日～8月19日：同一階（フロア）ごとに、繁忙期の1／2程度の人数を目安に入場者の整理等を実施  
8月20日～8月31日：入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置及び施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を実施

※⑤は映画館除く

- ・支給額：
  - （百貨店、映画館以外）第1期～第3期と同じ
  - （百貨店）第1期～第3期と同じ
  - （映画館）第1期～第3期と同じ

- ・実績：申請263件、支給251件

#### <テナント事業者等>

##### ○テナント事業者

- ・時短等要請期間：施設運営事業者と同じ
- ・対象区域：施設運営事業者と同じ
- ・申請期間：令和3年9月1日～11月5日
- ・主な支給要件：
  - ①要請期間すべてにおいて営業時間を午後8時までに短縮（休業を含む）
  - ②7月12日～8月1日：午後7時以降の酒類提供を自粛、かつ業態に応じた感染防止対策を遵守  
8月2日～8月31日：終日酒類の提供及びカラオケ設備の使用を自粛
  - ③「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、施設内に掲示
  - ④「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」QRコードを施設内に掲示
- ・支給額：第1期～第3期と同じ

##### ○非飲食業カラオケ店

- ・時短等要請期間：令和3年8月2日～8月31日
- ・対象区域：全市町村
- ・申請期間：令和3年9月1日～10月15日
- ・主な支給要件：
  - ①要請期間のすべてにおいて休業
  - ②「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、施設内に掲示
  - ③「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」QRコードを施設内に掲示
- ・支給額：1日当たりの支給額（2万円）×休業等実施日数

##### ○実績（テナント事業者及び非飲食業カラオケ事業者）：

申請2,475件、支給2,427件

## エ 埼玉県大規模施設等協力金（第5期）

9月9日、政府対策本部が、本県が緊急事態措置を実施すべき期間を9月30日まで延長したことを受け、県は緊急事態措置期間を9月30日までに延長した。

新たな予算措置は行わず、未執行の予算により第5期大規模施設等協力金の支給を行った。

9月30日をもって緊急事態措置は解除となり、第5期をもって大規模施設等協力金の施行は終了した。

### 【大規模施設等協力金の概要（第5期）】

#### <施設運営事業者>

- ・ 時短等要請期間：令和3年9月1日～9月30日
  - ・ 対象区域：全市町村
  - ・ 申請期間：令和3年10月1日～11月15日
  - ・ 主な支給要件：
    - ①要請期間すべてにおいて営業時間を午後8時（映画館は午後9時）までに短縮（休業を含む）
    - ②終日酒類の提供及びカラオケ設備の使用を自粛
    - ③「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、施設内に掲示
    - ④「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」QRコードを施設内に掲示
    - ⑤県からの要請に応じて、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置及び施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を実施
- ※⑤は映画館除く

#### ・ 支給額：

- （百貨店、映画館以外）第1期～第4期と同じ
- （百貨店）第1期～第4期と同じ
- （映画館）第1期～第4期と同じ

- ・ 実績：申請251件、支給244件

#### <テナント事業者等>

##### ○テナント事業者

- ・ 時短等要請期間：施設運営事業者と同じ
- ・ 対象区域：施設運営事業者と同じ

- ・申請期間：令和3年10月1日～12月6日
- ・主な支給要件：
  - ①要請期間すべてにおいて営業時間を午後8時までに短縮（休業を含む）
  - ②終日酒類の提供及びカラオケ設備の使用を自粛
  - ③「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、施設内に掲示
  - ④「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」QRコードを施設内に掲示
- ・支給額：第1期～第4期と同じ

#### ○非飲食業カラオケ店

- ・時短等要請期間：施設運営事業者と同じ
- ・対象区域：全市町村
- ・申請期間：令和3年10月1日～11月15日
- ・主な支給要件：
  - ①要請期間のすべてにおいて休業
  - ②「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を遵守し、施設内に掲示
  - ③「埼玉県LINEコロナお知らせシステム」QRコードを施設内に掲示
- ・支給額：第4期と同じ

#### ○実績（テナント事業者及び非飲食業カラオケ事業者）：

申請2,479件、支給2,458件

### 3 実施上の課題と対応

テナントが協力金を申請するためには、入居している大規模施設の床面積が1000㎡超であることを証明する書面等を入手する必要があったが、大規模施設の協力を得てそれを行うことは容易ではなかった。そのため、大規模施設運営事業者からの申請の処理に優先的に着手し、①大規模施設の要件の確認、②その他の支給要件の確認という2段階の処理を行い、①の確認が済んだ時点で、当該大規模施設に入居しているテナント事業者からの申請を処理するという方針を取った（テナント事業者には①の確認が取れてから申請するよう促した。）。このやり方をうまく回していくためには大規模施設に率先して申請してもらう必要があるため、大規模施設への働き掛けも行った。また、テナント事

業者の申請・審査が遅れることになるため、テナント事業者の申請期間を大規模施設運営事業者よりも2週間長く設定した。さらに、大規模施設がテナント分の代理申請を行うことも可能とした。以上のような工夫を行い、テナント事業者の速やかな申請及び支給の迅速化につなげることができた。

#### 4 ICTの活用

申請システムをクラウド型サービス「Salesforce」で構築し、委託事業者を含む担当者間で申請件数や審査事務の進捗状況等をシステム上で把握できるようにした。紙書類による申請も受け付けたが、委託事業者が受け付けた後「Salesforce」に入力処理も行い、全ての申請データがシステム上で確認できる状態とした。

#### 5 広報・関係機関への周知

- ・ 県ホームページに詳しいQ & Aなどを掲載
- ・ 大規模施設運営事業者（102社）あてチラシ・申請書類を送付
- ・ 業界団体（12団体）あて制度の周知依頼
- ・ 大規模施設運営業者の本社等（18社）を個別に訪問し制度を周知

#### 6 自己評価

ホームページ等による周知だけでなく、大規模施設の本社等を実際に訪問し、時短要請への協力のお願いと協力金の周知をしっかりと行ったことは評価できる。

大規模施設からの申請を優先処理することで、テナント事業者が特定大規模施設に入居していることを証明する必要を無くすようにしたことや、大規模施設とテナントがそれぞれ申請する方法に加え、大規模施設がテナント分もまとめて申請する方法等、申請方法を複数用意したことで、申請者の負担を減らすことができたことは評価できる。

一方、申請要領の記載内容と申請書の様式については、よりシンプルで分かりやすいものにすべきであった。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

協力金を迅速に支給できるよう、支給要件等を分かりやすいものとするとともに、審査に必要な基準を明確に示すこと。

#### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

- ・「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いについて（大規模施設等に対する協力金の実施要領）」（令和3年5月12日付け内閣府地方創生推進室・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）等
- ・埼玉県大規模施設等協力金事務取扱要綱
- ・埼玉県大規模施設等協力金申請要領

## 9 事業費・財源

事業費 4,829,165千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

令和3年度で事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組 4 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金

### 1 概要

令和3年4月～10月に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴い、酒類の提供自粛等を伴う飲食店等の休業・時短営業の影響を受けた酒類販売事業者等を支援するため、埼玉県酒類販売事業者等協力支援金を給付した。

### 2 経緯・取組内容

第4波～第5波中の令和3年4～10月に実施。

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴い、酒類の提供自粛を伴う飲食店の休業・時短営業の影響を受けた酒類販売事業者等に対して協力支援金を給付。

#### ○給付金額

対象月の売上減少額から国の月次支援金を控除した額（算定は単月ごと）

#### ※（参考）国の「月次支援金」

- ・2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の事業継続及び立て直しを支援するもの。
- ・給付額：2019年又は2020年の基準月（対象月と同じ月）の売上－2021年の対象月の売上
- ・給付上限額：中小法人等 上限20万円/月、個人事業者等 上限10万円/月

#### （1）令和3年4月～6月分

##### ・申請期間

令和3年8月19日～11月15日まで

##### ・給付上限額

売上減少率	中小法人等	個人事業者
30%以上50%未満	30万円/月	15万円/月
50%以上70%未満	10万円/月	5万円/月
70%以上	40万円/月 (10万円+【特別枠】30万円)	20万円/月 (5万円+【特別枠】15万円)

**特に大きな影響を受ける売上減少率70%以上の方には、【特別枠】で上限額を増額！**



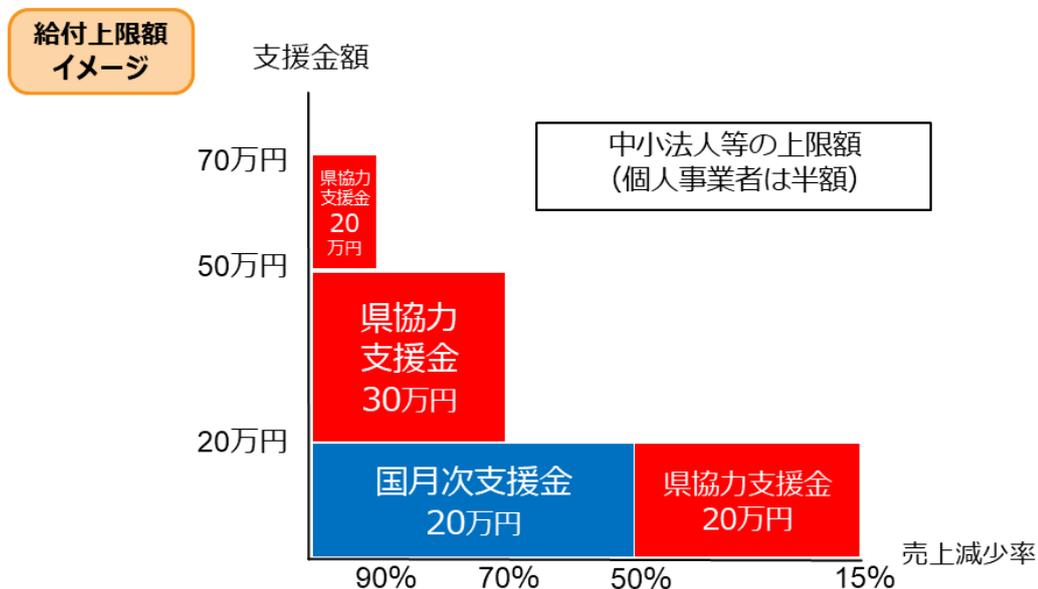
(3) 令和3年10月分

・申請期間

令和3年11月1日～令和4年2月15日まで

・給付上限額

売上減少率	中小法人等	個人事業者
15%以上50%未満	20万円	10万円
50%以上70%未満	給付対象外※	
70%以上90%未満	30万円	15万円
90%以上	50万円	25万円



○申請・交付件数

	申請件数	交付件数	交付額
R3. 4～6月分	408件	408件(給付率100%)	170,072千円
R3. 7月分	318件	318件(給付率100%)	51,380千円
R3. 8月分	438件	436件(給付率99%、不給付1%)	87,566千円
R3. 9月分	426件	422件(給付率99%、不給付1%)	91,581千円
R3. 10月分	293件	291件(給付率99%、不給付1%)	47,116千円
計	1,883件	1,875件(給付率99%、不給付1%)	447,715千円

### 3 実施上の課題と対応

#### (1) 周知について

本協力支援金は酒類販売免許保有者を対象としたものであることから、免許者情報から対象となりうる事業者に対してチラシ等を郵送し周知を図った。

一方で、高齢の事業者も多く、インターネット等に慣れないなどの理由により、申請書類の入手や手続きに至らない例もあると見受けられた。業界団体や市町村とのより一層の連携や周知の働き掛けも必要である。

#### (2) 感染症拡大による事業者の経営状況の把握

事業者が感染症拡大によりどの程度影響を受けているかを把握するのに苦心した。国税庁など他機関も把握しきれていなかった。最終的に酒販組合を通じてアンケートを行ったが、迅速性を優先したためにやや精度を欠いた。より正確なデータを得るにはさらに多くの時間や手間をかける必要がある。

#### (3) 審査の迅速化について

申請添付書類が多い、要件が複雑であるなどの理由により、申請書類の誤りが多い、審査に時間がかかるなどの問題点が生じた。そのため、委託先審査担当者と職員が密に連絡を取り合い、申請手引きの充実化や、効率的な審査が進むよう審査ポイントなどの整理を行った。また、委託先担当者と職員によるチェックを徹底した。

### 4 ICTの活用

民間事業者に委託を行い、電子申請システムにより申請を受け付けることで、業務の効率化・給付の迅速化を図った。

### 5 広報・関係機関への周知

市町村、商工団体、金融機関、各種業界団体等を通じた周知や、県ホームページ、チラシのほか、SNS（LINE、Facebook、Twitter）などによる周知を行った。

### 6 自己評価

本協力支援金は、感染症拡大による影響を大きく受けた事業者にとって、当座をしのぐ効果があったものと考えている。

### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

新興感染症の感染拡大時には、その影響を踏まえ、必要に応じて、対象や実

施の必要性等を十分検討した上で迅速かつ適切に行っていく必要がある。

また、事業者は行政界を超えて広域で取引を行っていることが多いため、全国に感染症が拡大している中で、その状況を見極めた上で国がまとめて支援金を交付する体制を整えるべきである。各県であまり差異のない支援金を個別に交付することは、非効率、混乱を生じるなどのデメリットが大きい。

## **8 根拠法令・事務連絡等**

埼玉県酒類販売事業者等協力支援金事務取扱要綱

## **9 事業費・財源**

事業費 令和3年度 520,737千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## **10 5類移行に伴う対応**

令和3年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組 5 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金

### 1 概要

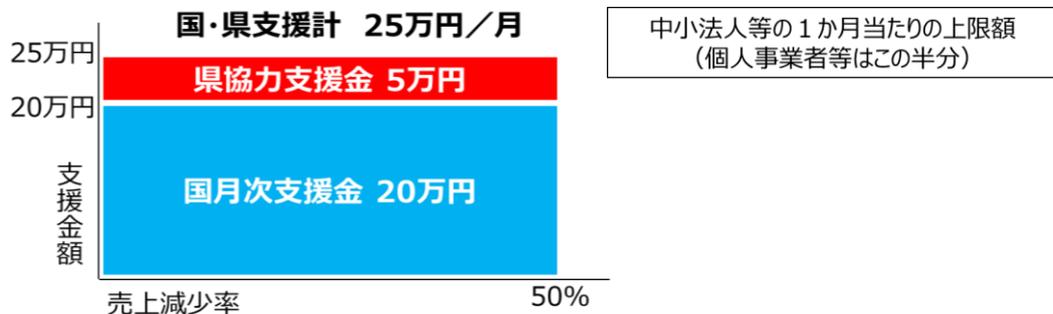
令和3年4月～10月に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴い、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けた事業者を支援するため、埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金を給付した。

### 2 経緯・取組内容

第4波～第5波中の令和3年4～10月に実施。

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少し、国の月次支援金を受給している事業者に対し、協力支援金を給付。

- ・給付金額：対象月の売上減少額から国の月次支援金を控除した額（算定は単月ごと）
- ・給付上限額：中小法人等 上限5万円/月、個人事業者等 上限2万5千円/月  
※10月分は給付の迅速化等の観点から定額化（中小法人等5万円、個人事業者等2万5千円）



#### ※（参考）国の「月次支援金」

- ・2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」又は「外出自粛等」の影響を受けて、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の事業継続及び立て直しを支援するもの。
- ・給付額：2019年又は2020年の基準月（対象月と同じ月）の売上－2021年の対象月の売上
- ・給付上限額：中小法人等 上限20万円/月、個人事業者等 上限10万円/月

- ①「令和3年4月～6月分」：令和3年6月議会において補正予算成立後、令和3年7月26日～11月15日まで申請受付を実施
- ②「令和3年7月～9月分」：令和3年8月臨時会において補正予算成立後、令和3年9月21日～令和4年1月28日まで申請受付を実施
- ③「令和3年10月分」：令和3年11月1日～令和4年2月15日まで申請受付を実施

	申請件数	交付件数	交付額
R3. 4～6月分	16,279件	15,755件 (給付率97%、不給付等3%)	1,071,630千円
R3. 7～9月分	17,274件	17,108件 (給付率99%、不給付等1%)	1,209,059千円
R3. 10月分	9,355件	9,284件 (給付率99%、不給付等1%)	324,275千円
計	42,908件	42,147件 (給付率98%、不給付等2%)	2,604,964千円

### 3 実施上の課題と対応

#### (1) 周知について

本協力支援金は対象事業者が広く、まず知っていただくことが重要であるため、周知に力を入れた。市町村、商工団体、金融機関、各種業界団体等を通じた周知や、県ホームページ、チラシのほか、SNS（LINE、Facebook、Twitter）などによる周知を行うとともに、国の月次支援金の受給を要件としていることから、月次支援金の受給事業者に個別にチラシを郵送し周知を図った。

また、申請状況を鑑み、今まであまり関わりがなかった業界団体等（タクシー関係、美容・理容関係、鍼灸マッサージ関係、クリーニング関係等）にも幅広く周知を行った。

#### (2) 審査の迅速化について

支払いの審査においては、不備コールにて複数回架電してもつながらない場合や、不備解消の連絡をしても正しく修正していただけていない場合などがあり、支払いまでに時間がかかってしまった事例もあった。

そのため、電話やメールで連絡がつかない方には郵送等異なる連絡方法で修正期限等を示した上でお知らせをしたり、分かりにくい修正についてはより丁寧に説明し再修正が生じないようにするなど、審査の迅速化のための改善を図った。

#### 4 ICTの活用

申請システムをクラウド型サービス「Salesforce」で構築し、委託事業者を含む担当者間で申請件数や審査事務の進捗状況等をシステム上で把握できるようにした。紙書類による申請も受け付けたが、委託事業者が受け付けた後「Salesforce」に入力処理も行い、全ての申請データがシステム上で確認できる状態とした。

#### 5 広報・関係機関への周知

市町村、商工団体、金融機関、各種業界団体等を通じた周知や、県ホームページ、チラシのほか、SNS（LINE、Facebook、Twitter）などによる周知を行った。さらに、国の月次支援金の受給を要件としていることから、月次支援金の受給事業者に個別にチラシを郵送し周知を図った。

#### 6 自己評価

本協力支援金は、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けた事業者に対する支援となっているが、給付状況を見ると、幅広い業種（卸売業・小売業、サービス業、建設業、製造業など）への支援につながるなど、効果があったものと考えている。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

新興感染症の感染拡大時には、その影響を踏まえ、必要に応じて、対象や実施の必要性等を十分検討した上で迅速かつ適切に行っていく必要がある。

#### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金事務取扱要綱
- ・ 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（令和3年7～9月分）事務取扱要綱
- ・ 埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（令和3年10月分）事務取扱要綱

**9 事業費・財源**

事業費 令和3年度 3, 183, 859千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

**10 5類移行に伴う対応**

令和3年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## その他の事業者支援 ～デジタル活用・DX支援

新型コロナウイルス感染症と共存できる強い埼玉県経済を作っていくため、令和2年度に設置された「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」において、国、県、及び経済・産業界が連携し、早急に取り組むべき事項（社会実装する取組）がとりまとめられた。

同取組の中には「販路の拡大」及び「デジタル化推進」が掲げられており、県に対し、「オンラインを活用したビジネス展示会・商談会の開催」や「生産性向上のための中小・小規模事業者のデジタル化推進」が求められたことから、以下の施策を実施した。

### （デジタル活用・DX支援）

- ・取組1 彩の国ビジネスアリーナのオンライン開催  
及び常設マッチングサイトの構築
- ・取組2 オンライン営業の支援①
- ・取組3 オンライン営業の支援②
- ・取組4 埼玉県DX推進支援ネットワークによる支援
- ・取組5 Withコロナの創業支援
- ・取組6 中小企業海外販路開拓支援事業
- ・取組7 海外オンライン展示会等出展支援事業

## 取組 1 彩の国ビジネスアリーナのオンライン開催 及び常設マッチングサイトの構築

### 1 概要

県内中小企業の販路拡大を目的に実施している展示商談会「彩の国ビジネスアリーナ」をコロナ禍において実施するため、令和2年度から令和4年度はオンラインで開催した（令和4年度はリアル展示とオンライン展示のハイブリッド開催）。

また、新たな生活様式に対応するため、常設の「彩の国ビジネスマッチングサイト」を令和4年度に構築し、オンラインでのビジネスマッチング機会を創出・提供している。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 彩の国ビジネスアリーナのオンライン開催

	令和2年度 (オンライン展示)	令和3年度 (オンライン展示)	令和4年度 (リアル展示)	令和4年度 (オンライン展示)
名 称	オンライン彩の 国ビジネスア リーナ	オンライン彩の 国ビジネスア リーナ2022	彩の国ビジネス アリーナ 2023	彩の国ビジネス アリーナ 2023
開催期間	約1か月間(2021 年1月8日～2月8 日)	3週間(2022年1 月25日～2月14 日)	2日間(2023年2 月8日・9日)	2週間(2023年2 月1日～2月15日)
場 所	インターネット 上	インターネット 上	さいたまスーパ ーアリーナ	インターネット 上
出 展 数	428企業・団体	302企業・団体	443企業・団体	478企業・団体
来場者数	28,112人	16,819人	12,685人	14,487人

#### (2) オンライン彩の国ビジネスアリーナの広報及びコンテンツの充実

令和2年度は、初めてのオンライン開催であることから、参加企業数の確保及びビジネスマッチングの効果的な実施を目的として、令和2年度9月補正予算により以下の事業を実施した。

##### ア 受注企業振興助成事業（実施主体：産業振興公社）

オンライン化に伴い広報の充実を図るとともに、リモートワークやオンライン会議などビジネスに役立つ情報などを学べるセミナー等を配信した。

##### 【実績】

・特別講演 配信3件 視聴回数：606回

- （「渋沢栄一の思想から学ぶコロナの先のサステナブルな経済社会」  
「Withコロナにおけるリモートワークを円滑に進めるためのコツ」）
- ・オンラインセミナー 配信4件 視聴回数：826回
- （「基本操作をしっかりと学ぶ！会議や商談で活かせるZoom活用」「ゼロからのスマートフォン動画講座①②」）

#### イ ビジネスマッチング応援事業

新型コロナウイルスの感染拡大によりリスク対策として注目が高まっていたBCPのワークショップを実施したほか、ウィズコロナ時代の経営に役立つセミナーを開催した。

##### 【実績】

- ・BCPオンラインワークショップ 2回 参加者：14名
- ・彩の国「新しい生活様式」安心宣言活用セミナー 視聴回数：133回

#### (3) オンライン彩の国ビジネスアリーナへの機能追加

令和3年度に、オンライン彩の国ビジネスアリーナ2022の出展サイトにおいて、出展者と来場者の交流が活発になるよう新たにビデオ通話やチャットを活用したオンライン商談機能を新設するとともに、出展者からブース訪問者にコンタクトできるよう来場者登録システムを導入した。

#### (4) 彩の国ビジネスマッチングサイト事業（令和4年度）

令和5年2月にサイトを開設した。サイトの登録企業数は以下のとおり（令和5年3月31日現在）

- ・受注企業 230企業
- ・発注企業 20企業
- ・受発注企業 12企業

### 3 実施上の課題と対応

#### (1) 彩の国ビジネスアリーナのオンライン開催

令和2年度はオンライン展示会を1人でも多くの方に体験いただくため、登録などの手続きなしで気軽に入場できるようにしたところ、約2万8千人が来場し、オンライン展示会の認知度を高めることができた。一方、出展者は誰がブースに来たのか把握できず、出展者から来場者にアプローチする方法がなかったことが課題として残った。

そこで令和3年度は名前や連絡先を登録した人のみ来場できる入場登録制を導入したところ、匿名で閲覧したい人や入力を煩わしく感じる人は来場せず、

来場者数は減少したが、出展者からは「来場者情報が取れるのはとても良かった」「今後の営業に生かせる」との声が寄せられた。

来場しやすさと情報のとり方の両立は難しいが、今後も最適のバランスを研究する必要がある。

#### (2) オンライン彩の国ビジネスアリーナの広報及びコンテンツの充実

特別講演やセミナーについては、多くの方に視聴いただくことができたが、BCPワークショップについては、参加者が定員の半数に満たなかった。理由として広報が不十分であったほか、Zoomの操作に不慣れな方が参加しなかったためと考えられる。広報の強化に加え、Zoom等の操作に慣れていない方に対する十分なフォローが必要であった。

#### (3) オンライン彩の国ビジネスアリーナへの機能追加

令和2年度の経験を踏まえ、令和3年度は、チャットやZoomなどオンラインでの商談機能を新設するとともに、出展者からブース訪問者にコンタクトできるよう来場者登録システムを導入した。その結果、来場者一人当たりの閲覧ページ数が1.4倍に増え、出展者の満足度も高かった一方で来場者数は前年度から大幅に減少した。理由としては、来場者登録システムを導入したことにより、匿名で閲覧したい人や入力を煩わしく感じる人が来場しなかったためと思われる。来場しやすさと情報のとり方の両立は難しいが、今後も最適のバランスを研究していく。

#### (4) 彩の国ビジネスマッチングサイト事業

令和5年2月にサイトを開設し、登録企業数は262社（令和5年3月31日現在）となった。5類に移行しリアルでの営業が復活しつつある中、今後、登録企業数をどれだけ増加させることができるかが課題である。登録企業数の増加のため、サイトの周知はもとより、サイトの利用によって販路拡大につながるメリットをPRしていく必要がある。

## 4 ICTの活用

#### (1) オンライン彩の国ビジネスアリーナへの機能追加

出展者が自社製品・加工品を動画又は画像を活用して展示し、自らの技術力を積極的にアピールするとともに、オンラインツール（名刺交換機能、資料ダウンロード機能、商談申込機能）を活用して、来場者との商談や出展者間における情報交換・商談等を行った。

## (2) 彩の国ビジネスマッチングサイトへの商談機能の実装

会員限定チャットや商談・問い合わせボタンから受発注企業同士でコンタクトを取り合うことができる機能を実装した。

## 5 広報・関係機関への周知

### (1) 彩の国ビジネスアリーナのオンライン開催

記者発表、チラシを作成し、主催者・関係機関等へ配布、主催者（県、公社、金融機関等）による広報を実施した。令和3年度のビジネスアリーナではオンライン展示会本番までの気運を高めるため、本番3月前からプレイベントサイトを開催。「成果を出せるオンライン展示」セミナーなど、ビジネスに役立つ様々な情報を発信し、7,761人が来場した。

### (2) 彩の国ビジネスマッチングサイト事業

記者発表（彩の国ビジネスアリーナと合同発表）、サイト開設のチラシを作成し関係機関等へ配布、主催者（県、公社、金融機関等）による広報等を実施した。

## 6 自己評価

### (1) 彩の国ビジネスアリーナのオンライン開催

令和2年度及び3年度におけるオンライン彩の国ビジネスアリーナでの来場者について、例年のリアル展示会では、埼玉県からの来場が半数以上、関東（1都6県）で9割を超えていたが、オンライン化で場所の制約が解消されたことで、埼玉県からのアクセスは4割強にとどまり、大阪府や愛知県などの主要都市からのアクセスが増加した。さらに、海外からはアメリカ、ベトナム、台湾、シンガポールなどからアクセスがあり、来場者だけでなく海外からの出展者もあった。

令和4年度のハイブリッド開催においては、リアル展示会の来場者について、96.8%が関東地方からの来場であった（埼玉県57.7%、東京都28.1%）。一方、オンライン展示については、関東地方以外からのアクセスが21.5%を占めた。海外からはアメリカ、中国、韓国、台湾、シンガポールなどからアクセスがあり、オンラインの特性を活かし、幅広い地域にアピールすることができた。

### (2) オンライン彩の国ビジネスアリーナの広報及びコンテンツの充実

初めて開催したオンラインでの展示商談会であったが、オンラインを介して取引先を開拓する企業等の目に触れやすく、オンライン彩の国ビジネスア

リーナへの来訪につながるような広報を実施したことやウィズコロナ時代の経営に役立つオンラインセミナーを開催することで多くの来場者を集めることができた。

(3) オンライン彩の国ビジネスアリーナへの機能追加

令和2年度オンライン彩の国ビジネスアリーナの経験を活かし、出展者や来場者が交流しやすくなるようオンライン商談機能を追加したことで、出展者から高い評価を受けた。

(4) 彩の国ビジネスマッチングサイト事業

彩の国ビジネスアリーナ開催時のみ開設していたビジネスマッチングサイトを常設で構築し、県内中小製造業、情報通信業などのオンラインによる受注拡大、販路開拓について、年間を通じて支援していくことが可能となった。

7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

特になし

8 根拠法令・事務連絡等

なし

9 事業費・財源

(1) 彩の国ビジネスアリーナのオンライン開催

なし（産業振興公社自主財源）

(2) オンライン彩の国ビジネスアリーナの広報及びコンテンツの充実

事業名 中小企業販路開拓支援事業

事業費 令和2年度 2,451千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(3) オンライン彩の国ビジネスアリーナへの機能追加

事業名 オンライン販路開拓支援事業

事業費 令和3年度 5,000千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(4) 彩の国ビジネスマッチングサイト事業

事業費 令和4年度 10,120千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

### (1) 彩の国ビジネスアリーナのオンライン開催

新型コロナウイルス感染症をきっかけにオンライン（令和4年度はリアル展示とオンライン展示のハイブリッド開催）で開催したが、彩の国ビジネスアリーナのPR及び出展者の取引機会の拡大のため、5類移行後も引き続き、ハイブリッド開催を継続する予定である。

「彩の国ビジネスアリーナ2024（予定）」

- ・リアル展示：令和6年1月24（水）、25日（木）
- ・オンライン展示：令和6年1月17日（水）～31日（水）

### (2) オンライン彩の国ビジネスアリーナの広報及びコンテンツの充実

令和2年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

### (3) オンライン彩の国ビジネスアリーナへの機能追加

令和3年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

### (4) 彩の国ビジネスマッチングサイト事業

新型コロナウイルス感染症をきっかけに常設のビジネスマッチングサイトを構築したが、オンラインでのビジネスマッチング機会を創出・提供するため、5類移行後も引き続き、同サイトを運用している。

サイトの登録企業数は以下のとおり（令和5年9月30日現在）

- ・受注企業 315企業
- ・発注企業 46企業
- ・受発注企業 19企業

## 取組２ オンライン営業の支援①

### 1 概要

従来の対面営業では、サンプルの提示など現物を提示し手に取ってもらいながらの営業が可能であったが、オンライン営業ではそれに代わるPR動画やデジタル技術を活用した三次元的な映像などが必要になるため、その作成費用等を支援した。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) コンテンツ等作成支援事業（営業用資料作成（PR動画も含む））

ネットによる営業活動等において提示する魅力的なコンテンツや営業資料作成のための費用、及び専門家の助言を受けるための費用に対して補助を行った。

補助率 1/2（上限 250 千円）、申請枠 50 社

#### 【実績】

補助事業者数：48 社・交付額 10,260 千円

#### (2) 展示商談会用動画作成支援事業（PR動画作成）

オンラインでの展示商談会において、他社との差別化を図るためのPR動画を作成する費用に対して補助を行った。

補助率 1/2（上限 150 千円）、申請枠 50 社

※オンライン彩の国ビジネスアリーナに出展する場合は、補助率 2/3（上限 200 千円）

#### 【実績】

補助事業者数：38 社・交付額 6,692 千円

### 3 実施上の課題と対応

本事業はビジネスアリーナなど、オンライン営業への緊急対応のため令和 2 年度 9 月補正予算で措置されたものであり、周知の迅速化や申請にあたっての企業負担軽減に配慮したが、申請数が見込みを下回った。

### 4 ICTの活用

申請者の負担を軽減し、短期間での申請が可能となるよう、メール送信での申請も可とした。

## 5 広報・関係機関への周知

ホームページや文書による広報と併せて、経営革新計画承認企業等を対象とするメールマガジンでの広報を実施した。

## 6 自己評価

新しい生活様式の定着に伴い非対面による営業・販売が一般化することが想定される中、オンライン展示商談会などで活用する効果的なPR動画等作成への支援を実施することができた。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

特になし

## 8 根拠法令・事務連絡等

なし

## 9 事業費・財源

事業名 新しい生活様式に対応した中小製造業の販路開拓支援事業

事業費 令和2年度 17,252千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

令和2年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組3 オンライン営業の支援②

### 1 概要

オンライン営業に係る経費の補助やセミナー等を通じて、オンラインによる営業手法の導入を図るとともに、大手メーカーとの商談機会を創出することにより県内中小企業の販路開拓を支援した。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) オンライン営業のスキルアップ支援（実施主体：産業振興公社）

オンライン営業に知見を有する専門家が、セミナーや出張相談によりPR動画の作成方法や動画によるわかりやすいPR方法、課題解決型の提案スキル等を紹介した。

##### 【実績】

- ・出張相談：30社
- ・オンライン営業スキルアップセミナー 配信3件 視聴回数：812回

#### (2) オンライン販路開拓経費の補助（実施主体：県）

補助率を2分の1、補助上限を250千円として、PR動画作成や自社ホームページリニューアルに係る経費等を補助した。

##### 【実績】

補助事業者数：54社・交付額10,862千円

#### (3) 大手メーカーとのオンラインマッチングの実施（実施主体：産業振興公社）

産業振興公社に配置した大手メーカーとつながりを持つ発注開拓員（3人）が、積極的に大手メーカーに営業（訪問、ヒアリング等）を行い、大手メーカーの発注ニーズを掘り起こすとともに、中小企業とのオンライン商談の場を設けた。

##### 【実績】

発注企業32社に対し、受注企業158社をあっせん紹介した。

このうち、発注企業5社・受注企業6社に対し、オンライン商談によるマッチングを実施した。

### 3 実施上の課題と対応

オンライン販路開拓補助金について、複数の採択企業から新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、補助対象期間内に事業を終了できないとの問

い合わせがあった。そのため、補助金交付要領の「やむを得ないと認めた場合は、補助事業の期間を延長することができる」との規定を根拠に事業対象期間の延長を認めることとした。感染症拡大等により、事業の継続が困難となる場合を想定し、事前に対応策を検討しておくことが必要である。

#### 4 ICTの活用

オンライン営業スキルアップセミナーの開催、オンライン商談によるマッチングを実施した。

#### 5 広報・関係機関への周知

##### (1) オンライン営業スキルアップ支援

オンライン営業スキルアップセミナーについては、オンライン彩の国ビジネスアリーナ2022の出展者募集サイトにおいて周知し、出張相談については、各商工会・会議所を通じて周知を図った。

##### (2) オンライン販路開拓経費の補助

県内中小企業に補助事業を積極的に活用してもらえるよう経済団体等に案内チラシを送付し、会員企業への制度周知を依頼した。

##### (3) 大手メーカーとのオンラインマッチング機会の創出

発注登録企業へはDM、未登録企業へは発注開拓員が直接連絡（訪問）し周知するとともに、公社ホームページでも広く参加を呼び掛けた。

#### 6 自己評価

コロナ禍により従来型の営業（訪問営業、展示商談会出展等）ができず、販路開拓に苦慮している県内中小企業に対し、オンライン営業に係る経費の補助やオンライン営業スキルアップセミナー等を通じて多くの県内中小企業の販路開拓を支援することができた。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

特になし

#### 8 根拠法令・事務連絡等

なし

**9 事業費・財源**

事業名 オンライン営業販路開拓支援事業

事業費 令和3年度 14,168千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

**10 5類移行に伴う対応**

令和3年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組 4 埼玉県DX推進支援ネットワークによる支援

### 1 概要

県内中小企業のDXを推進するため、行政、経済団体、金融機関等27団体による「埼玉県DX推進支援ネットワーク」を立ち上げ、支援を行っている。

### 2 経緯・取組内容

令和2年11月4日の「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」で、関東経済産業局から提案いただき、関係機関との調整を経て、令和3年10月に「埼玉県DX推進支援ネットワーク」を立ち上げ、11月30日に第1回会議を開催した。

令和4年度からは本格的に事業を実施しており、DX推進支援パートナー事業では、全国からIT企業等を「埼玉DXパートナー」として募集し、県内中小企業のデジタル化ニーズ等とマッチングを行っている。また、専任の担当者「DXコンシェルジュ」を配置し、県内中小企業からの相談に応じている。

さらに、DXの推進には企業内の推進役が不可欠であることから、県内中小企業の経営層などを対象としたDX推進人材育成講座に補助を行った。

#### 【構成団体】

行政	関東総合通信局	経済団体	埼玉県商工会議所連合会
	関東財務局		埼玉県商工会連合会
	関東経済産業局		埼玉県中小企業団体中央会
	埼玉県		埼玉県経営者協会
	さいたま市		埼玉経済同友会
	川越市		埼玉中小企業家同友会
	川口市		
	越谷市		
支援機関	中小企業基盤整備機構	金融機関	埼玉りそな銀行
	埼玉県中小企業診断協会		武蔵野銀行
	情報処理推進機構		埼玉縣信用金庫
	埼玉県情報サービス産業協会		川口信用金庫
	埼玉ITコーディネータ		青木信用金庫
	さいたま市産業創造財団		飯能信用金庫
	埼玉県産業振興公社		

### 3 実施上の課題と対応

新型コロナウイルスの感染拡大により、在宅勤務やWeb会議など、事業者のDXへの関心が高まったものの、DXへの取組割合は21.9%（令和5年6月1日時点）にとどまっており、今後も一層の支援が必要である。

#### 【事業者のDXへの取組割合】

	計画前	R3年度末	R4年度末	R5年度末
目標	—	20%	35%	50%
実績	11.3%	19.1%	21.9%	

埼玉県四半期経営動向調査（4～6月期）で実施

### 4 ICTの活用

ネットワークの支援事業に関する申込や問合せは、原則としてウェブサイトを利用したものとし、広報についても、SNSの活用を図った。

### 5 広報・関係機関への周知

埼玉県DX推進支援ネットワーク及び各事業の周知を図るため、チラシを作成し、構成団体や関係機関などにチラシのPDFデータを送付した。

### 6 自己評価

支援機関が一体となり「埼玉県DX推進支援ネットワーク」を立ち上げることで、県内企業に対するワンストップでの支援が可能となった。

その一方で、デジタル化やDXが進まない中小企業も多いことから、支援事業の一層の周知と支援を図っていく必要がある。

### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

特になし

### 8 根拠法令・事務連絡等

なし

### 9 事業費・財源

事業名 県内企業デジタルトランスフォーメーション推進費

事業費 令和3年度 9,171千円

令和4年度 17,800千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

新型コロナウイルス感染症をきっかけに始めた事業であるが、5類移行後も県内中小企業の生産性向上のためDXを推進する必要があることから、「埼玉DX推進支援ネットワーク」を軸とした支援を継続して実施している。

## 取組5 Withコロナの創業支援

### 1 概要

創業・ベンチャー支援センター埼玉におけるオンライン上での創業支援を充実させるため、ホームページの改修や相談データベースのクラウド化など新システムを構築するとともに、オンラインセミナーが実施できるよう所要の整備を行った。

### 2 経緯・取組内容 波に直接関係なく実施

令和3年度にオンラインでの創業支援の充実を図るため、ホームページ改修を行い相談・セミナー等へのオンライン申込フォームを立ち上げたほか、相談者情報をオンライン上で一元管理できるよう、相談者データベースのリニューアルなどを行った。

現在は、相談・セミナーともに、コロナの感染拡大状況や利用者ニーズにあわせて、対面・オンラインを使い分けている。

【参考：リモート相談（電話・メール・Zoom）の割合】

形態	相談件数			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対面相談	2,673	1,865	1,673	2,078
リモート相談 (うちZoom相談)	396	1,704 (441)	2,143 (1,355)	1,600 (1,213)
リモート率	12.9%	47.7%	56.2%	43.5%

### 3 実施上の課題と対応

相談・セミナーともにオンラインで気軽に申込や利用ができるようになった分、無断や直前でのキャンセルが増加してしまった。現在は同時予約可能枠を設けるなど、ルールを明確化することにより、対応を図っている。

### 4 ICTの活用

オンライン相談・セミナーの実施に加えて、ホームページ改修によるオンライン申込フォームの設置や相談者データベースのクラウド化などを実施した。

### 5 広報・関係機関への周知

創業・ベンチャー支援センター埼玉のチラシ・ホームページ・メルマガ等で周知を行った。特にZoom相談については、新たにZoom相談専用のチラシを作成し、重点的に周知をした。

## 6 自己評価

今回のオンライン環境整備により、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が図られたほか、遠方でも相談・セミナーを受けやすくなる、24時間相談予約ができるなど、利便性の向上につながった。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項 特になし

## 8 根拠法令・事務連絡等 なし

## 9 事業費・財源

事業名 With コロナの創業支援

事業費 令和3年度 5,247千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

新型コロナウイルス感染症をきっかけに始めた事業であるが、利用者の利便性向上のため5類移行後も引き続き、オンラインによる相談やセミナーを実施している。

## 取組6 中小企業海外販路開拓支援事業

### 1 概要

コロナ禍で海外渡航が制限されていたが、企業の海外展開ニーズは高かった。B to C向けの越境eコマースの活用支援は、コロナ禍での海外販路開拓手法の1つである。県内企業の越境EC活用を支援するとともに、海外市場に向けて県内企業の商品をPRすることにより、海外に出向かなくても販路拡大に取り組めるよう支援した。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 令和3年度実績

##### ア eコマース活用に向けたセミナーの実施

ジェトロ埼玉と連携し、ECの仕組等についてセミナーを通じて周知した(5回、336人参加(閲覧数含む))。

##### イ eコマース活用事業

###### (ア) 海外EC活用支援事業補助金(産業振興公社)

- ・補助率 : 1/2 (上限50万円)
- ・対象 : 新たに越境ECに取り組む県内に本社を置く中小企業・小規模事業者
- ・補助対象経費 : 商品改良等に係るコンサルタント料、HP作成費、海外ECサイト出店料等
- ・申請期間 : 令和3年4月15日～5月21日
- ・申請社数 : 23社      ・採択社数 : 20社      ・交付件数 : 15社

###### (イ) 埼玉県特設ショップ(産業振興公社)

海外ECサイトに埼玉県特設ショップを開設し、PRを実施

- ・対象国 : シンガポール
- ・応募期間 : 令和3年5月21日～7月21日
- ・申込社数 : 33社      ・決定社数 : 20社
- ・開設期間 : 令和3年11月5日～令和4年3月15日

#### (2) 令和4年度実績

##### ア eコマース活用に向けたセミナーの実施

ジェトロ埼玉と連携し、ECの仕組等についてセミナーを通じて周知した(5回、114人参加)。

## イ eコマース活用事業

### (ア) 海外EC活用支援事業補助金（産業振興公社）

- ・補助率：1/2（上限50万円）
- ・対象：新たに越境ECに取り組む県内に本社を置く中小企業・小規模事業者
- ・補助対象経費：商品改良等に係るコンサルタント料、HP作成費、海外ECサイト出店料等
- ・申請期間：令和4年4月26日～6月3日
- ・申請社数：24社　・採択社数：11社　・交付件数：11社

### (イ) 海外EC活用支援事業補助金（県）（9月補正分）

- ・補助率：1/2（上限50万円）
- ・対象：新たに越境ECに取り組む県内に本社を置く中小企業・小規模事業者
- ・補助対象経費：商品改良等に係るコンサルタント料、HP作成費、海外ECサイト出店料等
- ・申請期間：令和4年10月27日～令和5年3月10日
- ・申請社数：25社　・採択社数：18社　・交付件数：15社

### (ウ) 埼玉県特設ショップ（産業振興公社）

海外ECサイトに埼玉県特設ショップを開設し、PRを実施

- ・対象国：シンガポール、台湾
- ・応募期間：令和4年6月1日～6月30日
- ・申込者数：延べ89社（シンガポール46社、台湾43社）実数50社
- ・決定者数：延べ40社（シンガポール20社、台湾20社）実数27社
- ・開設期間：令和4年10月1日～令和5年2月28日

## 3 実施上の課題と対応

今回の出品者には越境EC初心者が多く、ノウハウの構築やテストマーケティングを主目的としている。

そのため、商品ページへのアクセス傾向を分析して出品企業に提供するほか、海外からの反応をフィードバックすることで、より訴求力を高めた紹介文や商品改良に繋がる役割があると考えている。

また、サイトに掲載することにより、BtoBの取引に繋がりがやすくなる効果もあり、実際、出品企業と現地バイヤーとの商談が実現した事例もある。

越境ECの取組にあたっては、出店先の市場の特徴や、配送・決済、プロモーションなど幅広い知識が必要であり、県内企業の学びの機会の確保も重要である。

引き続き、企業が自立して越境ECに取り組めるよう、支援していく。

#### 4 ICTの活用

メールでの補助金申請も可とした。eコマース活用に向けたセミナーをリアルだけでなくオンラインでも開催した。海外ECサイトに埼玉県特設ショップを開設し、県内企業の商品をPRすることにより、海外に出向かなくても販路拡大に取り組めるよう支援した。

#### 5 広報・関係機関への周知

報道発表、県内各市町村、関係経済団体、県内銀行・信用金庫へのメール、関係団体メールマガジン、県・産労部・企業立地課SNSを通じて、周知した。

#### 6 自己評価

海外に出向かなくても販路拡大に取り組む企業の裾野を広げ、ノウハウの構築やテストマーケティングを行うことができた。

セミナーの充実を図るなど、引き続き県内企業に学びの機会の提供を検討していく。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

なし

#### 8 根拠法令・事務連絡等

なし

#### 9 事業費・財源

事業費 令和3年度 9,419千円

令和4年度 18,936千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

#### 10 5類移行に伴う対応

5類移行後も世界的に海外ビジネスのデジタル化は拡大していることから、県内企業の「越境eコマース」の取組を後押しするため、eコマース活用に向けたセミナーやeコマース活用に係る経費に対する補助、海外ECサイトへの埼玉県特設ショップの開設等の事業を実施している。

## 取組7 海外オンライン展示会等出展支援事業

### 1 概要

コロナ禍で海外渡航が制限されていたが、企業の海外展開ニーズは高かった。B to B向けのオンライン展示会・商談会は、コロナ禍での海外販路開拓手法の1つである。ジェトロの支援を最大限活用しつつ、ジェトロ埼玉と連携し、県内企業の海外オンライン展示会・商談会への出展を支援した。

### 2 経緯・取組内容 波に直接関係なく実施

#### 海外オンライン展示会等出展支援補助金

中小企業における海外販路開拓を目的としたオンライン展示会・商談会への出展に向けたプロモーション動画等の環境整備に係る経費を支援した。

- ・補助率等：1/2（上限30万円）
- ・交付件数：23社
- ・対象：新たにオンライン展示会・商談会用の動画や多言語HPを作成する県内に本社を置く中小企業・小規模事業者
- ・補助対象経費：外国向けプロモーション動画作成、HP多言語化、デジタルパンフレット作成

### 3 実施上の課題と対応

特になし

### 4 ICTの活用

メールでの補助金申請も可とした。県内企業の海外オンライン展示会等の出展を支援することにより、海外に出向かなくても販路拡大に取り組めるよう支援した。

### 5 広報・関係機関への周知

報道発表、県内各市町村、関係経済団体、県内銀行・信用金庫へのメール、関係団体メールマガジン、県・産労部・企業立地課SNSを通じて周知した。

### 6 自己評価

海外に出向かなくても販路拡大に取り組む企業の裾野を広げ、外国語のホームページ・動画等のICTを活用し、海外に向けて自社商品や技術のPRを支援できた。

- 7 **新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項**  
特になし
- 8 **根拠法令・事務連絡等**  
なし
- 9 **事業費・財源**  
事業費 令和3年度 6,290千円  
財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
- 10 **5類移行に伴う対応**  
令和3年度に事業を終了しており、その後の対応はない。

## その他の事業者支援～経営支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、デジタル化の進展や新しい生活様式の浸透など、県内企業を取り巻く環境は大きく変化した。コロナ禍においても事業者が事業継続できるよう、各種経営支援を実施した。

### (経営支援)

- ・取組1 埼玉県業種別組合等応援補助金
- ・取組2 BCP策定支援事業
- ・取組3 Withコロナ時代に対応した地場産業のチャレンジ支援事業
- ・取組4 中小企業事業再構築支援事業
- ・取組5 学習塾における感染防止対策及び葬儀場における適切な対応

## 取組 1 埼玉県業種別組合等応援補助金

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症による経営上の影響を緩和するため、業種別組合等が実施する感染防止対策、事業継続や顧客減少による売上対策等の取組に要する経費について補助を行った。

### 2 経緯・取組内容

第1波～第4波（令和2年2月1日～令和3年6月10日）

経済団体からの意見や要望に対応するため、厳しい経営状況に置かれている県内中小企業や感染防止等を行う中小企業組合等を支援することを目的に令和2年5月に補助申請受付を開始。

補助対象となる事業期間は、令和2年4月1日～令和3年2月末日。

#### （1）補助対象者

県内に主たる事務所を有する次のいずれかに該当するもの。

- ①事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会
- ②商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ③生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合
- ④一般社団法人、公益社団法人

（構成員の概ね1／2以上が中小企業者であるものに限る）

#### （2）事業目的・対象経費

新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するために組合等が実施する感染防止、事業継続や売上向上等に係る適切な取組を支援する。

- ・対象期間：令和2年4月から3年2月末までの取組
- ・対象事業例：キャッシュレスへの対応、デリバリーの導入、感染防止のための店舗等の環境改善等の取組
- ・対象経費：人件費、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金

#### （3）補助金額・負担割合

上限額500万円（申請下限額100万円）県10／10補助

#### (4) 審査方法

補助対象事業の決定にあたっては、応募のあった提案（計画書）を審査・選考の上、選定。

#### (5) 補助事業のスケジュール

①応募受付期間	令和2年5月13日～5月26日
②審査結果通知	6月12日
③申請書提出	6月中旬～
④交付決定・補助金概算払	6月下旬～7月下旬
⑤補助事業完了	令和3年2月末
⑥確定通知	3月上旬

#### 【参考】

応募のあった主な取組

- ・感染防止対策の衛生用品購入経費（マスク・消毒液・アクリル板）
- ・事業、商品に係るホームページやチラシ等広告経費
- ・Web会議や研修に係るパソコン等機器、ネットワーク構築経費
- ・イベント経費（商店街）
- ・キャッシュレス決済導入
- ・テイクアウト、デリバリー導入経費
- ・その他（サーモグラフィー、換気扇設置など）

### 3 実施上の課題と対応

通常の補助事業とは異なり、極めて迅速な支援が求められたことから募集期間を2週間とした。

また、申請手続・添付資料の簡素化、審査の迅速化を図るとともに、応募締切から18日目に交付決定を行い、補助金を一括概算払いとする仕組みとし、組合等がすぐに補助対象事業を着手できるようにした。

### 4 ICTの活用

メールでの補助金申請も可とした。

### 5 広報・関係機関への周知

- ・知事の定例会見による報道機関への周知
- ・県ホームページでの周知
- ・埼玉県中小企業団体中央会や市内各課等を通じた組合や業種別団体に対

する周知

## 6 自己評価

短期間の募集ではあったが、対象事業を遡って4月から翌年2月までの取組とし、また当初の計画から感染症拡大による状況の変化（必要となる物資やイベントの開催方法などの変更）にも柔軟に対応できるよう、執行に際して適時相談に応じるなど、組合等が真に必要とする取組が可能となるように支援することができた。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

固定費や流動費の補填など、補助の目的・趣旨から外れた内容の申請が想定されるため、周知する際には「補助対象外」を明確に記載するなど留意する。

## 8 根拠法令・事務連絡等

埼玉県業種別組合等応援補助金交付要綱

## 9 事業費・財源

事業費 令和2年度 188,786千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

## 10 5類移行に伴う対応

令和2年度で事業を終了しており、その後の対応はない。

## 取組2 BCP策定支援事業

### 1 概要

経営基盤が脆弱な中小企業は、大規模災害や感染症の流行によって、経営に大きな影響を受けやすい。そこで、防災・減災の事前対策に関する計画である「事業継続力強化計画」の認定取得を支援することで、県内中小企業の事業継続のための取組を推進した。

なお、令和2年度の「強い経済の構築に向けた埼玉県戦略会議」における議論を踏まえ、取組を実施した。

### 2 経緯・取組内容・実績

#### (1) BCPに対する必要性の認識付与（令和2年9月～令和3年3月）

BCPの必要性を経営トップに認識してもらうための普及啓発セミナーを開催した。

##### 【実績】

BCPセミナー：4回 BCPワークショップ：1回

#### (2) 簡易版BCPによる備えの着手支援（令和2年9月～令和3年3月）

「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」を作成した業種別団体の構成企業がスムーズにBCPへ移行できるよう、「安心宣言」を活用した業種別の簡易なBCP様式及び記載例を用意し、県ホームページ等で普及を図った。

#### (3) 埼玉県産業振興公社によるセミナー、事業継続力強化計画の策定支援（令和2年9月～令和3年3月）

BCP策定の必要性を周知するための埼玉県産業振興公社によるセミナーを開催し、計画の策定に取り組む事業者の掘り起こしを行った。また、スキル・ノウハウ不足や人手不足が原因で計画を策定できない事業者に対し、無料で専門家を派遣し、計画の策定を支援した。

##### 【実績】

公社によるセミナー：2回

計画策定支援実績：(5) にまとめて記載

#### (4) 事業継続力強化計画の策定支援（令和3年度）

埼玉県産業振興公社に防災・減災の事前対策に関する専門家を配置し、県内中小企業の「事業継続力強化計画」の策定支援を行うとともに、業種別のモデ

ル事例集を作成し、計画の横展開を図った。

**【実績】**

事例集作成：1回

計画策定支援実績：(5)にまとめて掲載

なお、上記の他に0予算事業として、損害保険会社等と連携し、県による事業者向けBCP普及セミナーを3回実施した。

(5) 事業継続力強化計画の策定支援（特に連携型を支援）（令和4年度）

埼玉県産業振興公社に防災・減災の事前対策に関する専門家を配置し、特に複数企業同士を連携させた「連携型事業継続力強化計画」の策定支援を行った。支援事例は、商工団体の部会、中小企業組合等へ共有し、「連携型事業継続力強化計画」の普及・促進を図った。

**【事業継続力強化計画策定支援実績】 ※令和2年度からの累計**

内容	R2	R3	R4	累計
事業継続力強化計画	28	57	102	187
(内 連携型事業継続力強化計画)	0	(2G 7社)	(4G 39社)	(6G 46社)

なお、上記の他に0予算事業として、損害保険会社等と連携し、県による事業者向けBCP普及セミナーを5回、支援機関向けセミナーを1回実施した。

### 3 実施上の課題と対応

(1) 県内企業のBCP策定率の向上について

県内企業におけるBCPの認知度は高まっているが、未だ全国と比較しても策定率は低い。

【参考】(株)帝国データバンクの調査によると、企業によるBCP策定状況は全国で17.7%。一方、埼玉県では12.5%と全国を下回っている。

従来の中小企業へのBCP策定支援には、数の限界があるため、業界団体等と連携することで、より多くの事業者に効率的にBCPの必要性を周知・啓発（アプローチ数を拡大）する。

また、従業員数50人以上の中小企業を対象を絞り、BCPの策定状況を調査し把握した上で、公社専門家がプッシュ型で周知・啓発を行い、策定率の向上を目指す。

#### 4 ICTの活用

埼玉県産業振興公社では、BCP策定支援に係る相談等はオンラインでも受け付けた。また、各種セミナーもオンラインとの併用で実施した。

#### 5 広報・関係機関への周知

BCPの策定支援については、県や埼玉県産業振興公社のホームページに掲載するとともに、経営革新計画承認企業向けのメールマガジンを利用して周知を行った。また、公社による策定事例集を発行し、関係各所に配布した他、公社ホームページでもPDFにて公開した。

#### 6 自己評価

各種セミナーの実施により、県内中小企業へのBCP普及に寄与した。また、BCPの策定支援を行ったことにより、県内企業における感染症や自然災害等の影響を受けづらい経営体質への転換支援につながった。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

国の「事業継続力強化計画」の認定を受けると税制措置や金融支援、補助金の加点措置などの優遇措置があるが、その制度を普及させ、事業者のBCPへの挑戦意欲を向上させるためには、国による更なるインセンティブについて、他県等とも連携し引き続き提言していくことが考えられる。

#### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 中小企業等経営強化法
- ・ 埼玉県産業振興公社事業費補助金交付要綱
- ・ 埼玉県産業振興公社事業費補助金実施要領
- ・ 埼玉県産業振興公社事業費補助金交付要綱の運用

#### 9 事業費・財源

事業費	令和2年度	2,382千円
	令和3年度	7,297千円
	令和4年度	5,837千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

#### 10 5類移行に伴う対応

感染症への対応はもとより自然災害やサイバー攻撃などへの対応のため、

5 類移行後も引き続き、県内中小企業の事業継続力強化計画の策定支援やBCP普及セミナー等を実施している。

### 取組3 Withコロナ時代に対応した 地場産業のチャレンジ支援事業

#### 1 概要

地場産品を製造する産地組合等が実施する、ウィズコロナ時代に対応するための新たな取組や販路開拓のための広域的な展示会の開催・出展に対して補助を行った。

県内の数多くの地場産地組合を支援している「埼玉県中小企業団体中央会」を通じて補助金を交付することによって、その知見を活かした効果的な補助事業を実施した。

#### 2 経緯・取組内容

##### (1) コロナ対応チャレンジ事業（令和3年4月～）

県内の地場産業は、地域の雇用を支え、本県の経済発展をけん引してきたが、海外製品との競合や消費者の生活スタイルの変化等により、長期的に販路が縮小傾向にある。

加えて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、百貨店や専門店の催事中止に伴う売上の減少、展示商談会の中止・縮小による受注の減少など新たな危機的状況が生じている。

当該事業は、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け新たな課題を抱えながらも、自ら活路を見出すため、新たな取組にチャレンジする産地組合等を支援するものである。

補助額：上限150万円 補助率2／3

##### (2) 展示求評会出展事業（令和3年4月～）

地場産業企業にとって、製造する製品の品質や、その製造技術を直接伝えられる展示会は、ウィズコロナ時代においても、引き続き有効な販路開拓手段であり、リアルな展示会が開催されれば出展したいというニーズがあった。

当該事業は、産地組合等の販路開拓のための広域的な展示会の開催・出展に対して補助するものである。

補助額：上限15万円 補助率：1／2

### 【参考1】令和3年度実績

	実施産地組合等	補助対象事業	交付決定額 (単位:円)	確定額 (単位:円)
コロナ対応 チャレンジ 事業	埼玉県酒造組合	埼玉34酒蔵 紹介の動画作成	1,500,000	1,421,333
	埼玉皮革関連事業協同組合	米ぬかなめし商品開発とレザータウン草加ネットショップ構築と運用	533,333	533,333
	川口機械工業協同組合	受注機会拡大チャレンジ事業	1,500,000	1,500,000
	川口鋳物工業協同組合	川口鋳物販路拡大チャレンジ事業	1,460,000	1,460,000
	岩槻人形動画制作プロジェクト	岩槻人形Withコロナのための動画制作プロジェクト	1,500,000	1,500,000
展示求評会 出展事業	岩槻人形動画制作プロジェクト	岩槻人形Withコロナのための展示会プロジェクト	112,500	112,500

事業名	交付申請額	確定額	予算額
コロナ対応チャレンジ事業	6,493,333	6,414,666	7,500,000
展示求評会出展事業	112,500	112,500	750,000

### 【参考2】令和4年度実績

	実施産地組合等	補助対象事業	交付申請額 (単位:円)	確定額 (単位:円)
コロナ対応 チャレンジ 事業	川口商工会議所	川口i-mono・川口i-wazaブランドオンライン広報の強化	1,500,000	1,500,000
	埼玉県酒造組合	武蔵一宮 大宮氷川神社 参道「私のお気に入り」発見フェス PRIDE 埼玉2022	1,500,000	1,367,000
	春日部桐箱工業協同組合	春日部桐箱工業協同組合×公益社団法人 埼玉デザイン協議会との連携によるWithコロナ時代を目指したギフト桐ボックスのWeb展開事業	1,493,000	1,466,000
	埼玉県家具工業協同組合	埼家工が運営するHPのリニューアル事業 ～世界とつながる日本の【家具・インテリアの知恵袋】実現プロジェクト～	1,500,000	1,499,000
展示求評会 出展事業	川口鋳物工業協同組合	川口鋳物販路拡大出展事業(川口市市産品フェアへ出展)	114,000	98,000
	埼玉県鍍金工業組合	彩の国ビジネスアリーナ2023共同出展事業	150,000	150,000
	川口商工会議所	川口まちこうば芸術祭 川口市市産品フェアでの展示	150,000	150,000
	上尾ものづくり協同組合	あげお工業フェア出展事業プロジェクト	150,000	138,000

事業名	交付申請額	確定額	予算額
コロナ対応チャレンジ事業	5,993,000	5,832,000	6,000,000
展示求評会出展事業	564,000	536,000	600,000

### 3 実施上の課題と対応

#### (1) 産地組合等への周知について

事業実施団体である埼玉県中小企業団体中央会の会員ではない産地組合についても補助対象となるため、県及び中央会ホームページによる広報のみでは、支援情報の周知が行き届かない実態があった。

そのため、対象となる産地組合に対して、架電、訪問等を実施するとともに、チラシを作成し郵送することで、周知を図った。

#### (2) 産地組合における申請までの過程について

コロナ禍で危機的な状況ではあるが、どんな取組が問題解決に資するか検討中の組合も多く存在した。また複数の企業からなる組合は、企業単体よりも意思決定に時間を要する実態があった。

そのため、事業による効果をあげた産地組合が他の組合の模範となるような事業スキームとした。

また、コロナの影響を受け、売上減少に陥っている産地組合に対して、訪問等を実施し、新たな取組を検討してもらう機会を設けた。

### 4 ICTの活用

業務の効率化・申請の迅速化を図るため、電子メールで申請を受け付けた。

### 5 広報・関係機関への周知

県及び埼玉県中小企業団体中央会のホームページに掲載するとともに、チラシを作成し、商工会議所、商工会等に対し周知を行った。

### 6 自己評価

ネット・ECサイト等での販売強化、新しい生活様式に対応した新商品の開発など、産地組合等の新たな取組を支援することで、ウィズコロナ時代に対応した持続可能な経営体制の構築を促すことにつながった。

### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項 特になし

### 8 根拠法令・事務連絡等

埼玉県地場産業活性化再生支援事業補助金交付要綱

**9 事業費・財源**

事業費 令和3年度 6,534千円

令和4年度 6,376千円

財 源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

**10 5類移行に伴う対応**

5類移行後も産地組合等が実施する新型コロナウイルスに対応するための新たな取組や展示会への出展などに対する支援が当面の間必要なため、事業を継続している。

## 取組4 中小企業事業再構築支援事業

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症の影響による経済社会の変化に対し、自ら柔軟に新分野展開や業態転換などの事業再構築に取り組むことが重要である。そこで、中小企業等の事業再構築を促進するため、埼玉県商工会議所連合会内に「埼玉県事業再構築支援センター」を開設・運営し、専門家等による相談・計画策定支援により、国の事業再構築補助金の申請を支援した。

また、国の事業再構築補助金の対象とならない中小企業のデジタル技術を活用した新たな挑戦等を支援した。

### 2 経緯・取組内容

(1) 事業再構築支援センターによる事業再構築計画策定支援（令和3年10月～）

埼玉県商工会議所連合会内に、「埼玉県事業再構築支援センター」を設置し、支援員による相談、必要に応じた専門家派遣など、国の事業再構築補助金申請のための計画作成の支援を実施した。

また、事業者向けに、県内各地でセミナーを開催し、計画策定のポイント解説や個別相談会を実施した。

(2) 事業再構築計画策定費用補助（令和4年1月～令和5年3月）

国の事業再構築補助金を申請する際に事業者が策定する事業再構築計画について、その策定支援をコンサルタント等に依頼する際に必要な費用を補助した。

補助額：上限25万円 補助率：1/2

(3) 経営革新デジタル活用支援事業補助（令和4年1月～）

国の事業再構築補助金の対象とならない小規模な計画等について、経営革新計画に基づき、デジタル技術を活用した新サービス、新製品の開発やコスト削減を行う際に必要な費用を補助した。

補助額：50万円～150万円 補助率：1/2

(4) 経営革新グリーン分野進出支援事業補助（令和4年11月～）

国の事業再構築補助金「グリーン成長枠」の対象とならない小規模な計画等について、経営革新計画に基づき、国のグリーン成長戦略「実行計画」14

分野へ進出する際に必要な費用を補助した。

補助額：50万円～500万円 補助率：1/2

【参考】令和3年度、4年度事業実績

中小企業事業再構築支援事業 実績

		R3	R4 (R5. 3月末時点)	計 (R5. 3月末時点)
事業再構築支援センター	セミナー	開催回数: 2回 参加人数: 308人 (内訳) 県内認定支援機関214人 県内事業所94人	開催回数: 8回 参加人数: 101人 ※県内4地域で講演後、 個別相談会を実施	開催回数: 10回 参加人数: 409人
	相談	301件	401件	702件
	専門家派遣	13件 (支援企業数9社)	104件 (支援企業数72社)	117件 (支援企業数81社)
事業再構築計画策定費用補助金	(R5. 3月末時点)	交付決定35件/申請38件	交付決定79件/申請84件	交付決定114件/申請122件
経営革新デジタル活用支援事業補助金	(R5. 3月末時点)	交付決定3件/申請7件	交付決定143件/申請152件	交付決定146件/申請159件
経営革新グリーン分野進出支援事業補助金	(R5. 3月末時点)	—	交付決定12件/申請13件	交付決定12件/申請13件

3 実施上の課題と対応

(1) 国の事業再構築補助金の採択件数の向上について (「事業再構築支援センターによる事業再構築計画策定支援」における課題)

本県は全国5位の事業所数があるにもかかわらず、国の事業再構築補助金の採択件数は全国10位程度となっていた。

そのため、事業再構築支援センターにおいて、不採択になった理由を企業から収集・分析し、採択されやすい事業計画の策定に向けた具体的な助言を実施するとともに、セミナー開催時に、個別相談会を設け、より手厚い支援を行った。

(2) 補助金の周知について (「経営革新デジタル活用支援事業補助」及び「経営革新グリーン分野進出支援事業補助」における課題)

「経営革新デジタル活用支援事業補助」及び「経営革新グリーン分野進出支援事業補助」については、新しい補助金であり、開始当初は申請件数がなかなか伸びない状況があった。

そのため、具体的な想定事例や採択事例をチラシやホームページで周知するとともに、商工団体を通じた周知を行い、補助事業の内容を浸透させることで、申請件数の増加につながった。

#### 4 ICTの活用

コロナ禍のため、事業再構築支援センターの相談対応について電子メールでも対応した。

#### 5 広報・関係機関への周知

県のホームページに掲載するとともに、事業者宛てのパフレットを作成し、商工団体、事業組合等の各種関係団体に対し周知を依頼した。

#### 6 自己評価

新型コロナウイルス感染症により、経営上の影響を受けている事業者が、業態転換や新製品の開発を通じ、社会環境変化の影響を受けづらい経営体質に転換し、経営力向上推進の支援につながった。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

特になし

#### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 埼玉県中小企業事業再構築支援事業補助金交付要綱
- ・ 埼玉県事業再構築計画策定費用補助金交付要綱
- ・ 埼玉県経営革新デジタル活用支援事業補助金交付要綱
- ・ 埼玉県経営革新グリーン分野進出支援事業補助金交付要綱

#### 9 事業費・財源

事業費 令和3年度 11,043千円

令和4年度 150,106千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

#### 10 5類移行に伴う対応

新型コロナウイルス感染症を踏まえて始めた事業であるが、ポストコロナや物価高騰等に対応した中小企業等の事業再構築支援を実施していく必要があるため、5類移行後も引き続き、事業再構築支援センターや、経営革新計画に基づくデジタル技術の活用・グリーン分野進出に係る取組への補助により支援を実施している。

## 取組5 学習塾における感染防止対策及び葬儀場における適切な対応

### 1 概要

デルタ株の感染拡大に伴い、令和3年の夏以降、全国の学習塾において感染の広がりやクラスターの発生がみられた。このため、県内の学習塾に対し、感染拡大防止対策の徹底を依頼するとともに、学習塾に勤務する方の早期ワクチン接種等に取り組んだ。

また、埼玉県新型感染症専門家会議委員から新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の尊厳と遺族の気持ちに配慮した対応とケアが課題であるとの指摘を受け、県内の葬儀社に対し、故人の尊厳及び遺族の感情に配慮した適切な対応について依頼した。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 学習塾における感染防止対策の徹底

##### ア 学習塾に対する感染防止対策徹底の依頼

デルタ株の拡大に伴い、令和3年の夏以降、全国の学習塾で感染が広がり、クラスターの発生もみられた。

国は、「学習塾をはじめ、これまで大規模な感染が確認されなかった場所で多くのクラスターが発生している」として、8月末に業種別ガイドラインの見直しを指示した。

しかし、学習塾は開業に当たって営業許可等の許認可が不要であり、ガイドラインを作成している公益財団法人全国学習塾協会への加入も任意であるなど、ガイドラインの周知が行き渡りにくいという課題が浮き彫りになった。

そこで、県内の学習塾への依頼文と児童生徒・保護者に向けたチラシを作成し、9月2日に県内学習塾事業者にプッシュ型で感染防止対策の徹底を呼び掛けた。

さらに、専門家の監修の下、学習塾における感染防止対策に関する動画を作成し、対策の手順をわかりやすく周知した。

##### イ 学習塾に勤務する方への積極的な早期ワクチン接種の呼び掛け

学習塾における感染拡大を防ぐためには、児童・生徒と接する機会の多い従業員や講師の方に早期にワクチン接種を受けていただくことが重要であった。このため、保健医療部と連携し、埼玉県ワクチン接種センター（川越市、熊谷市）において、学習塾に勤務している方に対するモデルナ社製ワク

チンの優先接種枠（9月30日～10月3日、1日当たり合計1,800人分）を設け、9月10日に県内の学習塾に通知し、積極的な早期ワクチン接種を呼び掛けた。

#### ウ ワクチン接種対象者拡大の周知

ワクチン接種対象者が12歳以上の全県民に拡大され、9月24日から予約受付を開始したことについて、県内の学習塾に通知し、通塾している児童・生徒やその保護者への周知を依頼した。

### (2) 葬儀場における故人の尊厳及び遺族の感情に配慮した適切な対応について

埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議において、委員から、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の尊厳と遺族の気持ちに配慮した対応とケアが課題であるとの指摘があった。

国の対応を確認したところ、医療機関に向けた診療の手引きや葬儀社、火葬場に向けたガイドラインにおいて具体的な対応を示し、国ホームページや業界団体等を通じて周知していることがわかった。

しかし、葬儀社は事業実施に当たっての許認可もなく、葬儀社の業界団体加入は任意であるため、ガイドラインの周知が行き渡りにくいという課題が浮き彫りになった。

このため、産業労働部では、葬儀社に対して、直接通知を送り、ガイドラインの周知を行うとともに、適切な対応について改めて依頼した。

### 3 実施上の課題と対応

特になし

### 4 ICTの活用

学習塾における感染防止対策に関する動画について、YouTubeで公開するとともに、県公式SNS等により周知を図った。

### 5 広報・関係機関への周知

#### (1) 学習塾における感染防止対策の徹底

##### ア 通知

学習塾における感染防止対策の徹底、学習塾に勤務する方々への早期ワクチン接種の呼び掛け、ワクチン接種対象者が12歳以上の全県民に拡大されたことについて、学習塾事業者213社に通知

## イ 学習塾における感染防災対策に関する動画の広報

- ・ YouTubeに掲載するとともに、県のホームページのトップ画面の注目情報に「【動画公開中】学習塾における感染防止対策のポイント」を掲載
- ・ 公益財団法人全国学習塾協会及び全国私塾情報センターのホームページのトップ画面にリンクを掲載
- ・ 県公式Twitter、Facebook、県公式アプリ「まいたま」に掲載
- ・ 県内学習塾事業者へ通知
- ・ 記者発表（資料提供）
- ・ 動画ショート版（30秒）を作成し、県内3か所（大宮駅西口アルシェ、さいたま新都心駅前、川口駅前）の大型ビジョンで配信

- (2) 葬儀場における適切な対応  
葬儀社237社に通知

## 6 自己評価

学習塾における感染防止対策について、専門家監修の動画によりわかりやすく周知したことは評価できる。また、学習塾に直接通知したことで多くの事業者に御覧いただくことができた（※配信を開始した9月21日から9月29日までの約1週間の閲覧数は、学習塾事業者向けが約860回、児童生徒・保護者向けが約750回であった。）。

葬儀場における適切な対応については、葬儀社に直接通知を行うことで、あらためてガイドラインの遵守が認識され、適切な対応を図ることができた。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

特定の業界における感染拡大が明らかになった場合は、その業界に向けてあらためて感染防止対策の徹底や適切な対応を働きかける必要がある。

## 8 根拠法令・事務連絡等

なし

## 9 事業費・財源

事業費 291千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金  
一般財源

**10 5類移行に伴う対応**

令和3年度で事業を終了しており、その後の対応はない。

## (2) その他

### 生活福祉資金

#### 1 概要

従来は生活困窮世帯、高齢者世帯、障害者世帯のみに対象が限られていた生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金及び総合支援資金について、新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休業等に伴い収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、これらの世帯を対象とした特例措置が国により創設され、令和2年3月25日から実施された。

特例貸付創設時は受付期間を令和2年7月末までとしていたが、社会情勢を踏まえ受付期間等の延長が繰り返され、最終的に令和4年9月末で申請受付終了となった。

県では、貸付の実施主体である埼玉県社会福祉協議会に対して、国庫補助金を財源として、貸付原資、事務費、債権管理費に要する経費を全額補助するとともに、貸付の円滑な実施に向けた協力や助言指導を実施した。

#### 【特例貸付の内容】

- ・「緊急小口資金」：緊急かつ一時的な生計維持のための貸付
- ・「総合支援資金」：失業等により日常生活の維持が困難な世帯に対する貸付

	緊急小口資金		総合支援資金	
	従来	特例措置	従来	特例措置
貸付上限	10万円以内	20万円以内	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間：原則3月以内(*1)	同左
据置期間	2月以内	1年以内 (*2)	6月以内	1年以内 (*2)
償還期間	12月以内	2年以内	10年以内	同左
貸付利子	無利子	同左	保証人あり：無利子 保証人なし：年1.5%	無利子

#### \*1 総合支援資金の貸付期間（延長、再貸付）

- ・令和3年3月末までに初回の申請をした世帯  
→更に延長3月及び再貸付3月の貸付が可能（最大9月）
- ・令和3年4月以降に初回の申請をした世帯  
→11月末までに緊急小口及び総合支援が終了した世帯は、更に3月の再貸付が可能（最大6月）

## \*2 据置期間の延長

- ・ 緊急小口資金・総合支援資金（初回）

令和4年12月末以前に償還時期が到来する場合は令和4年12月末まで延長

- ・ 総合支援資金（延長）

令和5年12月末以前に償還時期が到来する場合は令和5年12月末まで延長

- ・ 総合支援資金（再貸付）

令和6年12月末以前に償還時期が到来する場合は令和6年12月末まで延長

### 【特例貸付の貸付実績】

	（貸付決定件数）	（貸付決定額）	
緊急小口資金	86,588 件	16,377,842 千円	
総合支援資金（初回分）	68,839 件	35,924,413 千円	
総合支援資金（延長分）	26,050 件	13,676,166 千円	※R3. 6月末終了
総合支援資金（再貸付）	44,016 件	23,125,999 千円	※R3. 12月末終了
計	225,493 件	89,104,420 千円	

## 2 経緯・取組内容

### （1）第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

- ・ 令和2年3月11日付けで、国が厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」を发出したことを受け、2月定例会に特例貸付の財源として令和元年度補正予算を上程し、実施主体となる県社会福祉協議会に補助金を交付した。
- ・ 令和2年3月25日から県社会福祉協議会で貸付の受付を開始（窓口は市町村社会福祉協議会）。
- ・ 特例措置の実施にあたり、令和2年3月18日付けで、国から、特に急を要する場合には申込日の翌々日までに送金が行われるよう事務処理の迅速化について協力を求める通知が発出された。
- ・ このことを受け、県社会福祉協議会を通じて、受付窓口となる市町村社会福祉協議会に周知。合わせて、市町村や福祉事務所など連携が必要となる機関に情報を提供した。
- ・ 令和2年4月7日の緊急事態宣言以降、緊急小口資金の申請が急増し、5月は申請件数が9,000件を超えた。
- ・ 総合支援資金（初回）の申請件数も5月以降急増し、6月、7月は5,000件を超えた。
- ・ 県社会福祉協議会は、急増する申請に対応するため、特例貸付専門チーム

2 2 名体制（フルタイムの応援職員・派遣職員）とスポットの応援職員・派遣職員を合わせ約 70 人の体制を整え対応した。

- ・ さらに、県では、4 月 23 日から 5 月 8 日の間の平日（延べ 8 日）に、1 日当たり福祉部職員 3 人を、また、ゴールデンウィークの祝日（延べ 3 日）は各 1 人の福祉部職員を派遣し、申請書類の審査業務、システム入力業務等の応援業務を行った。
- ・ 4 月臨時会に特例貸付の財源として令和 2 年度補正予算を上程し、県社会福祉協議会に対し、補助金を交付した。
- ・ 期間中の貸付状況

資金の種類	貸付申請件数	貸付金額
緊急小口資金	16,079 件	2,898,202 千円
総合支援資金（初回）	1,288 件	686,345 千円

- ・ 期間中の特例貸付に係る県の予算措置

年度	予算額	上程した議会
令和元年度予算（2 月補正）	1,154,000 千円	令和 2 年 2 月定例会
令和 2 年度予算（4 月補正）	2,544,772 千円	令和 2 年 4 月臨時会

- ・ 期間中の特例貸付に係る県社協への補助

年度	交付額	備考
令和元年度	1,154,000 千円	R2. 3. 30 交付決定
令和 2 年度	1,408,000 千円	R2. 5. 29 交付決定

（2）第 2 波（令和 2 年 6 月 10 日～令和 2 年 9 月 13 日）

- ・ 令和 2 年 6 月、国が、特例貸付の受付を令和 2 年 9 月末まで延長することを決定した（1 回目の延長）。
- ・ 県は、6 月 15 日から毎週月曜日に社会福祉課から職員 1 名を県社会福祉協議会に派遣し、申請書類の審査業務、システム入力業務等の応援業務を行った。
- ・ 県社会福祉協議会は、特例貸付専門チーム 2 2 名体制（フルタイムの応援職員・派遣職員）とスポットの応援職員・派遣職員を合わせ 6 月は 73 人の体制で対応した。
- ・ 令和 2 年 7 月、国が、総合支援資金延長貸付の実施通知を发出。総合支援資金（当初）を借りた方の貸付期間の延長手続きが 6 月末から始まることを受け、社会福祉課からの応援体制を 7 月まで継続した。
- ・ 県社会福祉協議会では、7 月から対応者を 86 人に増員して対応に当たった。

・ 期間中の貸付状況

資金の種類	貸付申請件数	貸付金額
緊急小口資金	20,443 件	3,867,437 千円
総合支援資金（初回）	15,896 件	8,429,125 千円
総合支援資金（延長）	5,058 件	2,697,296 千円

・ 期間中の特例貸し付けにかかる県の予算措置

年度	予算額	上程した議会
令和2年度予算（6月補正）	13,667,941 千円	令和2年6月定例会

・ 期間中の特例貸付に係る県社協への補助

年度	交付額	備考
令和2年度	2,544,772 千円	R2.6.30 変更交付
令和2年度	8,116,000 千円	R2.7.22 変更交付
令和2年度	12,161,000 千円	R2.8.7 変更交付
令和2年度	16,212,713 千円	R2.9.10 変更交付

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

- ・ 令和2年9月、国が、特例貸付の受付を令和2年12月末まで延長することを決定（2回目の延長）。12月には令和3年3月末まで更に延長することを決定（3回目の延長）。
- ・ 緊急事態宣言の延長に伴い、国が、緊急小口資金及び総合支援資金を終了した世帯を対象に、総合支援資金の再貸付の実施を決定したことを受けて、令和3年2月19日から総合支援資金再貸付の受付開始。
- ・ 2度目の緊急事態宣言が出された後、申請件数が再び増加し、11月から12月は1か月当たり各2,000件程度で推移していた緊急小口資金、総合支援資金の申請は3月にはそれぞれ5,600件、5,900件を超える件数となった。

・ 期間中の貸付状況

資金の種類	貸付申請件数	貸付金額
緊急小口資金	13,504 件	2,588,856 千円
総合支援資金（初回）	14,623 件	7,562,359 千円
総合支援資金（延長）	11,891 件	7,085,520 千円

・ 期間中の特例貸付に係る県の予算措置

年度	予算額	上程した議会
令和2年度予算（9月補正）	27,449,519 千円 (7,102,427 千円)	令和2年9月定例会

	(20,347,092 千円)	
--	-----------------	--

・期間中の特例貸付に係る県社協への補助

年度	交付額	備考
令和2年度	30,736,000 千円	R2. 10. 23 変更交付
令和2年度	31,736,000 千円	R3. 1. 12 変更交付
令和2年度	39,036,000 千円	R3. 2. 16 変更交付

(4) 第4波(令和3年2月23日～令和3年6月10日)

- ・令和3年3月、国が、特例貸付の受付を令和3年6月末までに再延長することを決定(4回目の延長)。また、5月には、令和3年8月末まで更に延長することを決定(5回目の延長)。
- ・県社会福祉協議会の体制は、令和3年2月下旬まで52人体制(県社協職員20人、派遣職員11人、委託業者21人)であったが、令和3年3月から派遣職員40人を追加し、92人体制とし、令和3年4月以降は96人体制とした。増大する申請件数に対応するため漸次担当者を増員し、迅速な貸付処理を行った。
- ・令和3年4月、県社会福祉協議会に債権管理センターを立ち上げ、最長10年にわたる債権管理と相談支援を適切かつ円滑に実施する体制を整えた(職員12名)。
- ・期間中の貸付状況

資金の種類	貸付申請件数	貸付金額
緊急小口資金	13,864 件	2,660,387 千円
総合支援資金(初回)	14,267 件	7,431,974 千円
総合支援資金(延長)	7,515 件	3,948,740 千円
総合支援資金(再貸付)	21,164 件	11,137,409 千円

・期間中の特例貸付に係る県の予算措置

年度	予算額	上程した議会
令和2年度予算(2月補正)	13,423,768 千円	令和3年2月定例会
令和3年度予算(2月補正)	15,128,346 千円	令和3年2月定例会

・期間中の特例貸付に係る県社協への補助

年度	交付額	備考
令和2年度	43,662,232 千円	R3. 3. 12 変更交付
令和2年度	57,086,000 千円	R3. 3. 31 変更交付
令和3年度	7,940,000 千円	R3. 5. 13 交付決定

(5) 第5波（令和3年6月11日～令和3年12月14日）

- ・ 令和3年6月、総合支援資金延長貸付の受付終了。
- ・ 令和3年8月、国が、令和3年11月末まで特例貸付の受付を延長することを決定（6回目の延長）。また、11月には、令和4年3月末まで更に延長することを決定（7回目の延長）。
- ・ 期間中の貸付状況

資金の種類	貸付申請件数	貸付金額
緊急小口資金	12,805 件	2,439,432 千円
総合支援資金（初回）	13,051 件	6,781,745 千円
総合支援資金（延長）	1,560 件	823,490 千円
総合支援資金（再貸付）	21,348 件	11,194,310 千円

- ・ 期間中の特例貸付に係る県の予算措置

年度	予算額	上程した議会
令和3年度予算（6月補正）	9,931,485 千円	令和3年6月定例会
令和3年度予算（8月補正）	11,059,763 千円	令和3年8月臨時会

- ・ 期間中の特例貸付に係る県社協への補助

年度	交付額	備考
令和3年度	22,279,387 千円	R3.7.16 変更交付
令和3年度	24,718,471 千円	R3.10.18 変更交付
令和3年度	29,853,922 千円	R3.12.3 変更交付

(6) 第6波（令和3年12月15日～令和4年6月5日）

- ・ 令和3年12月、総合支援資金再貸付の受付終了
- ・ 令和4年2月、国が、令和4年6月末まで特例貸付の受付を延長することを決定（8回目の延長）。4月には令和4年8月末まで更に延長することを決定、（9回目の延長）。
- ・ 令和4年3月から、県社会福祉協議会がコールセンターを設置し、借受者に対する相談支援を実施。債権管理センターの職員12名と委託業者で償還免除に係る審査等も行っている。
- ・ 4月中旬以降に免除案内を発送してから多数の問い合わせがあり、特に5月の連休中はつながりにくい状態となったため、県社会福祉協議会のホームページで比較的つながりやすい昼間の時間への案内を掲載した。
- ・ 期間中の貸付状況

資金の種類	貸付申請件数	貸付金額
緊急小口資金	5,997 件	1,151,452 千円
総合支援資金（初回）	5,480 件	2,698,590 千円

総合支援資金（再貸付）	1,486 件	767,030 千円
-------------	---------	------------

・期間中の特例貸付に係る県の予算措置

年度	予算額	上程した議会
令和3年度予算（12月補正）	5,334,846 千円	令和3年12月定例会
令和3年度予算（2月補正）	8,259,547 千円	令和4年2月定例会

・期間中の特例貸付に係る県社協への補助

年度	交付額	備考
令和3年度	34,671,249 千円	R4.1.7 変更交付
令和3年度	49,713,987 千円	R4.3.22 変更交付

(7) 第7波（令和4年6月6日～令和4年10月7日）

- ・令和4年8月、国が、令和4年9月末まで特例貸付の受付を延長することを決定（10回目の延長）。
- ・令和4年9月末、緊急小口資金、総合支援資金初回の受付終了。
- ・期間中の貸付状況

資金の種類	貸付申請件数	貸付金額
緊急小口資金	4,089 件	1,189,430 千円
総合支援資金（初回）	4,132 件	2,127,935 千円

(8) 第8波（令和4年10月8日～令和5年5月7日）※5類移行時点を暫定的な終期とする

- ・令和4年11月、県社会福祉協議会が特例資金の借受人への相談体制を拡充するために必要な費用を助成するため、生活福祉資金債権管理事務費として、令和4年度生活福祉資金貸付事業費補助金（特例貸付分）1,350,991千円を交付。
- ・令和4年10月に国から償還を猶予できるケースが具体的に示されたことを踏まえ、11月に、特例貸付の借受世帯に対するフォローアップにあたる県社協と自立相談支援機関との連絡会議を開催した。
- ・令和5年1月から緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の償還が開始され、県社会福祉協議会の債権管理センターで対応に当たっている。
- ・期間中の特例貸付に係る県の予算措置

年度	予算額	上程した議会
令和4年度予算（9月補正）	1,350,991 千円	令和4年9月定例会

・期間中の特例貸付に係る県社協への補助

年度	交付額	備考
令和4年度	1,350,991 千円	R4.11.14 交付決定

### 3 実施上の課題と対応

#### (1) 貸付事務

- ・申請者は正に生活に困っている状態であるから、いかに早く貸付決定するかが課題
- ・一方で現金の取扱いであり、限られた県社会福祉協議会の人員で迅速に確実に対応できるかが課題
- ・令和3年当初の申請爆発には処理が間に合わず、対応が後手後手となった。
- ・一方で申請数には波があるため、人員数はフレキシブルにする必要があり、対応として、委託スタッフ、嘱託スタッフの大幅増など状況に応じてフレキシブルに増減できるようにした。

#### (2) 債権管理

- ・件数も多く、据置期間も特例があり、償還期間も長期にわたるため、適正な債権管理が課題
- ・対応として、専従による債権管理センターを県社会福祉協議会に設置。長期にわたる適正な債権管理ができる体制を確保した。

### 4 ICTの活用

- ・生活福祉資金貸付事務については、県社会福祉協議会が専用システムを使用し、実施している。
- ・特例貸付の債権管理センターでは、クラウド型コールセンターシステムを導入して、集中状況に応じ、フレキシブルに回線を増減できる体制を整備している。
- ・また、クラウド型コールセンターシステムの活用により、外国語での問合せに対し、オペレーターと通訳者、借受人の3者通話による多言語対応をしている。対応言語は、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、トルコ語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語の8言語である。
- ・特例貸付制度の周知にあたって、ホームページや若い世代がなじみやすいFacebookなどのSNSを活用した。

### 5 広報・関係機関への周知

- ・ホームページやFacebookなどの県公式SNS
- ・彩の国だより、県政広報ラジオ番組
- ・チラシの配布（地域振興センター、就労支援の窓口、県内の大学・専門学校）

- ・埼玉県独自の周知用ポスターの作成及び61駅への掲出
- ・埼玉県独自の周知用チラシ作成及び配布（行政機関、民間団体、商業施設等）
- ・新聞7紙への新聞広告の掲出
- ・「チラッシュ」というサービスを活用したチラシの折り込み

## 6 自己評価

受付開始当初は、急増した申請数に対応が後手後手となる状況もあったが、急ピッチで体制を整え、申請数が増大しているときには、委託スタッフ、嘱託スタッフを大量に増員し、迅速で的確な貸付決定を行うことができた。

また、申請数や相談数には波があるため、委託スタッフ、嘱託スタッフを申請状況に応じてフレキシブルに増減できるようにし、効率的な体制で対応した。

結果として、225,493件、89,104,420千円の特例貸付の決定を行い、新型コロナウイルス感染症の影響で生活が困難となっていた世帯への迅速な経済的支援につながった。

## 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

今回の特例貸付の実施に当たっては、度々、受付期間や償還猶予期間が場当たりに延長され、その方針が直前まで国から示されなかったため、県民への十分な周知が難しく、県が予算措置をする場合においても、時間が短く対応に苦慮した。

また、本来、制度開始時に示されるべき償還猶予・償還免除の基準についても貸付の受付終了後に通知されるなど混乱した。

こうした特例貸付を行う場合には、国があらかじめ全体の方針を示すとともに早急に都道府県に通知されるよう要望したい。

## 8 根拠法令・事務連絡等

「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」（令和2年3月11日付け社援発0311第8号厚生労働省社会・援護局長通知） ※最新の改正通知：社援発1028第11号令和4年10月28日

## 9 事業費・財源

事業費	109,304,978千円
(内訳) 貸付原資	97,644,113千円
県社協事務費	862,827千円

市町村社協事務費	1, 187, 500千円
債権管理事務費	9, 610, 538千円

財 源 国庫10/10（生活福祉資金貸付事業推進費補助金）

事業費の推移

令和元年度2月補正	1,154,000千円（うち貸付原資1,080,000千円）
令和2年4月補正	2,544,772千円（うち貸付原資2,400,000千円）
令和2年6月補正	13,667,941千円（うち貸付原資13,516,713千円）
令和2年9月補正	27,449,519千円（うち貸付原資26,757,000千円）
令和3年2月補正	13,423,768千円（うち貸付原資13,320,000千円）
令和2年度計	57,086,000千円（うち貸付原資55,993,713千円）
令和3年4月補正	15,128,346千円（うち貸付原資14,862,000千円）
令和3年6月補正	9,931,485千円（うち貸付原資9,785,000千円）
令和3年9月補正	11,059,763千円（うち貸付原資10,846,600千円）
令和3年12月補正	5,334,846千円（うち貸付原資5,076,800千円）
令和4年2月補正	8,259,547千円（債権管理事務費）
令和3年度計	49,713,987千円（うち貸付原資40,570,400千円）
令和4年9月補正	1,350,991千円（債権管理事務費）
令和4年度計	1,350,991千円

10 5類移行に伴う対応

令和5年1月から償還が開始されているが、県社会福祉協議会の債権管理センターのほか、市町村社会福祉協議会においても借受人からの償還に関する相談に対応する体制を整え、個別に丁寧に対応している。

借受人の状況に応じて、償還免除あるいは償還猶予を適切に運用するとともに、生活困窮者自立相談支援機関など関係機関と連携して借受人の生活再建を支援している。

・特例貸付の償還免除、償還猶予実績

項目	対象債権数(A)	申請件数	決定件数(B)	(B)/(A)
償還免除	178,955件	71,566件	56,389件	31.5%
うち、5月～8月		14,595件	9,601件	-
償還猶予		18,860件	17,182件	9.6%
うち、5月～8月		1,289件	1,091件	-

※償還免除、償還猶予対象債権は令和5年1月から償還開始となる緊急小口資金、総合支援資金（初回）及び令和6年1月から償還開始となる緊急小口資金、総合支援資金（初回）、（延長）。

・債権管理センターコールセンターについて

コールセンターの体制(令和5年8月末)	
管理職員数	2人
電話対応スタッフ数	15人

コールセンターの問合せ件数	
累計(令和4年7月～)	48,022件
うち、5月～8月	13,119件

※問合せ内容は、償還免除、償還、償還困難、異動（住所、死亡等）など

## 外国人への支援（情報提供など）

### 1 概要

新型コロナウイルス感染症にかかる県民向けの情報を、外国人住民向けに多言語で提供する。

### 2 経緯・取組内容

第1波～第8波まで全てにおいて実施。

感染拡大の初期である令和2年1月下旬から、保健医療部と連携して、外国人住民及び海外からの渡航者向けの注意喚起情報等について多言語に翻訳し、県ホームページにおいて発信した。

緊急事態宣言時やまん延防止等重点措置移行時など、県として県民に対し感染防止対策に係る協力要請や注意喚起を行う際は、文書等を翻訳し、市町村や多文化共生キーパーソン（\*）、県国際交流協会、監理団体を通じて外国人住民向けの周知を行った。

また、外国人の感染者増加やクラスター発生に際して、令和4年1月12日の第74回県対策本部会議を受け、決定した要請内容を翻訳し、県から各国大使館に協力を求め外国人住民への注意喚起を行った。以降も必要に応じ、本部会議での決定事項について各国大使館等を通じて周知した。

特にワクチンの接種については、外国人住民へも積極的に推奨するため、「新型コロナワクチン接種について」のチラシを9言語（やさしい日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語）で作成した。チラシは、県ホームページに掲載するとともに、市町村や多文化共生キーパーソン、県国際交流協会、監理団体などに加え、外国人住民に身近な存在であるボランティアや日本語教室を通じて周知した。

なお、外国人総合相談センター埼玉においても、ワクチン関係や出入国・在留手続き関係など外国人住民からの相談に応じて、必要な情報を提供した。

(R2.5 県ホームページでの情報提供状況)



(ワクチン接種チラシの県ホームページ掲載)



\* 多文化共生キーパーソン

自治体からの情報や日本の生活習慣などを外国人住民に伝えるなど、外国人住民と行政等との間に立って橋渡しをする役割を有している。市町村からの推薦をもとに県が委嘱している。

3 実施上の課題と対応

感染拡大を防止するためには、外国人住民においても感染防止対策を実施いただくことが重要である。そのために、新型コロナウイルス感染症に関して必要な情報をより多くの外国人住民に伝えることができるよう、市町村だけでなく、大使館や監理団体、ボランティアなどの地域住民を通じて、情報提供を行った。

4 ICTの活用

特になし

5 広報・関係機関への周知

上記2と同様

6 自己評価

県民向けの情報を速やかに多言語で提供することで、日本語でのコミュニケーションに不安を持つ外国人住民をサポートすることが出来た。

**7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項**

新型コロナウイルス感染症の流行により、外国人住民が必要な情報を得ることの重要性が浮き彫りになった。今後起こりうる災禍においても、市町村だけでなく、大使館や監理団体、ボランティアなどの関係団体や地域住民を通じて、より多くの外国人住民に適切に情報を届ける必要がある。

また、国において各国大使館と連携し、在留外国人に対して早期かつ有効な情報発信を行う必要がある。

**8 根拠法令・事務連絡等**

なし

**9 事業費・財源**

なし

**10 5類移行に伴う対応**

特になし

## DV相談

### 1 概要

コロナ下で増加したDV被害者からの相談に対応するため、県内の各窓口において相談支援を行った。

### 2 経緯・取組内容

本県では、いわゆるDV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センター（以下、配暴センターという。）が、県の婦人相談センターや男女共同参画推進センターをはじめ、20の市（令和2年4月1日現在。）に設置され、被害者からの相談対応や自立支援に取り組んだ。

コロナ感染拡大におけるDV相談の影響であるが、令和元年度と令和2年度の県内配暴センターの相談件数において、対前年度比で19.9%と急増した。（図1）。

この傾向は、全国的なものでもあり、コロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によりDVの相談件数が増加している（「令和3年版男女共同参画白書」内閣府男女共同参画局）。

本県の現場のDV相談員からも「加害者と一緒にいる時間が長くなり、これまでに遭っていたDV被害に関する気づきが増え、相談件数の増加につながったのではないか。」との声があった。

そこで、本県では、こうした状況を受けて、様々な媒体により相談窓口の周知を図った。

具体的には、彩の国だより、県ホームページやSNS、ラジオや動画配信のほか、コロナ対策による県民への支援策の一環として新聞各紙でも広報を行った。直接県民の方に手に取ってもらえるよう、DV相談窓口を掲載したカードやリーフレットを作成し、市町村や大型商業施設、駅の女性トイレに設置するとともに、成人式でカードを配布するなど一層の周知を行った。

内閣府ではコロナ緊急対策として令和2年4月に10の外国語に対応した24時間電話相談及びSNS・メール相談窓口の「DV相談プラス」を設置しており、その利用も併せて呼びかけた。

国において、特別定額給付金支給に対し、住民票を移さないで避難しているDV被害者に対する配慮を行うに当たり、本県においても他都道府県、県内市町村と連携し、DV避難者が現在の居住地市町村において給付を受けられるよう円滑な事務の遂行を図った。DV相談ではこうした必要な情報提供にも尽力した。

さらには、内閣府の事務連絡に基づき、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在しているDV被害者については、住民票所在地以外の市町村でワクチン接種ができることについて県ホームページなどで周知を行った。

なお、本県では令和4年8月にウェブチャットによる相談窓口である「DVお悩みチャット@埼玉」を開設し、従来の電話や面接中心の相談に加え、あらゆる世代が相談しやすい体制の整備を図っている。



### 3 実施上の課題と対応

本県の「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」によれば、DV被害経験者のうち相談した人は約3割に過ぎないことから、潜在的な被害者が数多く存在すると考えられる。感染拡大期はもとより、平常時からDV防止に関する啓発や相談窓口の利用の呼びかけを行うことが必要である。

感染拡大時といった非常時においては、平常時における固定的性別役割分担意識を反映して、潜在的にあったものの、表面化してこなかったDV等の問題が表に出やすいことが明らかになった。

今後こうしたリスクに備え、平常時から県内市町村や関係機関等とDV防止に向けた取組に尽力していく必要がある。

### 4 ICTの活用

なし

### 5 広報・関係機関への周知

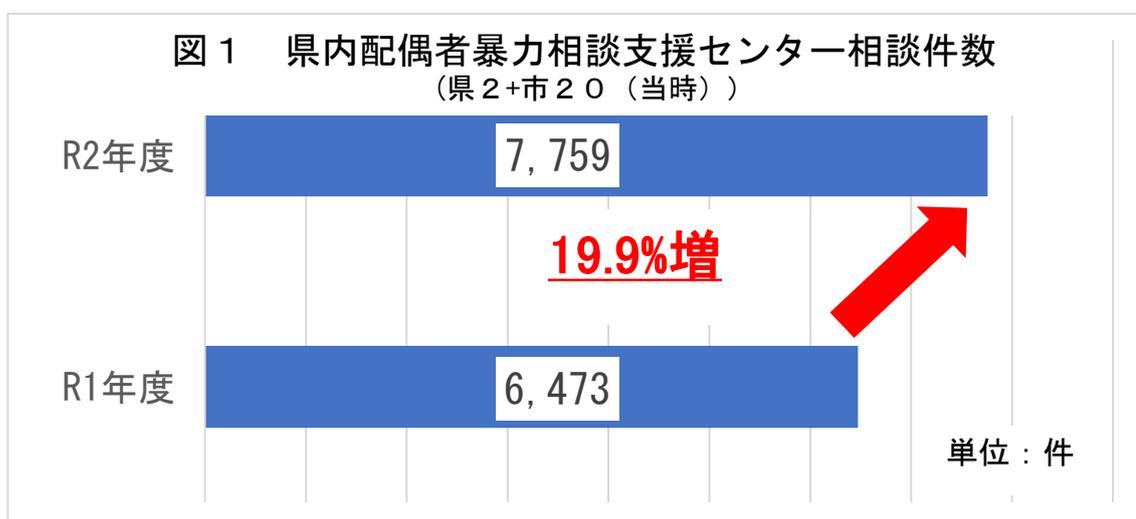
相談窓口利用の呼びかけとして以下媒体での広報を実施した。

- ・彩の国だより
- ・県ホームページやSNS、ラジオや動画配信
- ・新聞各紙

- ・カードやリーフレットを作成し、市町村や大型商業施設、駅の女性トイレに設置するとともに、成人式でカードを配布

## 6 自己評価

コロナ下におけるDV相談件数の増加に対し、日頃からDV防止に向け国、市町村、関係機関と連携を密にしていたことから、円滑に対応できたと考えている。令和3年度に策定したDV防止計画にも、この経験を踏まえ、「災害時や感染症拡大時等によるDVの深刻化への対応」という実施施策を新たに設け、相談窓口の啓発や啓発活動の充実を図ることとしている。今後とも平常時・非常時を問わずDVについて相談しやすい環境整備に尽力してまいりたい。



- 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項  
特になし
- 8 根拠法令・事務連絡等  
なし
- 9 事業費・財源  
なし
- 10 5類移行に伴う対応  
特になし

## 外国人相談

### 1 概要

外国人住民の不安解消と感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染症に特化した「外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン」を設置する。

### 2 経緯・取組内容

第1波～第8波まで全てにおいて実施。

国内感染者が確認された令和2年1月下旬から、外国人総合相談センター埼玉において外国人住民からの健康相談等があった場合に備えて、保健医療部や厚生労働省から発表されている情報を同センターに提供した。外国人総合相談センター埼玉において新型コロナウイルス感染症関連の相談が増加したことから、令和2年5月9日に「外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン」を設置した。

日本語の理解が十分でない外国人住民が、いつでも新型コロナウイルス感染症の相談をできるよう、ホットラインでは、埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターや埼玉県受診・相談センター等につなぐ電話通訳を行った。

対応時間や対応言語等は次のとおりである。

#### (1) 対応時間

24時間（土日祝含む）

#### (2) 相談方法

電話（専用回線を開設）

#### (3) 対応言語

22言語（やさしい日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ベンガル語、ヒンディー語）

#### (4) 運営

（公財）埼玉県国際交流協会への委託事業として実施

### 【参考：相談件数】

- (1) 外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン  
令和2年度 1,056件（5月9日～）

令和3年度 3,032件

令和4年度 2,755件

(2) 外国人総合相談センター埼玉（コロナ関連）

令和2年度 1,329件

令和3年度 782件

令和4年度 439件

### 3 実施上の課題と対応

地域における感染拡大防止のみならず、日本語の理解が十分でない外国人住民の不安解消も、重要な課題であった。

相談においては、外国人住民の利便性向上のため、埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター及び埼玉県受診・相談センターだけでなく、県で設置している各相談窓口と連携を図った。

各相談窓口には、外国人住民から相談があった場合に、ホットラインを活用して通訳を利用した相談ができることを伝えるとともに、日本語の理解が十分でないことから相談をためらう外国人住民に対しては、ホットラインにより24時間いつでも通訳を利用して相談できることを、チラシやホームページに掲載して周知を図った。

### 4 ICTの活用

特になし

### 5 広報・関係機関への周知

- (1) 県及び県国際交流協会のホームページ・メールマガジンへの掲載
- (2) ホットライン設置時の報道機関への周知
- (3) 11言語によるチラシの作成、県内63市町村・NGO団体・日本語教室・県内大学等への郵送・配布
- (4) 大使館、県内各社会福祉協議会や公民館、多文化共生キーパーソン等のボランティア関係者への情報提供

### 6 自己評価

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い速やかに相談体制を構築し、日本語でのコミュニケーションに不安を持つ外国人住民をサポートすることが出来た。

**7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項**

今後起こりうる災禍において、日本語の理解が十分でないことで外国人住民が不安を抱え孤立することのないよう、迅速に相談体制を構築することが重要である。

**8 根拠法令・事務連絡等**

なし

**9 事業費・財源**

事業費 令和2年度 22,883千円

令和3年度 25,626千円

令和4年度 25,673千円

※いずれもホットラインと外国人総合相談センター埼玉の  
合計額

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（令和2年度）

外国人受入環境整備交付金及び一般財源（令和3年度）

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（令和4年度）

**10 5類移行に伴う対応**

特になし

## 消費生活相談、生活必需品の価格動向調査・監視・指導

### 1 概要

令和2年4月の緊急事態宣言を受け、埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に基づき生活必需品の価格動向の調査を実施するとともに、適正な販売に向けて事業者の監視及び指導を行った。

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第2条による物資の指定が行われた場合、県は買占めや売惜しみを行う事業者に対して、当該法律により調査、指示・命令・立ち入り検査を行うが、同法による物資の指定は実施されなかった。

国民生活安定緊急措置法第26条に定める生活関連物資等に関して、同法施行令第1条において指定された物品は、同法施行令第2条において転売が禁止される。令和2年3月15日に衛生マスク、同年5月16日にアルコール消毒液が国により転売が禁止される物品に指定されたが、標準価格設定は行われず、同年8月29日に指定はすべて解除された。

### 2 経緯・取組内容

#### (1) 第1波（令和2年2月1日～令和2年6月9日）

令和2年4月7日、県ホームページに情報提供窓口を設置し、物品の買占めや価格上昇に関して県民にメールでの情報提供を呼びかけた。

同年4月8日に市町村に対し、物品の買占めや価格上昇に関し県民から寄せられた情報の提供を依頼した。同様に包括的連携協定締結企業である小売事業者5社に対しても情報提供を依頼した。

寄せられた情報25件に対しては、条例に基づき調査権限のある県職員が販売事業者に対して立入調査を行い、報告書の提出を求めた。衛生マスク及びアルコール消毒液について禁止される転売でないことを確認するほか、県民感情に配慮した適正な価格の設定を行い販売するよう14件に対し行政指導を行った。

同時に、県としても価格動向調査を実施し監視を行った。令和2年1月末から県職員が県内の5市（さいたま、川口、熊谷、川越、春日部）のドラッグストア2店舗ずつに対し、週2日（月、金曜日）、衛生マスク及びアルコール消毒液の価格動向調査を実施した。

同年4月7日の緊急事態宣言を受け、同年4月10日からは衛生マスクなどに食料品5品目（米、食パン、牛乳、鶏むね肉、インスタントラーメン）を加えた生活必需品7品目の価格動向調査を実施した。

同年5月8日からは、それまで県職員が行ってきた価格動向調査を、委嘱した生活必需品監視員が7品目の陳列状況、価格動向、購入制限や入荷予定を調査、監視する方法に変更した。

(2) 第2波（令和2年6月10日～令和2年9月13日）

令和2年5月8日から、生活必需品監視員（県内の消費生活相談員や消費者団体活動を行う者で、市の推薦を受けた22名に委嘱）が県内の小売店舗において、7品目の陳列状況、価格動向、購入制限や入荷予定について、週3回、11市の22店舗に対し調査し、監視を行った。調査報告は県の電子申請システムを活用して集計を行った。

県職員による立入調査に当たっては、他課の職員の応援（のべ3人）を受け、情報提供のあった事業者への指導を徹底した。

調査の結果、同年6月中旬の時点において食品5品目及び衛生用品2品目いずれも概ね安定した販売状況に至ったことが確認できたため、価格動向調査は令和2年7月3日（金）をもって一時休止した。

その後は週3日、さいたま市の小売店舗2店において、県職員による調査を継続した。

(3) 第3波（令和2年9月14日～令和3年2月22日）

県職員による週3日の調査を継続した。

(4) 第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）

令和2年度は年間を通して、さいたま市の小売店舗2店において週3日、県職員による調査を継続して行ったが、当面、販売状況に支障は生じないと判断したことから、令和2年度3月末をもって調査を休止した。

(5) 第5波～第8波（令和3年6月11日～）

生活必需品の供給や販売状況に支障が生じた場合には価格動向調査等を再開する予定であるが、現在のところそのような兆候が見られない。

### 3 実施上の課題と対応

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律や国民生活安定緊急措置法に基づく対応ではなく、県条例に基づく立入調査や指導であったため、悪質な事案が発覚した場合であっても法に基づく罰則の適用等が不可能であった。

#### 4 ICTの活用

令和2年4月の緊急事態宣言を受け、県民から物品の買占めや価格上昇に関する情報提供を求めた際に、電子メールによる情報提供を呼び掛けた。

また、同年5月以降の生活必需品監視員による調査の集計の際には、県の電子申請システムを活用した。

#### 5 広報・関係機関への周知

緊急事態宣言を受けて、速やかに各市町村や連携協定を結ぶ事業者に対し、物品の買占めや価格上昇に関する情報提供を依頼するとともに、県としても調査を実施し、結果を速やかに周知する体制を整えることができた。

#### 6 自己評価

県内の生活必需物資の価格動向等について自主調査により把握を行い、県民等から情報提供のあった事業者に対しても立入調査や指導を行うなど、県の権限において可能な部分については速やかに対処することができた。

#### 7 新興感染症の感染拡大時の対応における課題及び国へ提言すべき事項

生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律及び国民生活安定緊急措置法による対応が十分になされなかったことから、国には今後の新興感染症の感染拡大時に、これらの法律により迅速に買占め、売惜しみ、転売等に対応できるよう関係規定等について整備を行うことを求めたい。

#### 8 根拠法令・事務連絡等

- ・ 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例
- ・ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律
- ・ 国民生活安定緊急措置法

#### 9 事業費・財源

事業費 令和2年度 462千円

財源 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

#### 10 5類移行に伴う対応

特になし